

令和3年第1回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 3 月 1 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 副議長選挙

第 5 行政報告

第 6 請願・陳情の委員会付託

第 7 発委第 1 号

提案～採決

第 8 議案第 1 号～議案第 17 号

提案～審議

第 9 議案第 18 号～議案第 23 号

提案～付託

第 10 議案第 24 号

提案～審議

第 11 諮問

議 事 日 程（第1号の追加1）

令和3年3月1日（月曜日） 午前9時00分 開会

第1 議会運営委員の選任

第2 常任委員会副委員長、議会運営委員会副委員長の選任結果の報告

第3 上伊那広域連合議会議員選挙

第4 伊那中央行政組合議会議員選挙

○出席議員（8名）

1番 百瀬輝和  
2番 山崎文直  
3番 原源次  
5番 笹沼美保

6番 都志今朝一  
7番 加藤泰久  
9番 三澤澄子  
10番 丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一 直  
副村長 原茂 樹  
教育長 清水閣 成  
総務課長 堀正 弘  
地域づくり推進課長 田中俊 彦  
会計管理者 松澤厚 子  
財務課長 唐澤英 樹

住民環境課長 清水恵 子  
健康福祉課長 伊藤千登世  
子育て支援課長 唐澤孝 男  
産業課長 出羽澤平 治  
建設水道課長 藤澤隆  
教育次長 伊藤弘 美  
代表監査委員 原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長 松澤 さゆり  
議会事務局次長 高木 謙 治

## 会議のてんまつ

令和3年3月1日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（丸山 豊） お疲れ様です。

新型コロナウイルス感染症世界大流行は、もう既に1年余りが経過しております。緊急事態宣言も一部地域で解除となりましたが、首都圏は継続中であり年度末となる今は大事なときであります。知事メッセージや村長メッセージを留意の上、油断しないよう、気を緩めないよう、もうしばらく感染拡大を防ぐ努力をしたいものです。そして、オリンピック・パラリンピックの開催に期待しましょう。

本日開会の定例議会は、令和3年度の事業や予算を審議する重要な議会であります。骨格予算であっても60億を超えております。内容等しっかり議論、審議していただくことをお願いし、ただいまから令和3年第1回南箕輪村議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、9番、三澤澄子議員、1番、百瀬輝和議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

本日招集されました、令和3年第1回南箕輪村議会定例会の会期日程等につきましては、過日、議会運営委員会を開催いたしました。次のように決定しましたので、報告をいたします。

本定例会に付議された事件は議案が24件、諮問が1件、発委が1件であります。このうち、諮問と発委第1号は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、陳情が5件提出されております。

会期は、本日3月1日から3月12日までの12日間とし、この間で2日から9日まで本会議を休会といたします。

また、最終日12日の開会時刻は午後3時を予定しております。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月12日までの12日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和3年第1回議会定例会を招集を申し上げましたところ、大変お忙しい中、全議員の出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

今年の冬は東北地方や日本海側では記録的な大雪に見舞われ、高速道路で何百台も渋滞に巻き込まれ、自衛隊が派遣されるなど災害級の気象状況でありました。しかし、この地域では大した積雪もなく暮らしやすい年となっており、大変ありがたいことであります。

しかし、先日は福島県沖を震源とした大きな地震が発生しました。被災された皆様にはお見舞いを申し上げますが、東日本大震災の余震だと言われており、震災への日頃からの準備の大切さを思い起こさせる場面でありました。今年こそ、災害のない平穏な年になることを願うばかりであります。

まず、新型コロナウイルス関連でありますけれども、昨年この3月議会の折に、世界中に感染が広がりつつある新型コロナウイルスの国内での拡大が危惧されると申し上げたことを記憶しております。あれから1年、想像をはるかに上回り私たちの社会経済活動を翻弄し、1年たっても収束の見込みが立たないとは想像すらできませんでした。感染拡大に伴う各種支援のため、昨年の4月以降様々な対策も講じてきたところであります。

先日、国において第3次の補正予算が成立したことを受け、村におきましても新たな事業展開をしていく予定であります。住民の皆様には、引き続き手洗いやマスクの着用を含む新しい生活様式の徹底と感染防止に努めていただきたいと思います。

春は別れと出会いの季節、人生の大きな節目となるときであります。県内の感染症は今のところ落ち着いてはいますが、大切な時間を穏やかに迎えるためには、今私たちが徹底した感染拡大防止に努めなければなりません。ぜひ御協力をお願いをいたします。

春の訪れもすぐそこまで来ております。感染症の拡大が早期に収まり、一日も早く収束することを願うところであります。

新型コロナウイルス感染症の収束に向かわせるための試金石となるのがワクチン接種であります。村では、2月上旬に村内開業医の先生方と話し合いをさせていただき、方法等相違はありますけれども御協力をいただけることとなりました。2月中旬から医療従事者のワクチン接種が始まりましたが、村では4月以降、65歳以上の高齢者から順次ワクチン接種を実施すべく、鋭意準備を進めております。これだけ大規模な接種は経験ない事業でありますので、全庁を上げて取り組んでまいります。

しかし、今の状況で行けば予定よりも遅れていくのではないかと、こんなことが言われておりますし、一番困るのは、いつ、どのくらいのワクチンの供給があるのか、それがはっきりしないことには、いわゆる予約を受け付けていくこういう状況にはならないところでありますので、国におきましても一日も早くその辺を明らかに、大変難しいことではあると思っておりますけれどもしていただきたいなというふうに思っておるところであります。

また、一般の皆さんの接種となりますと、これは個別接種だけではとてもやりきれないなというふうに思っておりますので、集団接種を織り交ぜながらということになってくるというふうには考えております。

さて、経済の状況であります。内閣府が先日公表をしました月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、持ち直しの動きがあると見られるとされております。緊急事態宣言による下振れのリスクの高まりに十分注意する必要があるとされておるところであります。

一方、この地域の経済動向であります。村ではいわゆるコロナ倒産と言われるものは今のところありません。また、ハローワーク伊那が公表した月間有効求人倍率も1を超えてきており、持ち直しの兆しが見え始めたところではありますが、今後の新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況に注視をしていかななくてはなりません。

このような中、今年度の村税収入を報告を申し上げます。

個人村民税につきましては、当初予算より1,000万円の減の7億9,000万円余りと見込んでおります。法人村民税は、新型コロナウイルスの感染症により大きな影響が出ており、12月議会で5,000万円を減額しましたが、さらに2,000万円減の1億4,000万円と見込んでおるところであります。固定資産税は新築住宅の増や償却資産が想定よりも好調だったことから、12月議会で700万円を増額しておりますが、収入状況からさらに300万円増の10億600万円を見込んでおるところであります。軽自動車税の環境性能割は90万円増の270万円、種別割は120万円増の6,020万円、たばこ税は300万円減の1億4,000万円、入湯税につきましては12月議会で1,200万円を減額しておりますが、コロナ前の状況にはまだまだ回復していないことから、さらに300万円減の2,400万円と見込みました。納税の猶予の申請も、村民税や固定資産税を中心に1,200万円ほどあり、それらも見据えての補正金額としております。

過年度分を含めまして、令和2年度の村税全体といたしましては、当初予算の22億2,700万円から8,200万円減の21億4,500万円余りと減額補正をお願いしますが、細部につきましては、この後の議案の中で御説明をいたします。

さて、令和2年度も残すところ1か月余りとなりました。本年度予定しておりました事業はおおむね予定どおり実施できるものと考えておりますが、現在の村の情勢について報告させていただきます。

2月14日、議員の皆さんも出席をいただいて、今年度の表彰式を開催させていただきました。各分野で村政発展のために御尽力いただいた6名の方を表彰させていただき、21の方に感謝状を贈らせていただきました。先人の皆様に築き上げていただいた歴史の上に今の私たちがあり、表彰させていただいた方々をはじめ、村民の皆様の御協力により現在の村の発展があると感じており、感謝を申し上げる次第であります。

なお、村の日の広報といたしましては、懸垂幕を村民センターに掲示させていただくとともに、まっくんバスやウェブサイトを活用いたしました。また、関連事業といたしましては、村内の小・中学校、保育園及び介護福祉施設での特別給食を提供したところでもあります。今現在、146年目を力強く歩み出しております。150周年の記念の準備も始めていかなければならない時期となってきております。150年、盛大に開催できればなというふうに思っておるところであります。

既に御承知のことと思いますが、昨年1年間の人口動態に関する数値が発表されました。この人口動態は住民基本台帳の人口とは若干異なっておりまして、県の集計仕様が違うということですので、その点は御理解も御願いをしたいというふうに思います。

南箕輪村は110人の増加で、人口増加数は軽井沢町に続き県下で2番目となっております。

コロナ禍を心配をいたしましたでしたが緩やかな増加傾向にあり、自然増減では増加したのは県内で本村のみでありました。この傾向はまだ続くものと思われ、全国的には人口が減少している中で大変ありがたいことでもあります。しかし、人口減少が全国的な課題となっている中、本村におきましてもいつまでも人口が増え続けるということはありません。さらなる移住・定住策に取り組んでいかなければと感じているところであります。

地方創生関連では、若者回帰、定住増進支援事業として、昨年12月に保護者向け就活セミナーを新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインで開催をしたところであり、保護者の方69名の参加があり、関心の高さをうかがうことができました。

子育て女性再就職支援事業による再就職者数は、事業開始から今年1月まで214名で引き続き成果を上げておりますが、新型コロナウイルスの影響等によりまして、昨年度より企業の募集状況は鈍くなってきているため、就業人員数も鈍化傾向にあります。コロナ禍における支援事業であります。地元応援商品券事業の第2弾につきましては、1月末まで御利用いただき利用率は95%でありました。第1弾よりも多くの住民の皆さんに使用いただき、経済効果にもつながったものと思っております。

また、感染拡大防止と御家族等の不安解消を目的といたしまして、受験等でやむを得ず県外との往来をしなければならぬ状況にある学生等の皆さんを対象に、本年2月1日から3月31日までの間にPCR等の検査を受けた費用の一部を補助する事業を実施しております。積極的な活用をお願いいたします。

地域公共交通関係であります。伊那地域定住自立圏事業で、伊那市が運行をしておりますAIを活用した乗り合いタクシーの村内一部での運行の道筋が整ってまいりました。手始めに、伊那市と隣接する南部小学校通学区域を対象に、本年10月から試行を開始する計画であります。その利用状況等を見ながら、交通形態につきまして総合的に検討していく必要もあろうかというふうに思っております。いわゆる交通弱者をどうしていくのか、これからの高齢化社会、本当に重要な課題というふうに思っております。伊那市が先進的に進めておりますAIを活用しての乗り合いタクシー、南箕輪村にも横展開をしていただけるということで協議が整いました。本当にありがたいなというふうに思っております。

やはり、今広域連携の時代であります。大きな自治体がいろんなものを研究しながら、我々のような小規模な自治体へ活用をしていただけるということ、本当に広域連携はこれからさらにさらに進んでいくのではないかなというふうに思っております。こういったことがモデル的なケースになるのではないかと期待をしておるところでもあります。

次に、福祉関係であります。令和3年度からの高齢者福祉計画介護保険事業計画と、障害者福祉計画を福祉計画策定懇話会において検討をいただき、策定いたしました。計画期間は令和5年度までの3年間です。それぞれの計画に沿って事業を展開し、福祉施策の一層の充実を図ってまいります。第8期の介護保険料につきましては、介護報酬の引上げや改定やあるいは要介護認定者数の増加により、介護給付費が年々増加していることが見込まれておりますけれども、準備基金を取り崩し活用することで保険料は据置きといたしました。介護保険につきましては、本当に第1期から比べると介護保険料はかなり増額されてきておりますので、できることであればということで据置きとさせていただきました。

次に、保育園関係であります。令和3年度の保育園の入園希望がまとまりました。途中入園が加わる年度末には709人と、今年度と比べて28人ほど減る見込みであります。また、未



満児保育の希望が多いため、今後もハローワークや女性の就労相談、求人広告等も活用しながら保育士の確保に努めてまいります。

保育士の確保、これが非常に重要であります。この点につきましては、精力的に確保してまいりたいというふうに思っておりますし、このところ出生者数、昨年は160人台に戻りました。その前の2年間は140人台ということで心配をいたしました。また従来の出生者数に戻ってきておるといふことでもあります。この傾向が続けばという、こんなふう願っておりますところでもあります。

続いて、産業関係であります。道の駅大芝高原は、他に例を見ない多目的に楽しめる道の駅として認知度も高まりつつあると感じていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で大芝高原まつりなどの大きなイベントに加え、味工房や森の交流施設を拠点にセラピーロードや大芝高原の自然を楽しむイベントの多くが中止や規模縮小となり、にぎわいの創出も停滞をいたしましたところでもあります。

経ヶ岳バーティカルリミットは参加選手の評価が高く、年々定着してきたものと感じておりましたが、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となってしまいました。中途であります。中止ということで判断をさせていただきました。大会参加料の返金対応を行ったところではありますが、約8割に当たる選手の皆さんが、今年大会の参加料に充てていただきたいということとなっております。そんなことで、関心の高さがうかがえるところでもあります。感染症が心配するところでもありますけれども、来年度は5月22日に開催を予定し、2月15日から参加受付を開始しました。開始に当たっては、感染症拡大予防対策に万全を尽くしてまいります。

防災研修センターの建築につきましては、2月25日に入札を行いました。議会議決をお願いする金額となりましたので、今議会に追加議案として提案をさせていただきたいと思っております。

金芽米、風の村米だよりにつきましては、11月から学校給食に導入し、多くの子供たちからはおいしいお米と感想を頂いております。令和2年産米の作付面積は約50ヘクタールまで拡張いたしました。これからも作付面積の拡大を図り、南箕輪村のブランド米として評価をし、ふるさと納税の返礼品となるよう準備を進めております。普通のコシヒカリより高めの価格ですが、多くの皆さんに食べていただきたいと願っております。この風の村米だよりにつきましては、二十数年を要しましてようやく今の状況にたどり着いたところでもあります。農業施策というのは本当に難しいなというふう感じたところでもありますし、長い年月を要しながら1つの形にできたということは、本当によかったな、ありがたいなというふう思っております。

そのほか、大芝高原味工房のおやきや大芝高原おもてなしプリンもふるさと納税の返礼品に加えてまいります。また、新たに冷凍プリンの販売を開始し、こちらの新作プリンも好評であります。

大芝高原はいよいよ観光シーズンを迎え、4月の大芝高原桜まつりでは人気のウオークラリー、また経ヶ岳バーティカルリミットに合わせまして、プリンフェスなど計画をしております。コロナ禍であります。感染防止対策を行いながら春の大芝高原ににぎわいが戻ってくればと思っております。しかし、この辺の取組につきましては、今後の感染状況を十分見極めながらということになってまいりますので、その辺はぜひ御理解をいただ

ければなというふうに思っております。

今年度の除雪関連事業についてであります。融雪剤散布は数回出動しておりますが、除雪は部分的な出動のみで1回であり、昨年同様委託料は例年よりも少ない状況であり、今後の降雪も心配されますので、引き続き交通機能の確保に努めてまいります。

村計画の道路改良事業につきましては、現在黒川護岸改修工事、県道伊那北殿線のクランク拡幅工事に伴う、村道1041号線道路改良工事などを実施しております。県道伊那北殿線のクランク拡幅につきましては、これも長い年月を要しましたがようやくあのクランクが解消されることになり、本当にありがたいというふうに思っております。

また、村道3008号線、北原K O A前道路の改良工事及び村道10号線舗装修繕工事については、国の第3次補正がつきました。今議会では国の補正予算関連事業をはじめ、予算の繰越をお願いする事業があります。引き続き事業の進捗に努めてまいります。地区計画事業につきましては、今年度は27事業を実施しました。令和3年度は継続9事業を含む30事業について実施していく予定であり、早期完成を目指してまいります。

上水道関係では、今年度実施しました南殿、沢尻地区の配水管ループ化工事をはじめ、各事業はおおむね順調に進んでいます。なお、昨年報告させていただきました新たに購入する2トン級給水車につきましては、コロナ禍の影響で原材料の調達が遅れていること、全国的に災害が多発している影響から、給水車の発注が集中しており納入が令和3年8月となる予定であります。また、大芝非常用水源の水質確保については、令和3年の当初予算において必要な工事費を計上し、早期に配水できるように対応をする予定であります。この事業につきましては、全協で説明を申し上げたところでございます。

下水道関係につきましては、今年度発注した計画策定、詳細設計業務は全て完了し、来年度以降こうした計画、設計に基づいて事業を進めてまいります。

今議会では、国の第3次補正に伴い前倒して工事を実施するため、繰越事業として下水道ストックマネジメント計画に基づいた改築工事、地震対策におけるマンホール継手の耐震設計業務について増額補正をお願いいたします。

教育委員会関係であります。小・中学校は新型コロナウイルス感染症の影響を多く受けた1年でありました。臨時休業や卒業式、入学式をはじめとした行事の制限、修学旅行等の変更や中止など、子供たちにとっては大変な年となったところであります。そんな中で、教職員をはじめ関係者の知恵を出し合い、どんな形であれば子供たちの願いを達成するのかを探ってまいりました。感染症対策においては多くの予算をお認めをいただき、学習環境の整備を行うことができました。学習の保障面では心配をいたしました。何とか1年間の教育課程を修了することができますので、引き続き子供たちの安全・安心を第一に取り組んでまいります。

施設整備につきましては、現在南箕輪小学校のトイレ改修工事と中学校プールの改修工事を行っております。3月中に完了見込みとなっております。また、移転新築を決めました学校給食センターにつきましては、肉付け予算の費用とはなりますが、整備に向けた作業を進めております。

また、ICT環境整備は3月中に児童生徒一人一台のタブレット端末と通信環境整備が完了する予定となっております。教職員のスキルアップと並行しながら、子供たちのICT教育の推進を行ってまいります。引き続き地域ぐるみでの子育て、子供を真ん中にした地域づ

くりを念頭に進めてまいります。

さて、今議会では新年度予算の審議をお願いいたしますが、4月に村長選を控えておりますので、経常経費を中心とした骨格予算とさせていただきます。概要につきましては、簡単に説明申し上げます。

令和3年度一般会計予算案であります。前年度当初予算と比較し5.2%、3億4,000万円減の62億4,000万円とさせていただきます。初めに歳入であります。村税であります。新型コロナの影響を踏まえ、2億4,300万円減の19億8,300万円といたしました。このところ20億円台を維持しておりました村税収入も、19億円台に落ち込むということになりました。リーマンショックと同じくらいの落ち込みとなっておりますのでございます。

地方消費税交付金であります。コロナの影響による消費の落ち込みから1,000万円減の3億4,000万円とし、地方交付税は税収の減などによる基準財政収入額の落ち込み、あるいは人口増加に伴う基準財政需要額の増を勘案をし、前年度に比べ当初予算と比べますと3億円増の18億7,000万円を見込んだところであります。

次に、歳出であります。骨格予算ではあります。施策的なものにつきましては新村長の下での編成となりますが、新型コロナワクチン接種や感染症対策など緊急を要し、年度当初から取り組む必要があるものにつきましては、当初予算に計上させていただきました。また、自主財源が大幅減となり、財政状況が非常に厳しくなることから、消耗品などの事務経費につきましては2%の削減を行っております。なお、村長選挙後の肉付け予算に備えまして、予備費として4億5,000万円余りを計上し、事業の財源として留保をしております。これに加えまして、この最終補正一般会計ベースで、予備費として約3億円弱を計上させていただいたところであります。2億円が新年度の当初予算に既に計上されておりますので、1億円程度が余裕財源として回っていくというふうに思っておりますので、5億5,000万円余り、これが新村長の下で新たな施策的に活用できる財源ということでもあります。この辺は、いつもの骨格予算よりも若干額が多いというふうに私は見て見込んだところでございます。この辺は本当に厳しい財政状況下であります。南箕輪村の活力、体力、このことの表れではないかなというふうに感じておるところであります。

以上が一般会計新年度予算案の概要であります。細部につきましては、予算審議の中で御説明申し上げます。

さて、私にとりましては最後の定例会となります。少し16年間を振り返りながらお礼を申し上げていきたいというふうに思っております。12月議会でもこの辺は申し上げたところでありますので、簡単に申し上げます。

平成17年4月に村長に就任してから、4期16年の任期が近づいてまいりました。長いようで過ぎてみればあっという間の16年間であったような気がします。不十分な面も多々あったとは思いますが、村のため、村民のために全力で走り抜けてまいりました。また、その時々で様々な公約を掲げ、その実現のために努力してまいりました。合併論議を経て自立決定後の村政であり、村として永遠に自立していかなければなりません。持続可能な村づくりのため、何をすべきか常に心に問いながらの職務の推進でありました。

村としての自立、それは何としても村としての規模を維持していくことでもあります。そのためには人口の維持が不可欠であり、人口を維持するためには出生率の向上あるいは転入世帯の増加、これは絶対的な条件となっております。その実現のために、働きながら子育てを

できる環境づくりをメイン公約といたしました。ただこの公約につきましては、何回も申し上げますけれども当時としては本当に亜流な施策であり、様々なお言葉も頂いたところであります。結果としては、人口も増加し子供の人数も増え、子育てをするなら南箕輪村との声も聞かれ、一定の役割は果たせたのではないかと考えております。今となれば、子育て支援はほとんどの自治体がメイン施策として位置づけておりますので、施策としては間違っていないかと自負をしておるところであります。

ただ、この子育て支援につきましては、どの市町村でも今本当に力を入れておりますけれども、私が一番危惧しておりますのはいわゆる子育ての力の入れ方、地方それぞれの自治体によってかなり差があるわけでありまして。どこまでこのことが競争としていくのかなという、そういう心配もしておるところであります。やはり、子育てというのは行政もしっかりと責任を持っていかなければなりませんけれども、それぞれの家庭やいわゆる地域、そのことを含めて一緒に考えていく必要があるというふうに思っておるところであります。

今の子育て支援というのは、私は働きながら子育てのできる環境づくり、このことに主眼を置いたところではありますが、ややもすると財政援助、このことに偏っているのではないかなというふうに私自身は思っておるところでございます。やはり均衡ある、バランスのある発展ということがそのことが必要かなというふうに思っておるところであります。間違っていないかという自負はしておりますけれども、その先駆的な役割を果たしたということでは、一定の私自身よかったというふうに思っております。

しかし、その先陣を切った部分で若干の反省もあるところでございます。また、行政の役割として村民の命と暮らしを守ること、産業を活性化し地域振興を図ること、村の活力を維持しながら元気な村をつくること等々を目標に様々な施策を実施してまいりました。総じて言えば、人口増加に伴う施設不足として療育施設だけのご園やこども館の新設、保育園、小・中学校の増改築等、その対応に追われた16年間でありました。

また、大芝高原を道の駅として登録できたこと、風の村米だより、長い年月を要しましたがブランド化への第一歩を踏み出したこと、このことも本当にありがたいことであります。

その中で思い出といたしましては、やはり一番思い出に残るのは、平成18年の豪雨災害でありました。あのときの天竜川の状況は、本当に恐ろしく恐怖を感じました。村として初めて避難勧告、避難指示を発令しました。悩みに悩みましたが、あのときの天竜川の状況を見れば発令に踏み切ったことは正しかったと思っております。結果として長野県で一番早い発令となったところであり、全県下の報道機関が本村に集中してしまいました。初めての経験であり、その対応に混乱を生じてしまったところでもあります。

しかし、そのときの経験が今の行政に生かされマニュアル化もできました。また被害も最小限でありました。早め早めの対応の大切さを学ばせていただいたところでもあります。長野県下で一番早い発令となったことで本当に混乱を生じたということ、当時の反省となったところでございます。一つの反省が一つのまた道筋となっていく、このことを学ばせていただいたところでございます。

下水道工事に伴う南原住宅団地の焼却灰の出現、これは本当に悩みました。灰を処分するには多くの家屋の移転が必要であり多額の経費に係ること、報道機関からは厳しい報道等々をいただいたところでもあります。一時は村長を辞めたいなというふうに思った部分もあったところでもあります。しかし、地元の皆さんの御理解もあり、年数はかかりましたが総額16億

円余の事業が完結いたしました。財源を含めまして、県のお力添えにも感謝をしておるところでもございます。良い面、悪い面、様々なことが頭に浮かびますが、何よりもこの間の村民の皆様のご御理解と御協力、その時々各議員各位の御理解、御協力、そして何よりも16年間、私の施策の推進のために先頭に立ち努力をしていただきました職員の熱意に、心からお礼を申し上げます。

本当によい時代、よい時期に村政を担わせていただき幸せでありました。今、コロナ禍の時代、これからさらに厳しい社会となってまいります。南箕輪村は地理的条件や交通の利便性もよく、恵まれた教育環境等とまだまだ発展する可能性は大であります。私自身はこの可能性をさらに引き出したいなという思いはありましたけれども、なかなか力不足で至らなかった、そんな面もあるところでありますので、新しい村政の中でさらに発展をしていただければと期待をしております。

約53年間に及んだ公務員生活に、いよいよピリオドを打つ時期となってまいりました。職員で33年間、助役で4年弱、村長で16年間とトータルで53年間弱という公務員生活も4月15日で終わります。4月16日からは、一村民として静かに穏やかに生活をしていければと思っております。全ての皆様にお礼を申し上げ、私の気持ちということでお受け止めをいただければというふうに思います。

本定例会でお願いいたします議案は、条例改正及び各会計の新年度予算等24議案、報告が2件、諮問1件であります。いずれも原案どおりお認めをいただくようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（丸山 豊） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年11月分から令和2年12月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

小坂泰夫議員より、2月9日に2月22日に辞職する願いが提出され、これを2月9日で許可いたしました。

藤城栄文議員より、2月25日に2月28日に辞職する願いが提出され、これを2月25日で許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、副議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南箕輪村議会副議長に笹沼美保議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました笹沼議員を、南箕輪村議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました笹沼美保議員が南箕輪村議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された笹沼美保議員が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人であります笹沼美保議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

5 番（笹沼 美保） ただいま、副議長に指名推選していただきありがとうございます。身に余る重責ではございますが、議長を支え活発で円滑な議会運営となるよう、副議長としての職務に全力で取り組んでまいります。皆様の御協力並びに御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

議長（丸山 豊） ただいまから暫時休憩とします。再開は10時40分とします。

議員の皆さんは9時45分に第1委員会室にお集まりください。

休憩 午前 9時41分

再開 午前10時40分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議員辞職により議会運営委員の選任、常任委員会副委員長、議会運営委員会副委員長の選任結果の報告、上伊那広域連合議会議員、伊那中央行政組合議会議員が欠員となりました。これら4件を日程に追加し、日程第1号の追加1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

別紙のとおり4件を日程に追加し、日程第1号の追加1として日程の順序を変更し、議題とすることに決定しました。

日程第5、議会運営委員の選任を行います。

委員会条例第5条第4項の規定によって、議会運営委員を議長が指名することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

議会運営委員に都志今朝一議員を指名します。

御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

日程第6、常任委員会副委員長、議会運営委員会副委員長の選任結果の報告を行います。

委員会条例第6条第2項の規定により、各委員会において互選した結果を報告願います。

百瀬総務経済常任委員長、お願いします。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

それでは、総務経済常任委員会で決定しました内容を報告いたします。

総務経済常任委員会副委員長は加藤泰久議員に決まりましたので、報告いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤福祉教育常任委員長、お願いします。

福祉教育常任委員長（三澤 澄子） 9番、三澤澄子です。

福祉教育常任委員会報告をします。福祉教育常任委員会副委員長に原源次議員を決定しましたので、報告いたします。

議長（丸山 豊） 山崎議会運営委員長、お願いします。

議会運営委員長（山崎 文直） 2番、山崎文直です。

議会運営委員会で決定いたしましたので、報告いたします。議会運営委員会副委員長に都志今朝一議員が決定されましたので、報告いたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 常任委員会、議会運営委員会の副委員長はただいまの報告のとおりです。

日程第7、上伊那広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

指名の方法については議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

上伊那広域連合議会議員に、笹沼美保議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました笹沼美保議員を、上伊那広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました笹沼美保議員が上伊那広域連合議会議員に当選されました。

日程第8、伊那中央行政組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

指名の方法については議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

伊那中央行政組合議会議員に笹沼美保議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました笹沼美保議員を、伊那中央行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました笹沼美保議員が伊那中央行政組合議会議員に当選されました。

日程第9、行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。報告第1号及び第2号は、経営状況の報告であります。南箕輪村土地開発公社並びに一般財団法人南箕輪村開発公社の令和3年度予算がそれぞれの理事会、評議委員会において議決されましたので、地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告いたします。

細部につきましては、報告書を御覧いただきたいと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これで行政報告を終わります。

日程第10、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、陳情5件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第11、発委第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。

山崎文直議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） 発委第1号「南箕輪村議会委員会条例の一部を改正する条例」についての提案説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等対策特別措置法の特例を定めている特措法附則第1条の2を削る改正がなされました。これに伴い、特措法附則第1条の2の規定を引用して、新型コロナウイルス感染症の定義している規定について所要の改正を行うものであります。

議案書2ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。下線を引いてあるところが改正点であります。改正後のところを読みしたいと思います。

第11条第3項、新型コロナウイルス感染症の定義を（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス属（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）に改めます。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行といたします。

以上、提案説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから質疑を行います。



質疑はありませんか。

9 番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 9 番、三澤です。

この3の新型コロナウイルス感染症の括弧書きがあるわけでありますけれども、これが中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限るといふふうに書いてありますけど、今、世界のそのパンデミックの中で変異種というのが出ているわけですけど、これはここに含まれているのかどうかということをお聞きしたいんですけど。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

山崎議員。

議会運営委員長（山崎 文直） この変異種については新しい部分もありますので、これについてはまだ含まれてないという考え方でございます。今後また新たに出てくれば、それがまた追加されることだろうというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

発委第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第1号につきまして、細部説明を申し上げます。

先ほどの発委1号と同じ内容にはなりますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置づけが、特別措置法による指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されることに伴うものでございます。

議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

附則、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の第2条第1項中、アンダーライン部分について従前は特別措置法を引用していた部分を、具体的に定義して改めるものでございます。

1ページに戻っていただき、附則でございませう。施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませうか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めませう。

議案第2号「南箕輪村村民体育館条例の一部を改正する条例」を議題といたしましませう。

本件について提案理由の説明を求めませう。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村村民体育館条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村村民体育館アリーナに空調設備が整備されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いをいたしましませう。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めませう。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） それでは、議案第2号について細部説明を申し上げます。

村民体育館につきましては、広域避難所としてアリーナに空調設備の設置工事を行っております。これによりまして、今後村民体育館を利用する方が空調設備を使用することができるようになるため、その使用料を新たに規定するための条例の改正をお願いするものであります。

議案2ページの新旧対照表を御覧ください。

別表中1、村民体育館使用料の表でございませう。改正後の表の一番右側になりますが、アリーナにおける空調設備使用料を1時間当たり1,800円とするものでございませう。アリーナの使用につきましては前面と半面の使用がございませうが、空調設備を使用する場合は冷暖房の効率と機器にかかる負担の関係から、全ての機器を稼働しての使用をお願いすることから、一律の金額にさせていただきます。

1ページにお戻りいただきまして、附則といたしましませう、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第3号「南箕輪村火入れに関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村火入れに関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、性的指向や性自認等の多様な性について配慮することを目的に、当該条例に規定されている様式を改めるため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤 平治） それでは議案第3号の細部説明を申し上げます。

男女共同参画社会基本法や性同一性障害者への性別の取扱いの特例に関する法律が制定され、性の多様性について理解や配慮を求める動きが広まる中で、性的少数者等の人権に配慮した施策の推進が求められています。

こうした状況を踏まえ、火入れ許可申請書の様式を改めるものであります。

議案書の2ページを御覧ください。

火入れ許可申請書中、下方の防火体制の欄、火入れ従事者の欄に男女別に人数を記載するようになっておりますが、これを男女別に関係なく従事者人数に記載するよう改めるものであります。

1ページに戻りまして、附則としまして公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、第8期介護保険事業計画に基づく介護保険料期間の改正及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 議案第4号の細部説明を申し上げます。

介護保険につきましては、3年ごとに介護保険事業と介護保険料の見直しを行っております。令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画を策定し、保険料は据置きとなりましたので、介護保険料の期間について改正をするものであります。

また、税制改正等により介護保険料に係る所得段階を判定する合計所得金額が増加し、負担が増えることのないよう改正を行うものであります。

それでは、議案書2ページを御覧ください。

第2条であります。保険料率の期間を令和3年度から令和5年度とするものであります。その下の各号は所得段階ごとの保険料を規定するものですが、第6号では災害や土地収用等で土地等を譲渡した場合、翌年の介護保険料が高額にならないよう、合計所得金額からの控除についての規定を追加するものであります。

第2項、おめくりをいただきまして第3項、第4項は、所得段階に応じた保険料の軽減を規定するもので、いわゆる第1段階から第3段階の被保険者について、軽減期間を令和3年度から令和5年度とするものであります。

その下、附則第15条でございますが、令和3年度から令和5年度までの特例であります。税制改正後において給与所得控除及び公的年金等控除が引き下げられたことによる保険料への影響を防ぐため、合計所得金額からの控除についての規定を定めるものであります。

1ページにお戻りをいただきまして、附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。第2項では、この改正は令和3年度分の保険料から適用することを規定いたします。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第5号「南箕輪村研修センター設置条例を廃止する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村研修センター設置条例を廃止する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村研修センターを老朽化等により取り壊したため、設置条例を廃止するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤 平治） 議案第5号の細部説明を申し上げます。

南箕輪村研修センターは、老朽化や耐震性能が劣るなどの不安がある中、大芝高原の新たな魅力の創出と防災機能を持った建物への建て替えを目指し、現在その作業が進んでおります。古い建物の取壊しが終わっておりますので、設置条例を廃止いたします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第6号「南箕輪村村民運動場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村村民運動場条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村村営大芝プール場を廃止することに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） それでは、議案第6号につきまして細部説明を申し上げます。

大芝村民プール場につきましては、老朽化等により今年度をもって廃止をさせていただきます。これに伴いまして、大芝村民プール場に関する規定を削る条例の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表に沿って説明をさせていただきますので、議案2ページを御覧ください。

アンダーラインの部分が改正部分でございます。第2条第2項の表は運動場の名称及び位置を定めたものですが、こちらから大芝村営プール場の規定を削ります。第7条第2項は、大芝村営プール場の使用に関する禁止または制限の規定でございましたので、これを削り第3項を第2項に繰り上げます。

おめくりいただきまして3ページ、4ページを御覧ください。

3ページ、別表第1は運動場の開場期間と開場時間を、4ページ別表第2は施設の使用料を定めたものですが、それぞれから大芝村民プール場に関する規定を削るものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 議案第7号の細部説明を申し上げます。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に1回大規模な見直しが行われます。本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い関係する3件の条例について、国の基準に合わせ改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明を申し上げますので、議案3ページを御覧ください。

初めに第1条関係、南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。第3条、事業の一般原則ですが、第3項は利用者の人権の擁護、虐待防止のための措置を講じなければならないこと、第4項は介護保険等関連情報を活用し、適切かつ有効にサービスを行うよう努めなければならないことを追加するものであります。

次に第2条関係、南箕輪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についても同様の内容で、第3条事業の一般原則に第3項、おめくりをいただきまして第4項を追加するものであります。

第3条関係、南箕輪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についても同様の内容で、第2条基本方針に第5項、第6項を追加するものであります。

2ページにお戻りをいただきまして、附則第1条として、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。第2条は人権の擁護、虐待防止のための措置について3年間の経過措置を設けることを定めるものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（丸山 豊） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

この頃のやっぱり利用者の人権の擁護、虐待などの事例が報告されてこれが付け加えられたというふうに思いますが、研修を実施するという事等の措置を講じなければならないということでそれぞれに出てきておりますが、その研修はどのようなところで行うことができるのかということ、小さな事業所ではどういうところで研修を受けていくのかということをちょっとお聞きしたいと思っております。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 研修でございますけれども、小さいところでも一応研修を行うことが定められたということでございますけれども、村のほうでも研修を行っておりますし、また県等いろんな団体での研修がありますので、そういうものを活用して研修を全員の方が受けていただくようにということでもいいかと思われま。

以上です。

議 長（丸山 豊） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第8号「南箕輪村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 議案第8号の細部説明を申し上げます。

本案は、2つの厚生労働省令の一部改正に伴い、国の基準に合わせて改正を行うものであります。主な内容ですが、ケアマネジメントの質の向上と公正、中立性の確保のため、体制確保や対応についての事項を追加すること、また事業所の管理者要件について人員確保に関する状況を考慮し、緩和する内容であります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案7ページを御覧ください。

まず目次ですが、第7章雑則に1つ条が追加になりますので、第32条、第33条とするものであります。

次に、第3条基本方針ですが、第5項、第6項を追加いたします。内容は、先ほどの第7号議案と同様の内容でございます。第5条第2項ですが、アンダーラインの前半は、居宅介護支援事業所の管理者である主任介護支援専門員について規定するもので、内容に変更はありませんが、引用する省令条項を明記するものであります。後半のアンダーラインは、やむを得ない理由がある場合は介護支援専門員を管理者とすることができることを追加するものであります。

おめくりをいただきまして、第6条第2項は、利用申込者等に対し説明しなければならない内容について追加をするものであります。第14条具体的取扱い方針ですが、第1項9号ではサービス担当者会議においてテレビ電話の活用を可能とするもの、第13号の2では必要な情報を利用者の同意を得て主治医等へ情報提供すること、第18号の2は基準回数を超えて訪問介護サービスを計画する場合、村へ届け出なければならないこと。第18号の3は9ページから10ページにかかりますが、事業所において支給限度基準額に対する利用割合が高い場合や訪問介護の割合が高い場合、村から求めがあるときは妥当性の検討を行わなければならないことを追加するものであります。第19号の2は、訪問看護等の医療サービスを利用する場合は、居宅サービス計画を主治医へ交付することを追加するものであります。第19条は運営規定として定める事項に、第6号として虐待防止のための措置に関する事項を追加し、号をずらし6号を7号に改正するものであります。第20条勤務体制の確保ですが、第4項はハラスメント対策として必要な措置を講じなければならないことを追加するものです。第20条の2は新設になりますが、感染症や災害発生時においても継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画の策定や訓練、計画の定期的な見直しについて規定をするものであります。第22条の2も新設になりますが、感染症の発生や蔓延防止についての規定を追加するもので、委員会の定期的な開催ですとか指針の整備、研修、訓練の実施について規定するものであります。第23条2項では、重要事項の書面を備えいつでも閲覧できるようにすることで、掲示に変えることができることを追加するものであります。第28条の2は新設ですが、虐待防止について対策を検討する委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施、担当者の配置についてを規定するものであります。第32条も新設であります。介護サービス提供における書面の作成、保存、交付や説明等について書面に変えて電子的記録による対応を認めることを規定するものであります。第33条は、第32条を追加したことにより条をずらす改正でございます。

附則ですが、管理者に関する経過措置といたしまして、居宅介護支援事業所の管理者について経過措置を設けることを規定をいたします。

5ページにお戻りをいただきまして附則第1条ですが、この条例は令和3年4月1日から施行することとしますが、第14条第18号の3については準備期間を設けるため、令和3年10月1日から施行とするものであります。第2条は虐待防止について、第3条は業務継続計画の策定等について経過措置を規定するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） このたびのコロナの状況の中でこのように改正されてきたとは思いますが、9ページの居宅サービス計画に、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合にはその利用の妥当性を検討するというふうにあります。理由を記載しろっていうふうに書いて報告しろっていうふうにはありますが、このことによって必要な支援が制限されることにならないかという心配がされます。なので、この運用についてはぜひ現場で十分な注意をしていただきたいということがありますが、その点についてというのと、それから11ページになりますが、この間コロナの中で介護事業所はコロナでなくても大変な状況



の中で、支援員の皆さんが苦勞しながら營業や事業を繼續してきたわけでありましてけれども、このコロナ禍の中で、例えば衛生用品も高いものを買わざるを得なかったり、それをとどめるために大變な苦勞をされてきたということをこの間お聞きしてきております。

この発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を繼續的に実施するために、非常時の体制で早期の業務災害を因るための計画を策定しろというふうにありますけれども、そもそもこういうことを日常、ふだんに感染症対策っていうものをどこでどのように指導してきたのかということが問われていると思います。そして、今度の場合のように突然コロナ禍が始まったわけでありましてけれども、事業所の皆さんに前日お聞きしましたところ、コロナの感染症っていうものはどういうものなのか、どういう対策をとらなければ駄目なのかということが指導もなくいきなりこういう体制に入ってしまったっていうことで、もちろんこういう状態で繼續できない状態が起きたときの心配はとてもされておりました。自分のところだけではとても対応できない。じゃあほかのところとどういうふうに支援していただけるのかっていうことの調整が、そもそもどこでしてくれるのかと、自分のところだけで業務繼續や計画を立てることも困難だというふうに訴えられていますので、その辺を具体的にそこでしなさいっていうんじゃなくて、どこがそもそもそこを指導してやっていくのかっていうことをお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

伊藤健康福祉課長。2つありましたけれども。

健康福祉課長（伊藤 千登世） まず9ページの訪問介護サービスに関するものでありますが、利用を制限するというものではございません。適正な内容でサービスが提供されているかということで、この辺ではあまり聞かないですけども、ちょっと家事援助というか生活サービスを必要以上に計画をするようなケースが見受けられるというようなお話も聞きますので、そういう場合がないかどうかチェックをしていくという内容でございますので、必要なサービスは今後もぜひ受けていただきたいというふうに思います。

それから11ページの業務繼續計画ですとか感染症に関する事項ですけども、国のほうですとか県のほうでいろいろな通知、こういうふうに介護サービスのときはしてくださいというような通知がたくさんきまして、それを事業所のほうにお伝えをしてきたところですけども、やはりこのような状況の中で計画を立てるといことは大變な業務になるかと思えますので、各事業所の状況等をおうかがいしながら、また相談して必要な支援を行っていったらというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） そしたら、村の保健福祉課のほうでその調整や支援を行うということで直接的にはいいということでしょうか。

議長（丸山 豊） 伊藤福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 村のほうでその調整がどこまで行えるのかというのが、業務繼續計画等のどの程度のものをつくるかというような内容も、村でも今後見てからまた検討したいと思いますので、計画をつくるのは各事業所、あくまで事業所でございますが、事業所間の調整ですとかそういうものが必要であるかどうかというようなことを、今後状況をお聞きする上でまた検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第9号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

議長（丸山 豊） 議案第9号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、障がい者等福祉手当の支給範囲の対象の範囲を拡大するため、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 議案第9号の細部説明を申し上げます。

福祉手当は心身障がい児、精神疾患や難病患者の方などを対象に支給をしております。本案は小児慢性特定疾患患者や県が医療費の支給対象としている難病等を新たに支給対象に加え、充実を図るものであります。

それでは、議案書2ページ新旧対照表を御覧ください。

第2条定義ですが、支給対象を拡大するため第4号の難病患者について、引用する法や要綱を整備するものであります。

1ページにお戻りをいただきまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第9号に対する質疑を行います。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

今度この改正により、どのくらいの方がその対象になっているのかをお聞きします。

議長（丸山 豊） 伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 小児慢性特定疾患の患者さんというか、対象の方が約20名いらっしゃいます。そのほかの県の医療費の支給対象となっている難病等については、村では現在のところ対象となっている方はいないということでありまして。

以上であります。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第10号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第10号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、会計年度任用職員に対する期末手当の支給率等を改正するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第10号の細部説明を申し上げます。

この改正は、会計年度任用職員の期末手当につきまして、正規職員との均衡等を踏まえ支給割合を引き上げる改正と、1時間当たりの報酬額の計算において端数が出た場合の処理方法の見直しを行うものであります。

それでは、新旧対照表に沿って説明申し上げますので、議案2ページを御覧ください。

第12条で期末手当の額を規定していますが、100分の115を100分の130に改正し、年間の支給割合を2.6か月といたします。第20条では勤務1時間当たりの報酬額を規定していますが、端数が生じた場合の計算を小数第2位を四捨五入した額から50銭未満は切捨て、50銭以上1円未満は1円に切上げに改正します。

1ページにお戻りいただきまして、附則としてこの条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（丸山 豊） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

この会計年度任用職員に移行するときに、当初からやはりこの期末手当を2.6にするという約束だったと思いますので、これはこれでそのとおりでいいというふうに思いますが、1時間当たりの賃金については、見直しをその後行われているのかどうかをお聞きします。

議 長（丸山 豊） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 時間単位の金額につきましても総合的に見直しを行いまして、経験年数等も踏まえた金額を設定させていただいております。

以上です。

議 長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第11号「南箕輪村行政手続における押印等の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第11号「南箕輪村行政手続における押印等の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における押印等を廃止するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第11号の細部説明を申し上げます。

本案は、行政手続におきまして国のデジタル化推進の方針により、地方公共団体においても押印等の見直しが求められておりますので、関係する条例を改正するものであります。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げますので、議案2ページを御覧ください。

まず、南箕輪村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正であります。第3条で任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名しなければならないという規定を、宣誓書を任命権者に提出するに改正し、別記様式第1の宣誓書の様式から印を削除するものであります。

次のページであります。南箕輪村道路占用条例でありますけれども、同様の理由から様式第1号に規定する申請書の様式から印を削除する改正を行うものであります。

1ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議 長（丸山 豊） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

ただいまから、1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時30分

議 長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第12号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、村税をはじめとした歳入見込額の調整と、歳出では事業完結等に伴う不用額の調整が主なものであり、決算額に近づけるための補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億446万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億2,296万4,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第12号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」の細部説明を申し上げます。

本補正は、入札差金等による不用額を減額し決算の数値に近づけるのが主な内容となっておりますが、村税収入の大きな落ち込みと国の補正予算に伴います国庫補助事業及び起債事業に係る工事内容の変更等により、大きな補正額となっております。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明を申し上げます。歳出の各科目にわたりまして人件費の関係で補正が出てまいりますので、先にまとめて御説明を申し上げます。

72ページをお開きをいただきまして、給与費明細書により御説明を申し上げます。1の特別職でございますが、比較の欄を御覧いただきまして、その他の特別職の報酬の減でございますが、会議開催の減や欠席等によるものでございます。

おめくりいただきまして2の一般職でございますが、会計年度任用職員の報酬につきましては必要最小限となるよう努めたことのほか、地域おこし協力隊員などで採用ができなかったこと等による減額、給料、手当、共済費につきましては、育児休業の取得等による期間中の異動によるものが主なものとなります。下の職員手当の内訳の表を御覧いただきまして、コロナ禍にあつて様々な行事やイベント等が中止になったことなどから、時間外手当が大きな減額となっております。

また、給与費ではございませんが、コロナ禍にあつて会議ですとか研修等が中止あるいはリモート化されたことによりまして、各歳出科目に計上をいたしました職員旅費が大きく減額となっております。

なお、以上の説明によりまして、各歳出科目の1節報酬、2節給料から4節共済費までと8節旅費につきましての説明は省かせていただきますので、よろしく願いいたします。

予算書の27ページを御覧いただきたいと思います。

歳出は事業費の確定、入札差金等によります不用額の減額及び経常的な経費の若干の予算不足に対します増額が大半でございます。主なもののみ説明とさせていただきますと思います。

まず、1款議会費は全て不用額でございます。続きまして2款総務費でございますが、1項1目0201一般管理事務の4節で、社会保険料の増額がございます。会計年度任用職員の任用において結果としてでございますが、特に保育園等で社会保険の対象となる職員が多くなったということで、増額をするものでございます。

32ページまでお進みをいただきまして、1項12目0244移住定住対策事務は、移住定住関連の新たな地域おこし協力隊員を採用することとしておりましたが、これができなかったことにより、また計画しておりましたフラッグフットボール大会が実施できなかったことによりまして、ほぼ全額の減額となります。

おめくりいただきまして、34ページの1項17目0208情報管理事務の12節、サーバー更新委託料の不用額でございますが、当初予算に計上いたしまして更新をすることとしておりましたが、地方創生臨時交付金事業として実施をいたしました。リモートワークのためのシステム整備の中で、こちらで予定をしておりましたメールサーバーの機能も併せ持つサーバーの

整備ということで実施をいたしましたので、減額をするものでございます。

おめくりいただきまして、36ページの4項選挙費でございますが、参議院長野県選出議員補欠選挙が4月8日告示、25日投票の日程で執行されることとなりましたので、3目参議院議員選挙費に準備のための経費を計上させていただきます。全額が令和3年度予算において国費で補填されることとなっております。

39ページまでお進みいただきまして、3款民生費でございます。1項1目0301社会福祉総務事務の14節松寿荘手洗い水栓改修工事費の増額でございますが、40ページの0306障害福祉事業の14節にも同様に、障がい者生きがいセンター手洗い水栓改修工事費の増額がございます。松寿荘及び障がい者生きがいセンターの手洗い水栓改修工事に伴いまして、上水道への加圧ポンプの設置が必要ということになったことによるものでございます。直接工事費に応じて案分し、増額をしてございます。

0301事業に戻りまして27節の繰出金でございますが、出産育児一時金繰出金は今年度の出産が当初の想定を超える見込みとなりましたので、2人分を増額するもの。保険基盤安定負担金繰出金（保険者支援金）は、一人当たりの保険料が当初算定時の想定よりも少なかったことによる減額、同保険税軽減分は、軽減の対象となる方が想定よりも多かったことによる増額でございます。いずれも国民健康保険事業特別会計に繰り出すものでございます。

次に、40ページの0306障害者福祉事務の19節でございますが、障害者自立支援給付費、障害児給付費ともにサービス利用増に伴う増額でございます。

続いて22節でございますが、障害者自立支援給付費、国庫負担金ほか2つの国庫補助金負担金について、翌年度での精算ということになっておりますので、令和元年度において超過となった額を返還するものでございます。

43ページまでお進みをいただきまして、2項2目一番下の0342児童発達支援事業の次のページになりますが、10節と17節はたけのご園において県の補助を受けて新型コロナウイルス感染症を防止のための消毒液、空気清浄機等を購入するものでございます。

次に44ページの下段、3目0345こども館運営事業で、おめくりをいただきまして11節と16節の追加でございますが、こども館東側に隣接をいたします土地を購入する経費でございます。南箕輪小学校にも近く、通学等の子供たちの移動時の安全確保、あるいは将来的に手狭になっておりますこども館における各種事業の施設用地の確保ということで、大変重要な場所でありますので購入をしております。当面は駐車スペース等の形で利用をいたします。

次のページ、4款衛生費でございますが、1項1目0400保健衛生総務事務の18節、伊那中央行政組合病院費負担金の増額でございますが、特別交付税の算定方法が変更されたことによる増額ということでございます。

次の0401予防事業の10節にワクチン薬剤とございますが、こちらは通常の予防接種に関わるもので、今季インフルエンザの予防接種を受けた方が多かったことによる増額でございます。

おめくりいただきまして、48ページの2つ目の事業になりますが、1項2目0409排水処理対策事業の22節、循環型社会形成推進交付金精算返還金は合併浄化槽補助の関係でございますが、5か年計画の最終年度となりますので、過年度に交付を受けた交付金を精算をいたしまして返還するものでございます。

51ページまでお進みをいただきまして、6款農林水産業費で、1項3目0605農業振興事業

の18節になりますが、稲等収穫作業機械購入補助金を減額してございます。当初、農事組合法人まっくんファームのコンバイン1台の整備を予定しておりましたが、1年先送りをするという判断がされましたので、全額を減額するものでございます。

次のページ3つ目の事業になりますが、6目0635西部開発振興事業の18節は、国の補正予算により県営基幹水利施設ストックマネジメント事業が前倒しで実施をされることとなったことによる増額でございます。

次の2項林業費では、2つ目の事業になりますが、2目0652森林病虫害等防除対策事業の10節、アカマツ樹幹注入剤を全額不用額としてございます。当初計上させていただいたところでございますが、その後樹幹注入を回数を重ねることでアカマツの生育にかえて弊害が生じることが分かりましたので、本年度以降の実施を取りやめることとし、減額するものでございます。

おめくりいただきまして、4目0670治山事業の大泉所山治山工事でございます。当初、法枠工法による施工ということで想定をしておりましたが、地元要望によりましてふとんかごによる土留め工に変更したことにより、大幅な減額となったものでございます。

54ページ7款商工費でございますが、1項1目0701商工観光総務事務は、地域おこし協力隊員を採用することができなかったため減額するものが主なものでございます。

おめくりいただきまして、2目0702商工振興事業18節の補助金の減額でございます。県・村制度資金保証料補給金のほかに、この節には例えばリフォーム補助金なども含まれるわけでございますが、そういった大小様々な補助金を計上している中で合わせてということで、800万円の減額とするものでございます。

続きまして、56ページからの8款土木費でございます。一番下の事業になりますが、2項2目0806国庫補助道路改良事業の14節以降につきましては、各事業の進捗状況及び社会資本整備総合交付金の配分に合わせまして、内容を組み替えて変更をするものでございます。村道1098号線の通称中込線でございますが、工事等を先送りいたしますとともに、北原の村道3008号線道路改良工事の事業料を増加し、村道10号線沢尻から信大農学部正門前を通る路線でございますが、舗装修繕工事の実施と変更をするものでございます。追加する工事につきましては、いずれも国の3次補正予算に伴うものとなりますので、合わせまして明許繰越のお願いをいたします。

58ページにお進みいただきまして、9款消防費でございますが、一番下の1項5目0930防災対策事業のおめくりをいただきまして14節の避難所空調設備設置工事費不用額が大きくなっておりますが、事業規模が大きく当初総額で2億円ということで見込みましたが、実施設計の段階で圧縮できたことのほか、入札差金によるものでございます。

続きまして10款教育費でございます。2項小学校費それから64ページからの3項中学校費の中で、4月の臨時休業をはじめ新型コロナウイルス感染拡大の影響で人件費などの減額が多くなっております。また、修学旅行等の行事の幾つかを延期あるいは中止せざるを得ない状況がございました。62ページの2項1目1010南箕輪小学校管理事務の18節特別活動キャンセル料補助金、それから65ページになりますが3項1目1020中学校管理事務の18節、一番下の修学旅行キャンセル料補助金はそうした状況で発生したものでございますが、これらのキャンセル料につきまして村の負担とするものでございます。

66ページの3目1023中学校改築事業の12節及び14節のプール長寿命化改修工事関係の不用

額が大きくなっておりますが、設計段階において比較的傷みがなかったプールサイド部分の改修を見送ることとしたことによるものでございます。そのほか入札差金でございます。

おめくりいただきまして、6項3目1050青少年健全育成推進総合対策事業の親子わんぱくランド事業は、本年度新型コロナウイルス感染防止のため中止といたしましたが、こども館事業を始めまして類似のイベントや行事が充実をしてきていることから、本年度をもって終了することとしております。

おめくりいただきまして69ページの一番下になりますが、7項2目1063大芝公園管理総務事務の12節、大芝関連施設等指定管理者委託料につきましては、味工房の加工部分、ジェラートの販売促進にかかるものでございます。

70ページの12款公債費でございますが、政府資金が10年ごとに利率見直しとなるため、全体では173万6,000円の減額となりますが、元利計算の関係で1目の元金は増額、2目の利子は減額というふうになります。なお、今回利率が見直されたのは平成22年度に借入れをした臨時財政対策債ほかでございます。

おめくりいただきまして、14款予備費で歳入歳出調整をさせていただき、1億4,863万5,000円の増額といたします。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、10ページを御覧いただきたいと思っております。

1款村税でございます。村長の冒頭挨拶と重複いたしますが、1項村民税は12月の5号補正で5,400万円の減額をしたところでございますが、新型コロナウイルスの影響が大きくさらに減額を見込むものでございます。特に法人につきましては落ち込みが大きく、今回の補正によりまして当初予算と比較をいたしまして、7,000万円余の減額となります。

2項固定資産税と3項軽自動車税は若干の増を見込みますが、10項入湯税も入湯者数がコロナ以前に戻るには程遠いような状況で、当初予算と比較いたしまして1,500万円の減を見込みます。

おめくりいただきまして、2款地方譲与税から16ページの環境性能割交付金までは、県から示されました数値に基づき増減をするものでございます。

12ページの4款配当割交付金と13ページの5款株式等譲渡所得割交付金の増額でございますが、株価の上昇によるものかというふうに考えられます。また、14ページの6款法人事業税交付金が倍増となりますが、これは県から示された当初の見込みが少し過小であったのではないかというふうに考えられます。

おめくりいただきまして、7款地方消費税交付金はコロナの影響でもっと大きく落ち込むのではないかなというふうに心配をしておったところでございますが、それほどには至らなかったということでございます。

おめくりをいただきまして14款分担金及び負担金になりますが、2項3目2節の広域入園児童措置費負担金でございます。他の市町村からの広域入園による負担金ということになりますが、里帰り出産に伴う入園がありましたので倍増ということになります。次の6目1節は事業料確定による減額でございます。

次に、次のページ15款使用料及び手数料の減額でございますが実績見込みによるもの、1項10目は教育使用料の減額でございますが、コロナの影響で大きなものとなっております。

おめくりいただきまして16款国庫支出金でございますが、事業料の確定に伴う増減が主な



ものでございます。1項3目民生費国庫負担金では、4節の障害者自立支援給付費負担金が歳出で申し上げましたとおり、サービス利用の増に伴い増額となります。

次の2項2目総務費国庫補助金では、1節のマイナンバー関係のシステム整備に係る補助金が増額となります。

おめくりいただきまして、17款県支出金でございますが、国庫支出金と同様に事業料の確定による増減が主なものとなります。1項3目民生費県負担金の3節でございますが、保険税軽減分の増によるもの、4節はサービス利用増に伴うものでございます。次の2項県補助金で3目1節は、たけのこ園の感染防止事業に対しまして県から交付されるものでございます。2節は後期高齢者医療のシステム改修に対し、10割補助になりますが交付をされるものの追加でございます。

おめくりいただきまして、18款財産収入はお目通しをいただきまして、24ページ20款繰入金でございますが、小学校の夢先生事業ですとか文化講演会ですとかコロナの影響で実施することができませんでしたので、減額をするものでございます。

おめくりいただきまして、22款諸収入では一番下の5項1目6節になりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、村の商工業振興資金のメニューに新たに新型コロナウイルス緊急対策資金を設けましてあっせんを行った結果、借換えの利用が多く償還に伴いまして保証料の補給金が一部村のほうに返ってきたということで多くなっております。300万円を計上するものでございます。

続きまして23款村債でございますが、1項はそれぞれ事業の事業費また起債対象額の確定に伴います増減でございます。なお、12目の減収補填債につきましては、最大額として1,000万円を追加計上させていただきますが、今後の村税の減収の状況を見まして所要額を借り入れることといたします。

また、3項につきましては国の補正予算による社会資本総合整備交付金事業として実施いたします村道10号線舗装修繕工事ほかの工事の財源に補正予算債ということで充てるものでございます。補助裏分に対しての充当率が100%、交付税措置率50%の起債でございます。

これらの村債の補正につきましては第3条に規定をいたしまして、詳細を7ページの第3表地方債補正の表に示してございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

歳入については以上でございます。

前後いたしますが、最後に第2条の繰越明許費の補正でございます。

6ページの第2表繰越明許費補正の表を御覧いただきたいと思っております。

国の補正予算に関わります事業等、あるいは諸事情によりまして本年度中の支払い完了が困難となった7つの事業につきまして、明許繰越の議決をお願いするものでございます。これによりまして5号補正で既にお認めをいただきました2つの事業と合わせまして、明許繰越事業は9事業となります。

以上で細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

大体決算に近づけるための補正というふうに思いますが、一点、教育費の部分での会計年

度任用職員の不用がかなり多いかなという気がしております。それで、先ほど言ったように人件費の部分でということでしたけども、休業中も会計年度任用職員の皆さんは給与を保障されるということで、その手当てについては雇用……。

議 長（丸山 豊） 補正のページは分かりますか。

9 番（三澤 澄子） ページ。教育費のところ。

議 長（丸山 豊） 60ページですね。

9 番（三澤 澄子） 会計年度任用職員の減額が出ているところも含めてです。

議 長（丸山 豊） 220万円ですね。

9 番（三澤 澄子） 休業中の会計年度任用職員の給与とか、その後のコロナ対策での追加分の給与についてはこの村の会計年度任用職員の手当でなくて、コロナ対策での手当てになっているのかどうかという、要するに人がそれだけ減っているわけではないというふうに思うので、教育全般について。事業としてやらなかった部分は分かりますけれども、その辺のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

それと、地域おこし協力隊が採用できなかったということで減額になっていますが、いろんな状況はあると思いますけども、村として地域おこし協力隊は必要だということで募集したと思いますけれども、このコロナの中でどのような働き方や採用状況や募集状況なんかもちょっと教えてもらえればというふうに思います。2点です。

議 長（丸山 豊） 最初にそれでは教育委員会、伊藤教育次長。

教育次長（伊藤 弘美） 教育委員会関係の人員費、会計年度任用職員さんの人員費の関係です。

コロナの関係について特別予算は組んでおりません。1本の予算でございます。減額の部分ですが、途中でちょっとお辞めになった方がいらっしゃるということ、それから学校関係につきましても、年度当初ですと児童生徒数一人のために県費の先生が来たり来なかったりということもありますので、その分を少しちょっと村費のほうで見させていただいております。そういった関係もありまして、あと実際の1年間の仕事、勤務日数それも後のほうで決まってくるものですから、そういった関係で減額が出ているということで御理解いただきたいと思います。

議 長（丸山 豊） 続いて、地域おこし協力隊。

田中課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 地域おこし協力隊の募集についてでありますけれども、こちらにつきましてもぜひ協力隊の採用をしたいということで年間を通じて募集をかけていたわけでございますけれども、どうしても特にうちの課の関係、移住・定住関係でも募集をかけていたんですが、どうしてもこの村に対しての応募者がいなかったということであったり、また応募者があっても残念ながら年齢制限に引っかかっていたりとか、また都市圏からでないこれは特別交付税の関係にあって対応できないわけですが、どうしてもその地域要件が合っていなかったりというようなことで結局応募に至らなかったとそんなような状況で、残念ながら採用に至らなかったということでもありますけれども、現在もそうですけれども、引き続き現在ではいろいろな分野、移住・定住また林務の関係ですとか産業観光それから教育関係とかという広く業務を広げて、募集をかけて採用していきたいというふうに考えております。

来年度につきましては、移住・定住関係とそれから社会教育といたしますか、そちらの分野で2名採用をしていくことが決定はしております。

以上です。

議長（丸山 豊） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

2番、山崎議員。

2番（山崎 文直） 2番、山崎です。

45ページの民生費ですが、こども館の隣接地の土地購入費、前の住んでいた方がおられなくなって住宅を壊されたんですが、これをいち早くというか土地購入を決めたというのは将来に向かって前進かなというふうに思います。この辺については、村側のほうから察知をして購入を申し出たということなのか、向こうからも話があったのかという部分が少し聞かせていただければと思います。

あともう一点ちょっとあれなんですけど、先ほど障がい児の関係のところ、障がい児保育というところ、障がいのがいの字を平仮名のところと漢字のところとありましたけど、今はがいというのは平仮名にしているんじゃないかと思えますけど、この辺は統一されているのかどうか、その辺のところもお聞きしたいと思えますが。

以上です。

議長（丸山 豊） 最初にそれでは用地購入について、誰ですか。

唐木村長。

村長（唐木 一直） この問題につきましては、全協で十分説明したというふうに理解をしておるところであります。

造成をしておるあるいは西天との関係があるわけでありますので、そういったところから情報をキャッチしながら早め早めというか、いち早く話を進めていったということでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 続いて、障がいのがいの字。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長（伊藤 千登世） 障がいのがいの字が平仮名だったり漢字だったりという御指摘でございますけれども、障害給付費に関しては漢字になっておりまして、国のほうの制度に関しては国のほうの制度に合わせているというものでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案第13号「令和2年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「令和2年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では収入確定見込みによる保険料及び交付金等の変更が主なものであり、歳出では実績見込みによる保険給付費の変更、また事業費の確定見込みによる不用額の減額が主な内容であります。既定の歳入歳出予算の総額から899万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,561万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長(丸山 豊) 細部説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

健康福祉課長(伊藤 千登世) それでは、議案第13号の細部説明を申し上げます。

6ページを御覧いただきまして、歳入から説明をさせていただきたいと思っております。

まず1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料であります。実績見込みにより減額をするものであります。

おめくりをいただきまして7ページの4款国庫支出金であります。1項1目の介護給付費負担金から5目保険者機能強化推進交付金は、交付決定によりそれぞれ減額、増額をするものであります。6目保険者努力支援交付金は令和2年度からの新たな交付金でありまして、介護予防等の取組に対して交付をされるものということです。7目災害等臨時特例補助金についても今年度の新たな補助金でありまして、新型コロナウイルス感染症関係で減免した介護保険料に対する補助金であります。8ページの6款県支出金、1項1目の介護給付費負担金は、交付決定により減額をするものであります。

続いて、9ページをお願いいたします。10款繰入金の1項一般会計繰入金では、1目の介護給付費分では確定見込みに伴い増額をするものであります。2目地域支援事業繰入金から5目その他一般会計繰入金は、それぞれの繰入に該当する事業費の確定見込みにより減額をするものであります。

続きまして10ページをお願いいたします。歳出となります。1款総務費1項1目1301一般管理費でございますけれども、12節委託料は、要支援のケアマネジメント委託料が見込みより少なかったことにより減額をするもの。18節では、情報センター負担金の確定により増額をするものであります。

続いて3項2目1315認定調査費では、認定調査員の手当等について実績見込みにより減額をするものであります。3目1318認定審査会共同設置負担金では、上伊那市町村で共同設置しております審査会への各市町村の負担金が確定したことによる減額であります。

おめくりをいただきまして11ページ、5項1目1306計画策定委員会等費でございますが、計画策定が終了しておりますので不用額を減額するものであります。12ページであります。2款保険給付費、2項1目1322介護予防サービス等諸費では、18節負担金であります。介護予防サービスの利用が見込みより多かったことにより増額をお願いするものであります。4項1目1347高額介護サービス等費18節負担金ですが、実績見込みにより増額をお願いするものであります。

おめくりをいただきまして、13ページの5款地域支援事業費、1項1目1364介護予防・日常生活支援サービス事業費では、総合事業の利用が予想より少なかったことにより、12節委託料、18節の負担金補助金を減額するものであります。2項1目1361一般介護予防事業費は、

新型コロナウイルス感染症の関係で教室やサロン等の実施回数が当初の計画より少なかったため、12節委託料、18節補助金を減額するものであります。

14ページ3項1目1362包括的支援事業・任意事業ですが、1節報酬と3節職員手当、8節旅費は、会計年度任用職員の勤務日数が予定より少なかったことにより減額をするものであります。7節報償費から19節扶助費は、事業費の確定見込みにより減額をするものであります。

おめくりをいただきまして、15ページ8款1項1目1382償還金利子等ですが、書類を精査する中で過年度分の国庫支出金の精算額に変更がありましたので、不用額を減額するものであります。

16ページの9款1項1目1399予備費であります。歳入歳出調整を行いまして減額をするものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和2年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第14号「令和2年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では県からの保険給付費等交付金の減額、歳出では保険給付費の減額が主なものであります。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ8,694万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億5,865万2,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第14号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページを御覧いただき、歳入について主なものから御説明をいたします。

3款国庫支出金でございますが、2項1目災害臨時特例補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対応分として国保税減免分が国から入ってくるものでございます。

おめくりいただき7ページの4款県支出金でございますが、1項1目保険給付費等交付金ですが、この後歳出でも説明いたしますが療養給付費及び高額療養費が減少したことによるものでございます。

次に8ページの8款繰入金でございます。1項1目一般会計繰入金は村からの繰入れ分が確定したことにより増額、2項1目基金繰入金は歳出の減少等により減額とするものでございます。令和2年度末の基金の残高は4,770万円ほどになる見込みです。

続いて10ページからの歳出でございます。ほとんどが決算数値に近づけるものであります

ので、主なものを御説明いたします。おめくりいただき11ページ2款保険給付費の1504一般被保険者療養給付事業の負担金及び1509一般被保険者高額療養事業の負担金ですが、確定見込みにより減額するものでございます。いずれも主な原因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えが見られたことによるものでございます。

おめくりいただき14ページ、6款保険事業費2項1目1547特定健康診査事業の委託料ですが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により春の特定健診を中止にしたため減額するものであります。

次に15ページ9款諸支出金でございますが、令和元年度の県の交付金が確定したため返還するものであります

16ページ10款予備費につきましては、歳入歳出調整により増額をするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第15号「令和2年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第15号「令和2年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では保険料の減額、歳出では保険料の減額に伴う広域連合への納付金の減額による補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ940万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,681万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第15号について細部説明を申し上げます。

歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、令和元年度の保険料見込額の確定により、今回減額とするものでございます。

おめくりいただき、7ページの2款1804後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料の減額に伴い広域連合への納付金があるまま減額となるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第16号「令和2年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第16号「令和2年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度の事業費等が確定してまいりましたので、決算額に近づけるため各支出の補正をお願いするものであります。

収益的収入及び支出のうち、収益的支出の事業費用を606万8,000円増額し、支出予定総額を2億6,816万7,000円に、また資本的収入及び支出のうち資本的支出は650万円減額し必要低総額を7,739万3,000円とし、資本的収支において資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額をそれぞれ6,189万3,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 議案第16号の細部説明を申し上げます。

予算実施計画明細書によりまして説明いたしますので、議案書5ページを御覧ください。

収益的支出でございます。1款1項1目原水及び浄水費600万円の増額でございますが、これは企業団からの受水費でございます。当初予算におきまして、消費税相当分の支払い費用が計上漏れとなっております。大変申し訳ございませんでした。おわびを申し上げます。今回補正をお願いするものでございます。

5目総係費はそれぞれお目通しをいただきまして、6ページ資本的支出でございます。1款1項1目配水施設各拡張費、27節工事請負費300万円の減額、これは下川原橋あるいは沢尻区村道2217号線排水管ループ化工事の入札差金、また2目配水施設改良費、27節工事請負費の400万円の減額につきましても、村道5号線中学校前排水管の敷設工事、それから給水車の車庫の建設工事の入札差金等でそれぞれ事業費の確定によるものでございます。3目営業設備費50万円につきましても、47節で排水管等の資材購入費等が不足ということで見込まれますので、それをお願いするものでございます。

7ページから9ページまでは給与費明細書でございますが、こちらにつきましても別途目通しをいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第4条で議会の議決を得なければ流用することのできない経費におきまして、職員給与費の予定額を6万1,000円増額し、合計を2,966万9,000円とするものでございます。

以上、議案第16号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第17号「令和2年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたしま

す。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第17号「令和2年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度の事業費等が確定してまいりましたので決算額に近づけるため、また国の第3次補正に伴う前倒し事業の実施に伴い、各収入支出の補正をお願いするものであります。収益的収入及び支出のうち、収益的支出の事業費を601万円減額して支出予定総額を5億9,740万1,000円に、また資本的収入及び支出のうち資本的収入を440万円増額し、収入予定総額を3億3,680万5,000円に、資本的支出を1,600万円増額して支出予定総額を5億2,438万5,000円として、資本的収支において資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1億8,758万円及び当該年度分の損益勘定留保資金で補填する額を1億8,399万4,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤澤建設水道課長。

建設水道課長（藤澤 隆） 議案第17号の細部説明を申し上げます。

こちらも予算実施計画明細書にて説明いたしますので、議案書6ページを御覧ください。

収益的支出の支出でございます。1款1項1目管渠費の100万円の減額は、マンホールポンプ等修繕費の確定による不用額でございます。2目処理場費の500万円の減額は、処理場維持管理業務の入札差金、汚泥処理委託料等の事業費の確定によるものでございます。5目総係費はお目通しをいただきまして、資本的収入及び支出につきまして支出から説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

1款1項初めに2目施設改良費でございますが、27節工事請負費で国の3次補正の加速化交付金でございますが、令和3年度に予定していた浄化センター電気設備工事及び沢尻、南殿地区計4基のマンホールポンプ改築工事を前倒しして今年度に発注するため、3,500万円を増額補正するものでございます。

同じく1目の施設建設費につきましては、18節委託料で今申しました浄化センター電気設備工事の管理費及び前倒し分のマンホール継手耐震設計委託料を合わせ、不足する予算の補正100万円、また27節工事請負費につきましては、当初予定しておりました北原地区のKOA株式会社工場予定地におきまして地権者との調整に時間を要することとなり、今年度予定しておりました排水管布設替工事の一部を来年度に見送ることとなったもの、及び公共樹設置の工事費等の確定によりまして2,000万円を減額し、合わせて1,900万円減額するものでございます。なお、北原地区の下水道工事につきましては、現在地権者との調整は終了しておりますので、来年度6月以降には発注できる予定となっております。

7ページにお戻りをいただきまして、収益的収入及び支出の収入でございます。1款1項1目企業債は支出で申しました浄化センター電気設備工事、マンホールポンプ改築工事等の国庫補助事業に伴い不足する企業債分を660万円補正するものでございます。4項1目受益者負担金の300万円の減額は収入の確定によるもの、3目工事負担金の1,300万円の減額は北



原地区のKOA株式会社工場予定地等の排水管敷設替工事費に伴う負担金の減額によるもの、5項1目国庫（県）補助金1,380万円の増額につきましては、先ほど申しました国の第3次補正の国庫補助分でございます。

2ページにお戻りいただきまして、第4条企業債でございますが、資本的収入の企業債の増額補正により限度額を3,400万円に改めるものでございます。

以上、議案第17号の細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第18号「令和3年度南箕輪村一般会計予算」、議案第19号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」、議案第20号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」、議案第21号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第22号「令和3年度南箕輪村水道事業会計予算」、議案第23号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計予算」を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第18号「令和3年度南箕輪村一般会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和3年度は4月に村長選挙を控えており、当初予算につきましては経常経費等を中心とした骨格予算となっております。したがって、令和3年度一般会計予算は前年度当初予算に対し3億4,000万円5.2%減の62億4,000万円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第19号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者福祉のさらなる向上を図るため、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画及び令和2年度決算見込みに基づき、新年度予算を編成いたしました。令和3年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対し1.3%増の10億4,770万円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第20号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」について、提案理由を申し上げます。

平成30年度から制度が大きく変わった国民健康保険事業特別会計であります。本年度の決算見込みを勘案した上で、令和3年度は保険税率を据置きといたしました。引き続き特定健診や保健指導のさらなる充実を図り、医療費の抑制と国民健康保険税の徴収率向上に努めてまいります。

令和3年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対し0.7%増の12億4,600万円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第21号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由を申

上げます。

平成20年度から始まった後期高齢者医療制度は14年目となり、安定した医療制度となってきました。村が行う後期高齢者医療特別会計は、保険料の収納や後期高齢者医療広域連合の保険料納付が主な内容となっています。令和3年度の歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に対し6.0%減の1億4,891万6,000円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第22号「令和3年度南箕輪村水道事業会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和3年度水道事業会計予算の編成に当たり、基本の方針につきましては、従来どおり安全で良質な水の安定供給と快適な居住空間の確保を目的としておりますが、骨格予算として調整しておりますので、経常的な水道施設の維持管理をはじめ、継続的に必要な建設事業費を計上しております。収益的収入及び支出の予定額で、収入額を2億8,434万7,000円、支出額を2億6,943万9,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では収入額を1,318万円、支出額を2,937万6,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,619万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第23号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計予算」について、提案理由を申し上げます。

令和3年度下水道事業の予算編成に当たり、基本の方針につきましては快適な居住空間の確保を目的に、公共下水道への接続の推進、浄化センターの長寿命化または企業経営の健全かつ効率化を図ることとしておりますが、骨格予算として調整しておりますので経常的な下水道施設の維持管理をはじめ、国庫補助事業と継続的に必要な建設事業費を計上しております。

収益的収入及び支出の予定額で、収入及び支出額をそれぞれ5億9,955万1,000円と定め、資本的収入及び支出の予定額では収入額を2億9,007万5,000円、支出額を4億5,479万6,000円と定めるものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,472万1,000円は当年度分の損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

申しあげました各会計の予算の細部につきましては、予算審査の中で副村長及び担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第23号につきましては、質疑を省略して議員8人全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第23号は8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算特別委員会の正副委員長には、申合せにより委員長に総務経済常任委員長、副委員長に総務経済副委員長がつくことが決定されておりますので、委員会での互選を省略して議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

予算特別委員会委員長には百瀬輝和議員、副委員長には加藤泰久議員を指名します。

日程第14、議案の上程を行います。

議案第24号「南箕輪村第5次総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第24号「南箕輪村第5次総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定」について、提案理由を申し上げます。

本村の人口が基本構想に掲げております令和7年度の目標人口を7年前倒して達成したこと、また各種計画の重要な基礎資料になることから、本年度村の人口ビジョンの見直しを行いました。本案は、この見直しに伴い基本構想に掲げております目標人口の変更及び来年度から令和7年までの5年間の後期基本計画を策定しましたので、南箕輪村議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） それでは、議案第24号の細部説明を申し上げます。

南箕輪村第5次総合計画後期基本計画の御説明を申し上げます。

初めに、基本構想の変更についてであります。計画書の30ページを御覧ください。将来人口の予測につきまして、昨年改定をいたしました南箕輪村人口ビジョンの人口推計に基づき、基本構想の目標年度である令和7年度の目標人口を1万5,500人から1万5,900人に変更するものであります。

続きまして、後期基本計画についてであります。村づくり委員会からの答申を最大限尊重して策定をいたしました前期基本計画と同様、7つの基本目標の施策ごとに現状と課題、施策の方向、施策の体系、施策、目指す指標という構成になっておりますが、後期基本計画では新たにSDGsとの関連をアイコンで示しております。

また、序論につきましても一部修正をしております。

4ページを御覧ください。今回の総合計画は第2期となる村創生総合戦略を包含する形といたしました。各分野の主要な施策につきましては、前期基本計画から継続するもの、前期5年間での実績を踏まえて見直したもののほか、10ページから14ページに記載した時代の潮流を明らかにし、さらに想定を超える大規模自然災害への対応、新型コロナウイルス感染症対策、人口減少、少子高齢化及び地方創生の一層の進行・加速、国が進めるデジタル化に対する対応する施策、AIやロボットセンターなどを社会生活に取り入れたSociety

5.0の実現に向けた最先端技術の進展、環境問題への対応、地域共生社会へ向けた取組、SDGsへの取組等を踏まえ、追加や変更をしたところがございます。

45ページからは後期基本計画であります。主な点について御説明を申し上げます。

基本目標1、健やかに生きいき暮らせる村では、47ページを御覧ください。

(1)健康づくりの充実の③感染症対策の充実におきまして、新しい生活様式の推進について記載しております。

基本目標2、次代の担い手を育み、一人一人が輝く村では、73ページを御覧ください。

(2)義務教育の充実の①教育環境の設備充実のdで、村づくり委員会からも御提案を受け防犯カメラ設置についての検討を加えております。

基本目標3、安全・安心に暮らせる村では、93ページを御覧ください。

(1)防災・消防体制の充実の①におきまして、前期基本計画期間中に策定された業務継続計画の見直しや、大規模自然災害新型コロナウイルス感染症対策に向けた取組としての避難所開設運営マニュアルなどについての追加をしております。

95ページを御覧ください。(1)防災・消防体制の充実の⑥応急体制の確立におきまして、役場、災害対策本部の機能が失われるような災害時に災害対策本部機能が確保できる施設の1つとして、防災研修センター(仮称)の活用について追加しております。

基本目標4、産業と観光の振興で活気を生む村では、116ページを御覧ください。

(3)新しい南箕輪村の魅力開発の①南箕輪村らしい地域資源の追及におきまして、経ヶ岳及び権兵衛峠への誘客の促進を追加しております。

基本目標5、住みやすい環境づくりを進める村では、120ページを御覧ください。

(2)公共交通機関の充実の②バス交通等の確保・充実におきまして、新しい技術やサービスの研究を進めながら公共交通の充実を目指す内容に大きく見直しをしております。

基本目標6、自然と共生する魅力あふれる村では、137ページを御覧ください。

(1)環境行政の推進の②地球温暖化対策の推進におきまして、脱炭素社会の実現のために村が率先して地球温暖化対策に取り組むことを追加しております。

基本目標7、協働と満足度の高い行政経営を進める村では、150ページを御覧ください。

施策7の4の行政経営の推進における施策の方向におきまして、国が進めるデジタル化、最先端技術の進展を展望した方向性を加えております。

主要施策の説明については以上であります。

156ページを御覧ください。156ページ、157ページは、施策ごとに関連するSDGsのアイコンを一覧に示しております。続く158ページから162ページには後期基本計画と総合戦略の施策の関係性を、163ページから164ページには総合戦略の数値目標とKPI重要業績評価指標を示してございます。

以上で細部説明を終わります。

議長(丸山 豊) 議案第24号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

議長(丸山 豊) 質疑なしと認めます。

日程第15、諮問「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。本件につきましては、村長から配付資料のとおり議会に意見を求められております。本件

について説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 諮問といたしまして、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての説明を申し上げます。

人権擁護委員の委嘱につきましては法務大臣より行われておりますが、人権擁護委員法の規定により、市町村長は法務大臣に対し人権擁護について理解がある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされております。今回1名の委員が本年6月末をもって任期満了となるため、長野地方法務局長から次期委員候補者の推薦依頼がありました。現在、人権擁護委員2期目であります原孝壽氏につきましては、今期限りで退任したいとの申出があり、後任として南殿の福澤勇氏を推薦したく、御意見をお聞きするものであります。

お手元の資料を御覧ください。福澤勇氏であります。生年月日は昭和29年12月25日満66歳、住所は上伊那郡南箕輪村5376番地4であります。経歴等につきましては、資料の履歴書を御覧ください。

福澤氏は長年にわたり児童の教育に携わってこられました。特に養護学校や特別支援学級での経験が豊富で、障がいのあるお子さんの育成支援にも情熱を注がれており、人権擁護委員として適任であると考えます。人格、見識とも高く人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、新たに推薦させていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

議 長（丸山 豊） 本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

これから、本件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議 長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件につきまして、原案を適任者とする意見に決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

議 長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案を適任者とする意見に決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

お疲れ様でした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（丸山 豊） お疲れ様でした。

散会 午後2時47分

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 3 月 1 0 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 1 番から)

3 番 原 源 次

7 番 加 藤 泰 久

2 番 山 崎 文 直

5 番 笹 沼 美 保

9 番 三 澤 澄 子

1 番 百 瀬 輝 和

○出席議員（8名）

1番	百瀬輝和	6番	都志今朝一
2番	山崎文直	7番	加藤泰久
3番	原源次	9番	三澤澄子
5番	笹沼美保	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	伊藤千登世
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	建設水道課長	藤澤隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原浩
財務課長	唐澤英樹	農業委員会長	高木繁雄
住民環境課長	清水恵子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤さゆり
議会事務局次長	高木謙治

## 会議のてんまつ

令和3年3月10日

午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

議席番号3番、原源次議員。

3 番（原 源次） おはようございます。議席番号3番、原源次です。

村長に質問いたします。的確な答弁をお願いいたします。

東日本大震災から早十年が経過し、また毎年のように繰り返される異常気象による大災害、まだまだそれらは復旧途中ですが、一刻も早く復旧されることを願っております。そして、昨年より新型コロナウイルスによる感染症が世界中で大流行し、恐怖に陥れています。幸い、ワクチン接種による明るい兆しが見えてきたようにも思います。まだ都市圏では、再び緊急事態宣言が延長されているような状況であります。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、先日の全員協議会で話がありましたが、確認の意味で改めてお聞きします。幸いなことに、このところ国内や県内では感染者数が減少となってきました。地元、上伊那や南箕輪においても、感染者数が数日間は公表や発表がされておりません。大変喜ばしいと思います。

厚生労働省は2月14日、アメリカ製薬大手ファイザー社製の新型コロナウイルス感染症ワクチンを国内で初めて正式に承認され、安全性の確認を目的とした医療従事者への先行接種を2月17日より開始されました。計画では4月以降高齢者への接種が始まる、今は少し遅れているようですが、国民には原則努力義務が課され無料にて接種ができます。接種についても、いろいろな問題や注意することがあるようです。接種が受けられる時期と順位、回数と間隔、接種場所、方法など多々あります。

当村では、集団接種とかかりつけ医院の個別接種の併用で行われるようです。いずれにしても、ワクチン接種で1日でも早く新型コロナウイルス感染症が収束することを期待しています。希望者が遅滞なくワクチン接種ができるよう、新型コロナウイルスワクチン接種について具体的な方法をお聞かせください。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、原源次議員の質問にお答えをいたします。



私にとりましては、これが最後の一般質問となります。考えて見ますと今日が64回目であります。本当に何か感慨深いなというそんな思いもしておるところであります。

新型コロナウイルス感染症の御質問でございます。今、御質問にもありましたように、新型コロナウイルス感染症は落ち着いてきております。ただ、昨日辺りを見ますと1,000人を超えておるといようなことで、下止まりというこういう状況かなというふうに思っておるところであります。まさに今が正念場であります。第4波が来るんじゃないかと言われておりますけれども、それをどう抑え込むか、このことが一番重要な鍵となってきますけれども、そのためには、やはりワクチン接種、このことがスムーズに進んでいかなければならないというふうに思っておるところであります。

このワクチン接種につきましては、マスメディアでも様々な情報が報道されており、村民の皆さんも困惑されているというふうには思っております。村でも、このワクチン接種につきましては12月頃から準備を進めてきておりますけれども、このワクチンがいつどのくらい届くかなど確定した情報がなく、接種の計画スケジュールが具体的に決められない状況であり、本当にこれは頭を悩ましているところでもあります。肝腎なことは、いつワクチンがどのくらい来るのか、このことがはっきりしなければなかなか具体的な計画は立たないという、こういう状況となっているところでもあります。

まず、どういう皆さんがということでもありますけれども、国から示されている接種順位といたしましては市町村が実施主体のもの、これは65歳以上の高齢者から一般の方々までであります。医療従事者につきましては、県が実施主体となって今始まったところでもあります。中央病院でも先日接種が始まりました。本村の担当者もそれに見学に行ったところがございます。65歳以上の高齢者の次には基礎疾患を有する方、それから65歳から64歳の方、その後16歳以上の一般の方といった順序になってまいります。

現在承認されているワクチンにつきましては、一人2回接種であります。間隔につきましては、3週間空けるということになっております。費用は無料で、もちろんこれは強制ではなく本人の同意がある場合に接種を行うという、こういうことになっております。

村の接種方法についてであります。65歳以上の方や基礎疾患のある方は、村内の医療機関において接種を行う方向で、今調整をしておるところであります。一般の方の接種につきましては、医療機関での接種と特設会場での集団接種、これを併用して接種をする予定で準備を進めております。一般の方になりますと人数が多いものですから、個別接種やクリニック接種だけでは追いつかないということでもありますので、集団接種も行いながらということを考えております。

まずは接種順位に沿って事前に接種券、これは無料クーポン券でありますけれども、これを村のほうから送付をいたします。接種券が届いた方は、まず保健センターに設置をしますコールセンターに電話をして、接種の予約を取っていただきます。今、コールセンターにつきましては準備をしておるところであります。予約につきましては、インターネットからも予約ができるように準備を進めております。最初は高齢者の方からでありますので、電話での予約というのが多くなっていくというふうに思っております。

村の考え方といたしましては、基本的には村内にかかりつけ医がある場合には、かかりつけ医で接種ができるよう予約時に確認をしながら進めていく方針であります。まずは、かかりつけ医が村内にある場合は、そのかかりつけ医で接種をしていただくという、このことを

基本にしていまいりたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、ワクチンがいつ来るのかまだ分からない状況ですが、報道を見ますと、65歳以上の方の接種が始まるのは恐らく早くても4月の下旬、今の状況でいきますと、5月に入ってからというふうに予想をしておるところであります。もう少しこの時期と量が明確にならなければ、シミュレーションができないところでもあります。現在はこのシミュレーションするのが不可能ということで、国県の情報待ちという状況であります。

接種スケジュールや医療従事者の確保、会場運営、ワクチンの管理など、様々な課題がありますが、村内の医療機関の御協力をいただきながら、国の方針に沿って実施をしております。現在、準備作業を進めておりますが、大変大規模な事業でありますので、担当課を中心に全庁体制で取り組んでまいります。

2月上旬の開業医の先生方の会合の中で、接種につきましてもの協力をお願いをし、協力はしていただけるということになっております。ただ、クリニックによりましてどのくらいの接種ができるのかということのはまちまちでありますので、これからその調整をしながらという、こういう状況となっております。

この中で、開業医の先生方からも役場からの応援体制が求められております。駐車場の整理だとか事務の前段階の受付だとか、そういったことはぜひ人数を出していただきたいという、こういうお願いがきておるところでありますと同時に、今ワクチンは保健センターで設置をする、置いておくということになっておりますので、保健センターから医療機関へのワクチン運搬の人員も確保しなければならないということでもあります。これも大変な作業になるなというふうに思っております。予約に応じてそれぞれの医療機関に届けなければならないという、こういうことでもあります。今、この人員の確保に全力を挙げておるところであります。特に、看護師の確保が課題であります。なかなか見つからないという、こういう状況もあるところでもあります。

くどいようですが、いつどのくらいのワクチンが届くのかははっきりしなければ、しっかりとした準備、いわゆる医療機関への人数の提示もできないという、こういう状況であります。また、一番これも大きな課題になりますけれども、キャンセル時の対応、これをどう考えていくかということでもあります。薬を無駄にしないという、このことも大前提になってまいりますので、キャンセルがあったときにどう対応していくのか、しっかりと考えていかなければならないというふうに思っております。

当初は一瓶で6人ということでありましたけれども、注射針の状況で5人ということになりました。したがって、当面は5の倍数で予約を受け付けていくという、こういう作業になってまいります。途中から針が整えば、6人というそういう体制になってくるんではないかなというふうに思っております。

ただ、いずれにいたしましても初めての経験でありますし、とりわけ医師数が少ない本村におきましては、大変な課題があるという、このことはそのとおりでありますけれども、これを乗り越えながら多くの村民の皆さんに接種を受けていただくという準備だけは今始めておるところでありますし、補正予算でもお認めをいただけたその部分で準備は進めております。しっかりと接種ができるようにということで取り組んでまいりますので、よろしくご意見をいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

3 番（原 源次） よろしくをお願いします。

今、村長さんが言われたように、医療従事者や県民向けのワクチンが県内、地元が届く時期や数量は現時点では定かではありません。国・県からは正式に示されていないということですが、また、接種を受けることは強制ではないと言われていました。ワクチン接種での副反応のリスクがあるとも言われています。また2回接種するなど、今言われたように3週間置いてやるということなんですが、複雑な事柄が多いと思います。

当初は、高齢者が4月開始と言われていましたけれども、今言われるように5月に入るようではありますが、村民に間違いがなく分かりやすく理解していただくために、住民の意識調査や広報が大事だと思います。いち早く調査や周知すべきことは何かを把握していただいて、住民、特に高齢者には通知すべきことがあると思うがどうか。また、村民が戸惑わないように意向調査や広報が必要と考えるが、どのように考え実施するかお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 村民の皆さんが戸惑わないようにということでもあります。まさにそのとおりだというふうに思っております。いかに周知をしていくか、広報体制を強化していくかということでもあります。この辺は、万全にやってまいりたいというふうに思っております。

接種を希望するかしないかなどの住民意向調査をするということは、今のところ考えておりません。これは、接種をすることということが大原則となっております。強制ではありませんけれども、できるだけ接種をしていただきたいということでもありますので、意向調査につきましては考えておりません。

国では、全国民が摂取できるだけのワクチンを確保するということでもあります。新型コロナウイルス感染症の蔓延を抑えるためには、多くの国民の住民の皆さんに接種をしていただけるようにしていかなければならないと、そのための接種体制は整えてまいります。

希望といたしましてであります。7割以上は接種をしていただきたいという、こういう希望は持っているところであります。7割以上になるように、村も全力で広報等をしてまいりたいというふうに思っております。

一番心配なのは、どういった副作用があるかということだというふうに思っております。その辺の周知というのを、しっかりとしていかなければならないというふうに考えておるところであります。ワクチン接種は医療従事者から始まっておりますけれども、接種部位の腫れや発熱、倦怠感など副反応を示すことがありますけれども、それはまれであります。

さらには、一番は重症なアレルギー反応でありますアナフィラキシーを起こすことでもあります。現在、国内で昨日までに9名の方がこの副反応があったということで、報告があるというふうに報道されております。そういったこともワクチンの効果と合わせまして、十分に理解した上で接種するか判断をしていただきたいというふうに思っておりますので、実施方法だとかあるいは接種に関するメリット、デメリット、注意事項等につきましては、接種券に同封する通知や村のホームページ、また村の広報誌などで国からの情報などを周知をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、住民の皆さんが安心して接種ができるという体制を整えていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺はしっかりとまいりたいなというふうに思っております。

問題は、本村の場合には、スムーズに接種を行うにはやはり医療機関の協力、このことが大前提になってまいりますので、さらに村内の開業医の先生方としっかりと詰めをしていきたいというふうに思っておりますし、集団接種になりますと村内の先生方だけでは足りないというこんな状況も生まれてまいります。本村が参加しております中央病院、設置者の一人でありますので、ぜひ中央病院にも先生方の派遣等々につきまして協力要請も行ったところでもあります。

ただ、診療や働き方の問題がありますので、これもなかなかすぐ結論というわけにはまいりませんが、できるだけ協力はいただきたいということで、これからもそんな話もしてまいりたいというふうに思っております。ここが解決すれば、かなりスムーズにできるのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

3 番（原 源次） 一般にかかりつけ医といっても、他市町村の医院では受け付けてくれるでしょうか。今、一応市町村単位というようなことになっておりますが、また集団接種といっても大勢の住民が一度に集まっても、ソーシャルディスタンスと言われていまして不可能だと思われま。

これにはやっぱり事前調査が必要ではないかなと思っておりますが、郡内でも意向調査等を行っているところもあるようですが、今言われるように村ではしないということですが、どのように考えていますか。お聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 他の市町村で受け付けてくれるかどうかということでもありますけれども、あくまで居住実態のある市町村ということになっておりますので、他の市町村では接種はできません。今のところ、上伊那で全体でやっていくという動きにはなっておりませんので、村は村として進めていくということになります。かかりつけ医が村外の場合につきましても、こちらで割り振っていくということになろうかというふうに思っております。

集団接種の場合には、もちろん感染予防対策というのはこれは徹底してまいります。したがって、予約の段階からそのことはしっかりやっていきたいというふうに考えておるところであります。今のところ村民センターを予定しております。駐車場があり、いわゆる休むところもあるというふうな状況で、村民センターが一番最適かなというふうには思っております。この辺は、さらに詰めていく必要があるというふうに思っております。

調査につきましては先ほど申し上げましたけれども、全村民に受けていただきたいというふうな思いでありますので調査は実施はいたしません。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

3 番（原 源次） いずれにしても大人数になりますので、混乱されるかと思ひます。

そこら辺は役場の皆さんは分かっているようでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひいます。

ちょうど先ほども村長が触れられましたが、今日の報道で、重い副反応があるアナフィラキシーが9人出たということではありますが、その体制は整っておりますでしょうか。お聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） その辺は、クリニックの先生方も一番心配しておるところでありますので、しっかり対応していただけるということでもあります。

問題は、内科医の先生が打つときは十分クリアできますけれども、そのほかの先生方の部分につきましては、これはしっかりと対応していかなければならないというふうに考えておりますので、その辺はもう一回詰めさせていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 原議員。

3番（原 源次） 先ほども言われましたように、やっぱり村内の接種可能な医療機関等を早めに周知してもらったほうがいいかなと思っております。

さきにも言いましたが、いずれにしても一日でも早くこのコロナウイルス感染症が収束して、ふだんどおりの生活を取り戻したいとそう思っておりますので、よろしくお願ひします。

終わりに、唐木村長は自立の道を選択した直後、また人口増加期に16年間村のかじ取りをされ、村内外からいろいろ高い評価をされております。残された日数は僅かになりました。寂しい限りではありますが、今後も村政発展に御尽力いただきたく思ひます。それにつきましても、健康にはくれぐれも御留意されますことをお祈りします。大変御苦労さまでした。

以上で、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、3番、原源次議員の質問は終わります。

ただいまから9時35分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時35分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号7番、加藤泰久議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤泰久です。通告どおり2点について質問をいたします。

新型コロナウイルスにおいては、緊急事態宣言が1都3県に再延長されました。早い終結を迎え、オリンピック・パラリンピックの開催を希望するところであります。村においても、令和2年度が残すところ二十日余りとなり、何かと慌ただしさを感じております。

村長が4期16年を務められ今回勇退となられますが、政争の村として混乱をしていた村に職員として勤められ、その後村長として長きにわたり行政を牽引され、村の発展に貢献され長野県内においても誇れる村になったことに感謝するとともに、御礼を申し上げます。

私も以前は庁舎に出入りすることも少なく、職員の職務また村長の職務についてもよく知らない状態でありましたが、議員になりまして村長の職務や実務、行動を見るにつれて考え方が大きく変わったものであります。職員に気遣い、村民の不平不満の声にも耳を傾け、諸団体の会合にも出席し、また対外的には村を代表して伊那中央行政や上伊那広域連合等々の行政や行事に参加し、村、上伊那の代表として県・国へも足を運び休みのない日常であり、

また不得意な飲食もあり、体や気持ちの休まる間もない生活であり激務でありました。体力や気力、精神力がなければ務まらないとつくづく感じたところでもあります。

開会の村長の挨拶の中でも述べられましたが、村職員として33年、助役として4年、村長として4期16年、計53年の間の公務員生活を送られました。村内のことや行政については全てを網羅し、53年にわたる人生の全てをかけて、豊かで住みよい子育ての村として人口増が続く誇れる村を築き上げた功績は、今後とも村政に長く残ると思われております。

そこで、4期16年を顧みてということで質問をいたします。

当時は誰も、またはほかの町村でも言っていなかった子育てに優しい村、子育て日本一を目指したこういう発想があり、4期16年で心に残る政策や出来事をお伺いしたいと思います。私も質問が少ないので、時間は十分ありますのでよろしく答弁をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、加藤泰久議員の御質問にお答えをいたします。

お褒めの言葉を頂きましてありがとうございます。加藤議員にも議員として大変お世話になりましたし、また議員になる前から後援会の幹部としてお世話になってきました。本当にありがとうございました。

心に残る施策、出来事ということでもありますけれども、私自身全てのことが心に残っておるところであります。ただ、今御質問にもありましたけれども、やはり子育てに優しい村づくり、働きながら子育てができる環境づくり、このことは特に力を入れたところでありまして、心に残っておるところであります。

ソフト事業といたしまして、保育料の引下げにつきましては2年に1回程度実施をさせていただきました。医療費の無料化は、他市町村よりも先行して実施をしてきたところでもあります。ハード事業といたしましては、子育て支援センターの設置、放課後児童クラブ室の大規模な増築、療育施設たけのこ園の建設、こども館の建設等どれをとっても心に残る政策でありました。

特に、療育施設たけのこ園の建設につきましては、発達障害傾向にある子供の早期支援のために、この事業につきましては3か年の実施計画にもなかった事業でありますけれども、どうしてもこれだけは必要であるという私の強い思いで、建設をさせていただいたところがあります。こうした早い取組が子育てをするなら南箕輪村でとロコミが広がり、人口増の一役を担えたのかなというふうには思っております。

ただ、今の本村の子育て施策はどうかというと、他市町村と比べて先行しているということはありません。子供の人数も増え多額な費用がかかることもあります。今、この子育て支援が財政支援に偏っておる、市町村間の競争になっているという、このことが、私自身戸惑いが生じたところでもあります。このことも事実であります。

子育てというのは行政が率先してやっていくということ、このことはそのとおりだろうというふうに思いますが、あまりにも行政が先行をしてはいないかというこんな戸惑いもあったところがございます。解決策としては大変難しく答えが出ませんが、子育ての基本はやはり家庭であり地域であり学校であります。そういったことを一体的にやっていく、このことが必要だろうというふうに思っております。私自身は、本当に困っている家庭の子育て支援、これに徹するべきだというふうに常に思ってきたところでもあります。これは、

どんな行政がやっても同じことでありませうけれども、本当に困っている家庭や本当に困っている方にどう行政が手を差し伸べることができるのか、このことに私は力を入れていくべきだろうなというふうには思っておるところであります。したがって、子育て支援につきましても所得制限というのは、私は必要だろうなというふうには思っているところあります。

その他、大芝高原の道の駅としての登録ができたこと、また新たなイベントとして、住民有志の皆さんの発案によるイルミネーションフェスティバルが定着して一大イベントになってきたことでもあります。特に、このイルミネーションフェスティバルにつきましても、発足当初は私の同級生が、おまえが村長になって何かやってやらないけんなどということで始まった事業であります。それが全村的な事業に広がったということは、本当にありがたかったなというふうに感じたところでもありますし、中学校の経ヶ岳競歩に端を発した経ヶ岳パーティカルリミットが実施ができ、これも村の一大イベントになってきていること等、全てが心に残っておるところであります。このイベントにつきましても、伝統的に中学生の経ヶ岳競歩からヒントを得て実施をしたということで、心に残る事業であります。

このほか、開会の挨拶でも申し上げましたけれども、平成18年の豪雨災害での取組や南原住宅団地の灰の処理も今でも心に残っている事柄であります。

また、平成27年の国勢調査におきまして、本村が人口増加数、人口増加率ともに長野県下でトップになったこと、このことは私自身驚きでもありました。こんないろんな思い出があるところあります。

しかし、長く勤めておりますと良いことばかりではなく、悪い思い出もあるところあります。特に一番心に残っている悪い思い出は、雇用調整関係の助成金の不正受給として長野県内各報道機関に大きく報じられまして、頭を下げたことでもあります。県内にいる私の娘から、お父さん何やったのというすぐ電話をいただきました。本当にこれは申し訳なかったなというふうには思っておるところであります。

また、工事支払事務で指定口座の誤入力によりまして、私を含めて関係職員に多額な賠償を求めたこと、これも今でも心に深く残っております。予備処理の慎重性、そして何事も性善説に立たないこと、多くのことを学ばせていただきました。この問題はまさに性善説に立った中での出来事でありました。至らなかったことも多々ありますけれども、気持ちとしては常に村のため村民のためにと考えてしたことが、結果的に裏目に出してしまったということもあるわけであります。不祥事等々につきましても、この場をお借りしておわびを申し上げたいというふうに思います。

むしろ村長職よりも職員時代、村政の混乱期にその時々で議会より厳しい追及を受けたこともあります。これは、本当に厳しかったなというふうには思っております。また、職員として政争に巻き込まれたりしたことも心に深く残っておるところであります。

特に、これは実際問題としてあったことでもありますけれども、ある村長選挙におきまして、職員である私が村財政を極めて悪化させたという宣伝がありました。本当に何ということかなという思いもしたところでもありますけれども、そんな宣伝をされたことも忘れることのできない出来事でもありました。

いろんなことがありましたけれども、今となれば懐かしい思い出であります。平穏な村、このことを続けていってほしいと思っていることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

ます。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） まだまだ語りつくせぬことと思いますが、また機会あるごとにお聞かせくださることをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

勇退に当たり4月より新しい体制の下で動き出しますが、4期16年の経験の中で、今後村政に希望することは何であるかを質問いたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 今後の村政に期待する、希望するという御質問であります。

基本的には、村長選挙を通じて公約された事項の実現のために、新村長の考え方で村政運営をしていただければと思っております。私自身は、村政にいろいろ言うつもりはございません。それはしてはいけないというふうに思っておるところであります。

ただ、本村は平成16年に住民投票によりまして、村民の意思で自立していくということが決定されております。新村長にはそのことを踏まえて、持続可能な村づくりのため健全財政の維持を図りながら、全ての施策においてバランスの取れた村政運営を望んでおるところであります。

やはり、村の行政というのはバランスが必要だなということを感じております。極端に偏った施策をしないこと、全て村民でありますので平等にその辺は運営をしていただければなというふうに思っております。財政指標につきましては、人口増加対策に伴い施設整備等によりまして悪化傾向にあります。そのことも勘案をしていただければというふうに思っておるところであります。

また、行政は継続性ということもこれは大切なことであります。必要であります。継続性を保ちながら、その中で自分の独自性を発揮していただければと思っておるところであります。

まずは、しっかりと足元を固めていただきながら、4年間の中で公約の実現を図っていただくことが必要であります。職員とのコミュニケーションを取りながら村政の推進をお願いできたらと思っております。これは、その時々々の村政を見てきた私の経験の中で感じたことであります。何人もの村長交代を経験しております。その中で、急ぐと必ず混乱が生じるというその場を、その時々で見えてまいりました。本当にしっかりと足元を固めていただくこと、そして何よりも職員とのコミュニケーション、これを大切にしていきたいなというふうに思っておるところであります。

また、私には力不足でできなかった面も多々あるわけであります。本村は本当に恵まれた環境の中にあるわけでありますので、その恵まれた環境をどう生かしていくのか、こういった施策にも期待をしておるところであります。何よりも村民の安心・安全を守って、子供から高齢者まで、全ての住民がこの村でこの地域に住んでよかったなと思っただけのような共生社会の実現を願っております。

また、希薄化する地域コミュニティの活性化も必要かと思っております。新村政に期待をしておるところであります。新村長の方針の下でやっていただければという思いはあるところでもありますので、あまりいろいろ言うつもりはありません。

先ほども申し上げましたけれども、職務を推進するのは職員でありますので、職員とのコ



コミュニケーション、これだけはお願いをしてまいりたいなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 貴重な体験の中でのお話であり、また今お話された中の言葉をそれぞれかみしめながら、今後の村政に、私たち議員も庁舎の職員も村民も当たっていきたいと思っております。

次に移りまして、災害もなく豊かな地域であり交通の便もよく、就業の状況もよく人口も増加しております。私は平成の大合併の際、自立の村を選んだときに村長の言った自助・共助・公助の村づくり、この中で共助の気持ちが薄れてきているように感じられております。

それで、村長は勇退に当たり村民に望むことは何かをお伺いしたいと思えます。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村民に望むことであります。これは常々申し上げておることでもありますけれども、今の時代、行政で全てをすることはこれは本当に不可能なことであります。権利の主張、このことをすることは当然のことでもありますけれども、そのことは村民としての義務を伴っていることもあるわけでもありますので、やはり一定の自己責任ということも考えていただければと思っております。

17年前の自立か合併かの議論は、村民の村に対する熱い思いの中で活発な議論がなされました。このことは、いまだに頭に浮かんでくるところであります。その中でよく言われたことが、口も出すけれども汗をかくということがよく聞かれました。まさに、私はそのとおりでであるというふうに思っております。しかし、次代の経過と時の経過とともに忘れ去られてしまったのではないかなというふうに思っております。その後の村政の中でそのことをしっかりと確立できなかったことは、私の責任でもあるというふうに思っております。しかし、常にそんな熱い議論ができる、そんな村になれば理想かなというふうには思っております。

これからの村づくりや地域づくりは、加藤議員の話にもありましたけれども、自分でできることはやはり自分でやっていっていただく、地域でできることは地域でやっていただく、そして最後は行政という自助・共助・公助の気持ち、このことが必要であるというふうに思っております。したがって、行政と地域の役割分担ということ、このことはしっかり議論をしていく必要があるというふうに考えておるところであります。

ただ、今は多くの団体やボランティアの皆さんのそうした活動も活発化してきている分野もあるわけでもありますので、そういうところを大いに伸ばしていただければなど、そういったさらなる活動に期待をしております。行政と地域の役割分担、このことはしっかりと議論をしていただければというふうに思っております。

村民の皆さんの村や地域への愛着が深まり、それぞれの人格にも尊重をすることができれば、おのずと良い村になっていくものと思っております。これからの村づくり、地域づくりは村民の皆さんの力が必要でありますので、できる範囲で住民参加をお願いいたします。これは、私の最後のお願いであります。できる範囲で住民参加、このことをやっていただければなというふうに思っております。

私自身もこれで退任となるわけでもありますけれども、今やっております6号線の花壇づくり、これをやっていきたいなと引き続きやっております。イルミネーションフェスティバ

ルの出店、これも当初から出しておりますので、このことも体力のある限り出品はしていきたいなというふうには思っております。その他、できるボランティア的な活動はどんなことができるのかなという、そのことも考えながらできることはやっていければというふうに思っておるところでありますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 村民全員で住みよい村づくりのために力を結集していくこと、またそれを実践していくことをこれからやって住みよい村にしていきたいと思えます。

続きまして、次の質問に移りまして、大芝高原の松くい虫被害についてということで質問をいたします。

薬剤の樹幹注入の木で松枯れが発生したということが話されておりますが、何本かあるということではありますが実態はどのようでしょうか。それについて質問いたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 松枯れの問題の質問であります。松くい虫被害は、平成22年に初めて被害が確認されました田畑地区であります。その後、村全体に松くい虫等による被害が拡大し、アカマツ枯れが激増しております。従来は800メートル以上は大丈夫だと言われておりましたけれども、地球温暖化の影響で800メートルを超えても松くいが出るということでもあります。

本村は公園全体に1万3,000本のアカマツがありますけれども、約2割の2,300本のアカマツに対し、これも住民説明会で12地区を回り説明をいたしました。平成18年から4ブロックに分けて、1年に1ブロックずつ薬剤の樹幹注入を行ったところであります。

住民懇談会を経て、住民の皆さんの意見を伺いながら実施をしてきたというふうな経過があるわけでありましてけれども、ただ、現在これだけ発生しますと、薬剤注入をした木も枯れてきておるといふ実態もあるわけでありまして。令和元年度でありますけれども、大芝高原のアカマツ10本の被害が発生し、そのうち1本はマツノザイセンチュウというのが確認をされました。本年度はさらに広がりまして100本以上のアカマツが枯れてしまい、そのうちの樹幹注入したアカマツは20本であります。ただ、これは隣接するゴルフ場300本余の被害が確認されておりますので、薬剤の樹幹注入は一定の効果はあったのではないかなというふうな思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 次に、決算書で森林病虫害防虫対策事業としてアカマツ樹幹注入不用額として960万円が使われておりませんが、樹幹注入が3サイクル目に入っているんですが、これは効果がないというように実証されたことなのか、効果が薄れているということであるのかということについて質問をいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 薬剤の樹幹注入につきましては、今年度取りやめました。といいますのは、いわゆる3サイクル目、2サイクル目から3サイクル目に入ってくるわけでありまして。一番は薬剤の樹幹注入は、マツノザイセンチュウが樹体内に侵入しても増殖しないと

ということで発病を抑えるという、薬剤の樹幹注入によって効果があるということでもありますけれども、残念ながらかなり樹幹注入をするのに穴を空けるわけです。この穴が原因で水を通さないとかいろんな状況が出てきております。そういったことから2サイクル目まではよかったんですけども、3サイクル目につきましてはどうなのかなということで、様子を見るということにしましたところでございます。

大芝高原の林自体も専門家による調査もしていただきました。どうも今のままでいきますと、25年くらいすると全て枯れてしまうのではないかなというこんな調査結果も出てきておるところであります。したがって、これからは後の質問にあらうかと思っておりますけれども、ほかの方法を模索していく時期かなというふうに思っておりますので、そちらに切り替えていければということで見合わせておるということであります。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 樹幹注入をされた中で次の質問に移りまして、樹幹注入によるものの樹勢、木の勢いが弱まるという研究の話がありますが、この研究は実証されているものであるか、今まで樹幹注入された木にも懸念を持つものでありますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 一定の効果はあるということでもありますけれども、それと同時に先ほど申し上げましたけれども、大径木になればなるほど大量に穴を空けなければならないということで、木にストレスを与える、このことが原因になっていることもあるようであります。したがって、樹勢が弱まっていくという部分もあるということでもあります。これはまだはっきりとした研究結果というのは出ておりませんが、そういう部分があるというこんな報告も受けておるところでありますので、そういったことを受けまして、村としてもほかの方向に転換をしていきたいということ考えておるところでございます。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 村の木、村木です。村木としてアカマツが村木であります。この保護のために、今後どのように対応していくかについて質問をいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） アカマツは村の村木でありますので、できることであれば守っていききたいというこういう思いもあるところであります。

そんな中で、県の林業総合センターで品種改良事業として行っておりますマツノザイセンチュウ抵抗性アカマツと呼ばれる家系品種による優良品種の苗木、これを活用することも考えられるところであります。いわゆるマツノザイセンチュウに強いというアカマツも改良品種として出てきておるようでありますので、これも活用も考えられるのかなというふうに思っておりますけれども、こちらの科学的な実証というのは現在進行中であります、絶対に枯れないという実証はないところであります。したがって、県や関係機関そして信州大学などとも連携しながら検討をしていくというふうになろうかと思っております。

いずれにいたしましても、今すぐ効果が出るということではありませんので、手をこまねいているだけではアカマツは枯れていくことこれは明らかでありますので、材木、

大芝高原のシンボルであるアカマツを継承できるような取組、これは行っていかなければならないというふうに思っておるところであります。

この森林の松くい虫の被害対策には、予防・駆除・再生というこの3つが考えられるところであります。予防につきましては、本村でやっております薬剤の樹幹注入等々をやってきましたけれども、限界も近づいているなということを感じておるところであります。

一番いいのは薬剤散布であります。空中散布、地上からの散布。しかし、大芝高原はこれは不可能であります。都市公園でありますし、周りに農地があります。民家もあります。したがって空中散布だとか地上からの散布というのは、これは不可能であるということでもあります。したがって、ほかの方法を考えていかなければならないということでもあります。

今、試験的に行っているのが、神子柴財産区の協力を得てここ数年にわたりまして、財産区の山のアカマツの周りに炭をまく取組を試験的に行っております。これによって今のところ被害が少なく、松が元気になってきておるといふような結果も出ておるところでありますので、若干このことも大芝でやってみたいなど、新たな試みとしてやってみたいなどというふうには思っておるところであります。

また、あとは再生というその部分も真剣にこれから考えていかなければならないという、これは後の質問に樹種転換の部分でも出てこようかと思っておりますけれども大径木、売れるときに売ってしまうというこの考え方もあるわけでありますので、それを含めて今、森林協議会等で検討をしており、これからもさらに検討を加速させていきたいというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 松枯れという大変厳しい状況の中で、村木であるアカマツを何とか残したいという気持ちもありますけど、今の答弁の中にも新品種や改良品種というような話もあるし、それぞれの対策を講じながら村木のアカマツ存続をお願いしたいところでもあります。

次に、大芝高原森林を守るために、大変今猛威をふるっている松枯れであります。ただいまの話の中にも将来的には全滅するんじゃないかというような話もあります。そうした中で、大芝高原の森林を守るためにも樹種転換をしていかなければならないんじゃないかというような答弁でありましたが、その方針についてはどうでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 樹種転換の御質問であります。先ほども申し上げましたけれども、ある機関に大芝の調査を依頼をいたしました。一番は松枯れのこともありますが、植生の変化ということもあるようであります。これによってアカマツが衰退をしている、場合によっては今後25年以内にアカマツが衰退、消滅する可能性があるというふうな調査結果も出ておるところであります。植生の変化というのは、これは致し方がないのかなというふうに思っております。

考えてみますと、一番先に植林が行われたのは明治28年であります。福澤桃十校長先生が植林を推奨して、10ヘクタールに最初は約1万本分のコナラを植林したことが、大芝高原の森林の始まりであります。既にそれから125年がたちまして、アカマツを主体としながら全

国でもまれな大径アカマツが総巻をなす平地林となっております。その下にヒノキが生えてアカマツとヒノキの二段林ということになってきておるところであります。広葉樹も点在をしておりますけれども、本当に僅かな点在にとどまっている状況というふうになっております。

大芝村有林の整備基本計画の見直しに当たりまして、みんなの森の利用者を中心にアンケート調査や聞き取り調査を実施いたしました。その皆さんの大方は、大規模な森林整備や改変は望んでいないという結果となっております。私も、それはそのとおりだろうなというふうに思っておるところであります。

森林を大規模にやっけてしましますと、いろんなことをしますとその後100年はかかったりしますので、徐々にどういうふうにしていくかということでもあります。大径木伐採には抵抗があるようでありまして、やはり主体はアカマツよりも広葉樹を好んでおる、こういう結果も出ておるところでありますので、広葉樹につきましての樹種転換というのはこれからも積極的にやっていく必要があるというふうには思っております。今やっております。

ただ、これが育ってくるにはまだまだ年数がかかるということでもありますので、そういった広葉樹の転換を図りながら、大芝村有林を残していくという方向性を打ち出しておるところであります。

ただ、先ほども申しましたけれども、アカマツが衰退して消滅していくのを待っているだけということではありません。用材として活用の発想の転換、その時期に来ておるところでありますので、活用についても今検討をしておるところであります。

また、枯れてしまったアカマツ等々につきましては、チップだとか薪だとかバイオマス資源として活用していく、このことも必要であります。そんなことを考えながら、今後五十年後の大芝高原の森林の姿というのを想定しながら、計画を今検討しておるところであります。広葉樹への転換というのは、今後も積極的に進めてまいります。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 村民の憩いの場でありましてところの大芝高原の森林、これもまた将来に向かって健全に育てていくような政策をぜひお願いしたいところでもあります。

最後になりましたが、村長さんにおいては健康に留意されまして村の発展にお力添えをいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、7番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時35分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号2番、山崎文直議員。

2 番（山崎 文直） 議席番号2番、山崎文直です。

令和3年の初めての定例会での一般質問を始めたいと思います。

私もそうかもしれませんが、多くの日本人の中でやはり何か年の節目というのが、いろんな思いを伝えているもんだなというようなことを思っております。明日で東日本大震災から十年になります。いまだに復旧が進まないということ以上に、十年目にして今年になってい

ろんなことが初めて分かったということも報道をされております。

爆発をしなかった2号機っていうのがあるそうですけれども、あれが爆発していたら東京まで壊滅していたのではないかというような恐ろしい話も伝わってきています。早い復興を祈るところであります。

それから、村長は挨拶の中で64回目の答弁ということを発言されました。私も平成23年の4月の選挙から十年になります。地域の皆さんとの話の中で、いろんなお話を聞いたりアドバイスを頂いたりして一般質問を重ねてまいりました。この十年の中で質問の回数は40回目となります。それが1回目から40回目で、全て唐木村長から答弁をいただくということになります。これも一つの思いが募るところであります。

この間、唐木村長は比較的自らの言葉で答弁をされました。このことは、いろんな市町村の一般質問の状況も見たり聞いたりする中で、唐木村長は行政のトップとして責任ある答弁をするということでは、非常に私はいい姿勢だったのではないかなというふうに思います。その行政のトップの意思を各管理者の皆さんが受け継いで行政執行に生かしていくと、これは私としてはいいスタイルだなというふうに思います。

村という規模でということもあるかもしれませんが、そういった姿勢をこれからも、新しい理事者になってもそういう姿勢で行っていただきたいもんだなというふうに考えるところでもあります。節目というそういうものも、ある意味でやっぱり大事なことかなというふうに思います。

今回、私もそういう意味では質問事項に少し悩んだところで、質問事項も少ないわけでありまして、2つほどの件について一般質問をしていきたいというふうに思います。

1番目ですけれども、村長退任後の自らの要望ということでもあります。村長はこの間、ずっと職員それから助役それから村長という立場で、行政の中でいろんな行政サービスを提供する側について、これも何十年、先ほどいうと53年ですか、そういうことでもあります。サービスを提供するっていう立場からだ、そういう意味ではなかなか一方の見る目というものもあるかもしれません。そういう意味では、これから退任をされてその後は一村民というふうな形になれるわけでありまして、村長もいろんな挨拶の中で自分自身も高齢者であるというふうに発言をされております。そういう意味では、今後福祉的なサービスを受けられるという立場になります。そういうことでもありますから、先ほどの同僚議員からの質問も幾つかありましたが、私はその中でも、今後村長が福祉サービスを受ける村民ということになるに当たって、こういうサービス、例えば今までできなかった部分についても、私がサービスを受ける立場になってぜひ実現してほしいなとかそういうような要望的なものを含めて、思いがありましたらお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議 長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 2番、山崎文直議員の御質問にお答えをいたします。

東日本大震災が起こってから、明日でちょうど十年となります。いまだ復興道半ばというそんなお話がありました。まさにそのとおりだろうなというふうに思っておるところであります。あしたで十年、十年前のその日、私もこの議場で机にしがみついたその記憶が鮮明に思い出されます。本当に恐ろしかったなという、そういった記憶が残っておるところであります。

その後、何回か東日本関係に行かせてもらいました。本当に大変なことだなというそのことは感じたところであり、何年か前に行ったときに、復興は大分できてきたけどまだまだだなというこんな思いもしたところがございます。早く完全な姿に戻ることを願っております。

さて、質問でありますけれども、高齢者の部分となって提供する側から受ける側、何かそういう中でこんなことをということがあったらということでもあります。私も今72歳となり、5月になれば73歳となります。今の高齢者の定義は65歳からでありますので、一般的には高齢者となり後期高齢者に限りなく近づいてきておる、こんな歳となったということでもあります。平均寿命からいきますとあと十年ないわけでありますので、そろそろ終活を考える時期にもなってきたかなというふうに思っております。

ただ今60歳、65歳、70歳と定年がだんだん伸びてきておりますので、今は70歳まではもう働く時代になってきておりますので、この高齢者の定義というのが65歳でいいのかどうかというこのことは、私自身も感じておるところであります。

行政の基本というのは、これも常々申し上げてきましたが福祉サービスの提供であります。加えて道路・河川を含めた公共施設の維持管理によりまして、安全な地域をつくっていかねばならないこと、またやはり基本は税収でありますので、税収の基本であります村のまた村の活力の源であります産業振興、このこともしっかりやっつけていかねばならない、そして様々な行政事業に対応していかねばならないところであります。

持続可能な村づくりのためには、財政の健全化を図っていきながら、バランスの取れた施策の必要性というのを感じておるところであります。その中で、私は子育てメインを施策としながら高齢者福祉の充実にも努めてまいりました。上伊那の中でもトップクラスの高齢者福祉の施策となっております。子育て支援につきましては、今若干遅れぎみのところがありますけれども、高齢者施策につきましては、本当にトップクラスだというふうに私は思っております。

独自施策として福祉移送サービス、これも始めさせていただきましたし、この4月1日からは月に4回利用をできるようになります。まさにこれはドア to ドアというこのサービスであります。また、介護保険者への利用者の負担金に対する補助制度を創設させていただきました。この制度を設けているのは、本当に全国的に見ても珍しいのではないかなというふうに思っております。これも議員の皆さんの質問の中で生まれてきた制度というふうに思っております。

それから、本村ではやはり特徴的なことといたしましては、老人医療というのが古くからやっておりました。低所得者の老人医療につきましては、堅持しておるところであります。老人の定義も変わってきておりますので、70歳からにしようかなとって考えた時代もありましたけれども、やはりこれは堅持していきたいということで、68歳から住民税非課税世帯の老人医療は1割負担の部分につきましては補助をしておるということでもあります。

そして、福祉灯油券の配付等々も実施をしております。これは、そのたび実施をしておいたというのは本村だけあります。そういったこともやっております。

老人福祉を含めましていろんな福祉施策というのは、特に高齢者の場合には介護・医療などは施策として守られている面というのがあります。しかし、高齢者の福祉サービスといたしましては日常的生活確保のためのサービス、この充実が重要であるというふうに思っております。

おるところであります。相談体制の充実はもちろんであります。特に交通弱者を作らないこと、またICT時代に情報弱者を作らないこと、このことは特に必要なというふう感じておるところであります。この点は、しっかり取り組んでいただくとことを願っております。

今後は医療・介護・福祉の連携が重要となってまいります。ようやく我が村でも、今月中にこの連携チームの発足第1回を開くこととなりました。これをどう充実させていくのか、これをしっかり充実させていただきたいというふうに思っておるところであります。私も弱くなれば介護のお世話にならなければなりませんし、医療のお世話、福祉この連携というのは極めて大切であるというふうに思っております。そういったことは望んでおるところでございます。この辺も今までやってきた福祉サービスを本村の場合はかなり先進的な部分もありますので、さらに高齢者福祉も力を入れていただければというふうに思っております。

この中で、自分でできるうちは自分でやっていきたいと、どうにもならなくなったらやはり介護や福祉、そういったお世話にならなければならない、必ずそういう時代は来るわけありますので、この辺は大切にしていっていただければなというふうに思っておるところであります。

もう一点、このサービス提供とは無関係でありますけれども、最後でありますので言いたいことは言わせていただきます。誤解を生まないようにでありますけれども、私自身執行側の立場が長かったわけあります。議会の円滑な運営のため、また村民との良好な関係を築くために気遣いの絶えない日々、このことはそのとおりであったなというふうに思っております。言いたいことは半分にしておく、これは私の今までから生まれた学んだことであります。

ただ、これからは一村民となりますので、ようやくストレートにもものが言えるかなと、言いたいことが言えるのかなとこんな思いもしておるところであります。一村民の立場になりますので、遠慮することなくストレートにもものが言えるなというふうに思っておるところであります。

その中で、執行側で長く身を置きましたので、常に議会のチェックを受けてまいりました。議会はそのためにあります。行政のチェック機能という部分も大きな議会の役割ということになっておりますので、長く受けてまいりました。ただ、考えてみますと議会のチェックは誰がするんだろうか、それは村民であります。ただ、この機会というのは4年に1回の選挙しかないわけありますので、本当に私は数が少ないなと、我々執行側はそのたび議会のチェックを受けておりますけれども、議会は4年に一度の選挙というチェックがあるわけあります。もう少しあってもいいのではというふうに私自身は感じておりますので、これからは議会の役割とか議員の考え方を伺いできればと思っておりますので、そんなときはぜひよろしく願いをしたいなというふうに思っております。これは、私の願いでもあるところあります。

以上です。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 今まで聞けなかったような発言もお聞きして、これからまた一村民として村の中でも活躍をされることを期待をしております。一村民としての議会へのチェックというその言葉にも、非常に重みがあるかというふうに思います。大きな目と耳と頭、



体を使ってこれからも議会へのチェックもよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

2番目の質問に移りたいと思います。南箕輪中学校の今後の整備ということについてであります。

私は、南箕輪中学校の同窓会の役員を仰せつかっているところであります。年に数回の学校の運営委員会、その際には運営委員会から同時に授業参観もさせていただいて、非常に参考になる部分があります。その中でいきますと、この南箕輪中学校は生徒数で約500人、上伊那の中でもいわゆるマンモス、村でありながらマンモス中学校だというふうに思います。そういう意味では、この行政の中でも今までいろんな意味での整備を積み重ねてきました。それにも増してまた生徒数が増える中で、非常に施設の問題等も苦勞をされている部分もありますけれども、授業参観等に行きましてもやはりあちこちの傷みとかそういう部分も見受けられるところであります。

中学校の本校舎は昭和45年、46年の学校、体育館は残っていましたがけれども全面改築というところで、木造の校舎から鉄筋コンクリートの校舎になって、先ほどの話ではありませんけれども半世紀を迎えるとなっています。コンクリート造りですので丈夫そうには見えますけれども、中を歩いてみますと廊下だとか教室の床の傷み、そういうところも目につくようになりました。

そういう意味で、例えば中学校の本校舎の3階は、今1年生が6クラスありまして全部1年生で埋まっています。行ってみますと、エアコンもついて電子黒板もついていろんな機能もついてまいりましたけれども、一番端の北側と南側のところは廊下の突き当たりになりますので、この部屋は今30人か35人くらいの間で生徒が利用していますけれども、そこについてはある程度余裕があるかなと思いますけれども、廊下に面した教室については実に密状態だなというふうに感じます。教室の広さで、教室の机だけでなく後ろにはいろんな教材を入れる棚だとかそういうものがありますから、丸々使えるわけではありません。

造ったときにはこんなに狭かったのかなと、今改めて見ますと生徒の体格も非常に大きくなってきて、1年生はそうは言ってもまだまだ成長の途中ですけれども、毎年の卒業式や入学式を見ますと、中学1年生で入ってきた人はまだちょっとかわいいなという感じはしますが、2年生や3年生になると背丈も追いつかれて体格も非常によくなってくる、そういう生徒の皆さんがこの教室で学ぶにはやっぱり狭いだろうなというふうな感じがします。

学校の先生方も非常に苦勞されて、いろんな教室とのどこを使うかっていうのもありますけれども、一クラスだけとんでもないところに行くっていうわけにもいきませんので、そういう点でこの狭さ、特にこのコロナ禍での狭さ、真冬でもエアコンをかけながら窓を開けたりして使っているという状況が見られます。大きな建物ですいろいろな計画も必要だと思いますけれども、感染症というのは天然痘以外は収束したという宣言がされていないというふうに言われています。そういう意味では、今後もいろんな感染症が出る可能性があります。そういう意味では、将来的に向かってこの本校舎の整備、改修とかそういうこともあるかと思っておりますけれども、教育の現場として教育長にお尋ねするところであります。

今後に対する思い等を語っていただければというふうに思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号2番、山崎文直議員、中学校の今後の整備についてという

ことで御質問をいただいています。

今、中学校の本校舎は半世紀を迎えるというような状況、それから教室の狭さ、特にコロナ禍においてというそういう密状態の関係、それから床も傷みがあるということでもあります。議員がお話されましたが、同窓会長さんそれから学校運営委員の大事なメンバーとしてお力を発揮されていると、校長のほうからもその旨はお聞きしております。

また、私も当然ながら学校のほうは都度都度お邪魔しながら学校、特にハード面の状況も伺ったりというそんな状況があるわけですが、答弁をさせていただきます。

本校舎は、先ほどもお話がありましたが昭和46年建設で半世紀を経過、それから西校舎も37年を経過、そういう状況に学校があります。教室の改修につきましてですが、今年度天井裏になります、非構造部材の改修工事として吊天井それから教室の吊り物の関係の改修、それから本箱、棚などいわゆる家具といいたし、教室の後ろ等にあります棚等の転倒防止、それからガラスの飛散防止工事を行ってきています。

また、傷みの激しい扉それから黒板の入替え、掲示板の設置、校舎入り口付近の床の補修工事も実施してきております。あと校舎ではありませんが、プールの改修工事もうじき終わるといふような状況もございます。

教室の狭さについては、狭いっちゃあ狭いなと思いつつながらのところがあつたわけですが、教室を広くするための改修工事につきましては、現状としては考えておりません。コロナ禍、新型コロナウイルス感染症対策のため密の回避が必要なわけですが、学校と連絡を取りながら、学校のほうでは文科省それから国の衛生管理マニュアル、新しい学校の生活様式というそういうバージョンが大分上がつてきていて、今5か6ぐらいになっていると思つたんですが、それを基にしながら対応してきております。

具体的に言いますと、30人学級ではどれくらいの距離が取れるな、あるいはもうちょっと少ない人数だとこれくらいの距離が取れるなという目安のことを国のほうから出ていますので、それを参考に中学校はもちろんです、特に南箕輪小学校さんもそういった面では苦しいところもあるかなと思つたんですが、現在きております。

それから、先ほどエアコンのお話がありましたが暖房と換気、温度それから湿度管理をしながら対応してまいりました。湿度の関係も村のほうから各クラスにとかということで機器を入れさせていただいて、丁寧に対応はしてきているつもりでございます。コロナに関しては、今のところ大きな問題もなくきているかなというふうに思つております。子供たちが、それから御家庭が職員はもちろんですけれども、うんとかう感染防止に本当に力を発揮しているな、子供たちはすごいなとそんなことを思つているところがあります。

また、今後の改修についてなんですが、御存じのように公共施設におきましては個別施設計画を策定してきております。今後はその個別施設計画と村の3か年計画に基づきながら対応をしてまいりたいと思つています。必要な修繕はしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） ありがとうございます。

現場の中でもいろいろ苦勞をしながらも生徒たちの環境づくりに努力されているということをお聞きして、取りあえず一安心ということでもあります。

今後とも、まだまだ生徒のクラスの多い状態は続きますので、いろんな意味で新しい村長とも力を合わせて教育環境に努めていただきたいなというふうに思います。

2番目ですけれども、その一環としてですけれども、中学校の体育館も行ってみますとかなり床がささくれが目立つようになっています。これもいろんな計画があると思います。この4月には、またわくわくクラブのオープニングセレモニーが行われます。そこでは、村のプロバレーボールチームのVCトライデンツにおけるバレーボールの指導等もあるかと思えます。こういう意味でも、とりわけバレーボールはレシーブのときにも床に接する機会があるかと思えます。そういう意味では、ささくれなんかは危険性もあります。そういう意味でのいろんなところで施設の工夫は大変だと思いますけれども、この中学校の体育館の改修計画、整備計画についても考えていただきたいなというふうに思いますけれども、この点についてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） ここの整備計画の中で今のところ、体育館の床の関係でございます。

中学校の体育館の床の改修についてですが、数年前から傷みが目立っている状況が今は大分出てきて使われてきているところです。今、お話がありましたバレーボール、トライデンツの人と練習したりとかその他いろいろ使われております。それ以外でもそういう教育活動の中で当然使うわけですし、床のところについては危険の心配があるかなということは認識しています。子供たちだけでなく、社会体育を含む外からの方が使っていくということの中でも使われることも最近多くなっています。

応急措置として補修用テープで対応しております。ガムテープのような感じという言い方がいいか、もうそれが補修用ということでそのテープを使ってきています。この間ちょうど行ってみたら補修テープが終わっちゃったということで、ちょうどバレーボールの顧問のお二人の先生がおられたんですけど、ぜひ補修テープを早く買って、けがのないようにとそういう話をしてまいりましたけれども、改修方法についてなんですけれども、数年前から検討をしてきております。現在の板張りの床の上に村民体育館のような樹脂系シート、厚みがあるものを貼る予定を考えております。実施時期でございますが、村の3か年計画では令和3年度、来年度に実施予定となっております。令和3年度の肉付け予算を予定しております。予算が通れば実施ということになります。そういうふうに動きますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 山崎議員。

2番（山崎 文直） 具体的な計画をお聞きしまして一安心ということでもあります。非常にコンクリート製の建物でも、やはり傷むところは出てきます。これからいろんな面で早め早めに改修をしていくというような形で、検査をしたり予算要求をしたりとかいう形で教育環境の改善に努めていただきたいなというふうにお願いをいたします。

これで私のこの40回目の質問をちょっと時間は短いわけですが、真摯に答弁いただきましてありがとうございました。これで終わりたいと思います。

議長（丸山 豊） これで、2番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午後 1時30分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号5番、笹沼美保議員。

5 番（笹沼 美保） 議席番号5番、笹沼美保です。

通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いいたします。

まず1項目め、聴覚障がい者に寄り添う村にということで質問させていただきます。

先月、福祉教育常任委員会と福祉施設との懇談会を開催し、また懇談会に参加できない施設には訪問をして困っていることや要望を聞く機会を設けました。聴覚障がいのグループホームを訪問した際に、昨年度は健康福祉課に手話で会話ができる職員さんがいたのに、今はいなくて大変不便であるとうかがいました。

そのグループホームは管理者もスタッフも全員耳が不自由で、主なコミュニケーション手段は手話での会話です。様々な手続など健康福祉課窓口を利用することが多いので、手話通訳者がいれば大変助かりますしベストだと思いますが、必ずしも手話通訳者である必要はなく、日常会話程度でも手話で会話できればそういった方たちの不安にも寄り添うことができるのではないのでしょうか。

せめて、関わる人が多い健康福祉課に手話で会話ができる人材を配置していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、笹沼美保議員の御質問にお答えをいたします。

聴覚障がい者のために手話のできる人材の配置をという御質問であります。現在では、手話のできる体制が整っていないというのが実態であります。去年までいたということでありますけれども、専門というよりも自分でということの中でそういったことをできるようになったということであります。役場の場合は4年から5年が長くても、あとは異動ということになりますので、やむを得ないかなというふうに思っておるところであります。

村でもこの国や県の事業を活用しながら、補助用具の支給だとかあるいは災害に備えたメール配信など様々な支援を行ってきてはおりますけれども、現在、今申し上げましたように専門にできるような方がいないということで、窓口での対応につきましては筆談によって行っております。せんだつてもあったようであります。

筆談によることが難しい場合は、事前に福祉事務所に依頼をしながら手話通訳の専門家を派遣してもらえんというこういう制度がありますので、その制度の中でということで考えておりますし、体制的にはそういった体制は整っておるところであります。

理想とすれば、そういった部署に手話ができる職員の配置、このことが理想であるというふうに思っておりますけれども、村も定数を最近かなり増やさせていただきました。これは人口増加に対応するためというようなことであります。しかし、増やしても増やしてもどの部署を見ても現状の職務で手いっぱいという、この状況はあまり変わっていないということでもあります。

そういった中で、専門の配置ということは大変困難であるというふうに思っておりますので、現状の制度の中で対応せざるを得ないというこの実態は、御理解をいただきたいというふうに思っております。

あとは、その次の段階の中で考えられることがあるのかな、次の質問の中でということでお願いをいたします。

議長（丸山 豊） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 現状、手話で会話ができる人材がないということで、対応が難しいとのことなので、次の質問に移ります。

村障がい者福祉計画の第6期障がい福祉計画によると、聴覚障がい者との日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成事業を、上伊那市町村共同で伊那市社会福祉協議会に委託しているとあります。例年一人は修了者がいるということですが、その養成事業とは別に村独自で役場職員の中で手話奉仕員を養成することはできませんか。お尋ねします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 手話奉仕員の養成という御指摘であります。これは必要であるというふうには思っておるところであります。しかし、この専門的な手話奉仕員ということになりますと、障害者総合支援法に基づく養成講座を受講する必要があり、入門編で年間36回、次に基礎編で年間48回受講することが必須となっております。多くの職務を担っている職員が受講することはかなり難しい状況でありますので、これは不可能かなというふうに考えておりますけれども、そうは言っても必要でありますので、意欲を持った職員もいるわけがあります。昨日も予算特別委員会の中でそんな係長の発言もありました。手話を学びたいという。

そういった皆さんをどう村が支援できるのか、このことはやっていく必要はあるというふうに思っております。そういった中で、必要最低限の手話だけでも勉強したいという意欲を持った職員、この皆さんをどう育てていくのかという、これは真剣に考えていきたいというふうに思っております。そういった部分をどうすればできるのかということ、今後考えていく必要があるというふうに思っておりますので、そんな点は今言ったような考え方でということをお願いをしていきたいというふうに思っております。

福祉とかこういう障がい者に優しい村ということであれば、当然聴覚障がい者で手話ができるというこの窓口体制というのは必要でありますので、そういった意欲のある職員もいますので、そういった職員の皆さんを活用しながら、庁内のそういった体制をどうできるかということを考えさせていただきたいと、これはあまり時間を要するというわけにはまいりませんので、早急にやっていけるのかなというふうに思います。2人でも3人でも学べる機会があればということで、また考えたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（丸山 豊） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 庁舎内でそういう意欲のある職員のために支援していただけるということだと思いますので、ありがたいです。

福祉の向上に必要なのは、支援や配慮が必要な方たちの生活水準の底上げであると考えます。障がいのある方たちや配慮が必要な方たちが、生活する上で生じる様々な不自由さができるだけ少なくできるよう、その立場に立って考え支援するものであってほしいと思います。よろしくお願ひします。

2項目め、土曜日の放課後児童クラブについてお尋ねします。何度か機会があつて土曜日

の放課後児童クラブに立ち寄ることがあるのですが、支援員が1人で子供たちの見守りをしています。あるときは、お預かりしている子供たちは10人ほどでしたが、支援員は児童クラブ室内にいて数人の子供たちを見守っており、こども館屋外の憩いの広場で遊んでいる子供も数人いる状態でした。

支援員一人では、こども館の中も外も同時に見守ることはできません。もし、屋外で遊んでいる子供がけがをしたら、またもし急に大きな地震が起きたら、見守る大人がいない状態では適切な対応ができません。

放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の第10条第2項でも、放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とするとしています。二、三人ならともかく複数の子供を一人の支援員が見守るのは、大切な子供の安全を守るという点でいかがなものかと思えます。支援員も不安であると思えますし、預けている保護者の立場からも心配です。預かる人数が少なくても、複数の児童を預かる以上は最低2人の支援員配置が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 放課後児童クラブの質問であります。放課後児童クラブにつきましては、令和2年度末の状況でありますけれども、南箕輪小学校が129名、南部小が33名の登録があり、支援員は南箕輪小学校が10名、南部小が4名の中でシフトを組んで支援に当たっております。このうち土曜日の放課後児童クラブにつきましては、南箕輪小と南部小の児童クラブともこども館の1か所で実施をしております、平均して8人から9人という10人未満の利用となっております。

支援員につきましては、国の基準では子供40人に対して2人以上配置するとされております。村におきましては、土曜日の利用人数からシフトによりまして、前半と後半で交代しながら支援員1名で対応をしております。基準は満たしておるところでありますけれども、今御質問にありましたように子供の活動状況というのは違うわけであります。中と外、そういったことがあります。複数箇所に分かれている、こういうことにもなろうかというふうに思います。

そういったことを考えれば、御指摘のとおり安全面に配慮する必要もあるのかなというふうに思っておりますので、必要に応じまして複数人の支援配置ができるように対応を進めていきたいと、支援員の確保というのはなかなか難しい状況もあるところでありますけれども、児童の安全性ということを考えれば、二人体制が理想かなというふうに思いますので、この辺はそうなるように進めてまいります。よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 早急に対応していただけるということでよろしくお願いします。

厚生労働省が策定した放課後児童クラブ運営指針では、放課後児童クラブにおける育成支援の内容として、放課後児童支援員等にはそれぞれの子供の発達の特徴や子供同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子供が安心して過ごせるようにし、一人一人と集団全体の生活を豊かにすることが求められるとあります。

支援員や補助員が少なければ子供との関わりも希薄になり、一人一人に目を向けることが

難しくなります。最低限安全を確保するためにも二人体制で子供たちを見守ることは重要であると思うので、早めの対応をお願いします。

3項目め、長野県教育委員会が県立中学校、高等学校に導入する学びの指標についてお尋ねします。資料としてお配りした長野県立中学校、高等学校新しい学びの指標を御覧ください。

県教育委員会は現在進めている学びの改革の一環として、4月から県立中学校と高等学校で新しい学びの指標の試行を始めます。この指標は、ほかの生徒と比較し相対的に生徒を見ることや相対的な評価に価値を置くことをやめ、生徒一人一人に着目しその状態をそのまま受け止めて受容するとともに、変容や成長を見逃さず支援していくものとしています。指標は3つの全県共通質問と学校独自質問からなり、各質問について自分自身をどう見るかを生徒が選択肢の中から選んで答え、なぜそう思うのかについて記述します。4月から1年間は全県共通質問の試行を検証し、学校独自質問は令和4年度から導入を検討します。

まず、4月から試行される全県共通質問は、自分なりの価値観や考え方を持っている、これから先どのように生きていきたいかを考えている、自分にはよいところがあると思う、の3つの質問です。この質問に答えることで、生徒は自分自身の状態そのものを見詰め認識し、学校・教員はその認識を受け止め受容し、支援していくとしています。

この学びの指標の考え方として、個人と社会のWell-beingの実現を目指しており、Well-beingとは一人一人が心身の潜在能力を発揮し、人生の意義を感じ周囲の人との関係の中で生き生きと活動している状態のことであり、近年OECD経済協力開発機構やユネスコでも教育の達成目標として重視しているものです。

私自身もこの考え方そのものについてはよい方向であると思っていますが、全県共通質問を読んで自分の内面に深く関わる質問であることから、生徒によっては質問自体で自分を精神的に追い込んでしまわないか、教員に対して信頼感がない場合、どこまで素直に答えられるのか、教員が生徒たちの回答に感覚的に優劣をつけてしまわないかなど心配な面もあると思いました。

現に、一部の関係者からは懸念の声も上がっているようです。県教委は、県内の企業や大学関係者などをはじめとする県民の皆さんに、この学びの指標の考え方や理念に対する理解を深めていくことが大切だとしているので、将来県立校だけではなく市町村校への導入もあるかもしれません。この新しい学びの指標を、どのように受け止めているかお尋ねします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号5番、笹沼美保議員、長野県教育委員会が県立中・高等学校に導入する学びの指標について、村教委の受け止めはについてお答えいたします。

今、御質問をいただきましたがその内容にありますように、県立中学校それから高等学校に新しい学びの指標を導入することが昨年の12月の県教育委員会の定例会に報告されてということで、今に至っているというふうに理解しております。県立の中学校、高等学校ということで、村には県教委から通知等々は届いていないことを前提としながらお答えさせていただきます。お願いします。資料もありがとうございます。

学びの指標として中にありますけれども、1の考え方、理念と申しまししょうか、それから2の具体的な指標、今お話にありました質問形式等も含まれています。それから3の柱とし

て活用というそこが入ってきています。来年度は試行・検証の年という、そういう年に位置づけています。生徒一人一人に注目、視点を置いて学校が生徒一人一人の存在や人権、個性が大切にされ、一人の生徒も取り残すことなく、私はこれ取り残すってという言葉が非常に引っかかるんですけども、県教委のほうでは取り残すことなくという言葉を使っていますが、生き生きと学ぶことができる空間となる、そういう学校を目指しているということです。

私自身の受け止めに要点的に申し上げたいと思います。

1、考え方についてですが、学校としてテスト等はやっていくわけですが、みんな同じ問題でというそういうことになると思うんですけども、テストなどは実施しながら一人一人の学びの過程、いわゆるその子がどういう学びをしているか、そのプロセスをほかの生徒と相対的な比較ではなくどういうふうに大事にしていくか、そしてその学びを教職員が支援できるか、そこが私は考え方のポイントかなと、私自身の受け止めですが。

それから具体的な質問2についてですが、全県の共通質問それから学校独自ということで、生徒自身が教師などとの対話を通してということにつながりながら、自分をどう見るか、メタ認知というか自分をどう見ていくか、そここのところがこの質問の大事なところかなというふうに思っております。

それから3の活用についてですが、今の2の質問についての回答を基にしながら、生徒との対話を通して生徒理解を深め生徒支援に活用していく、そしてこの今の1、2、3の柱全体を通して生徒自身が自尊感情を高めていく、そういう受け止めをしております。

私の受け止めにもし誤解があればまた御指摘いただきたいと思うんですけど、この新しい学びの指標を基にしながら少し考えさせていただいた、そういう中で思うんですけども、1の考え方については今求められている、本当に一番大事というか大切なことというふうに思っております。生き生きと学ぶことは、新学習指導要領に示されている他の生徒等の比較ではなく一人一人の主体的な学びの姿、学んでいくその子の姿を大事にするということ、客観的な面が必要であるならば学習ノート、自分たちが子供たちがふだん活用している学習ノートに一つの学びの履歴があるわけですので、そういうようなものの活用もあるかなというふうに思っていますが、生徒が自らの学びを確認、実感していく、そして生徒一人一人がどう学びを進化させていく、学びを発展、展開していくか、そこが問われてくることかなというふうに思っております。このことは教師の生徒理解あるいは授業改善に関連してくるということです。

それから具体的な質問、3の活用についてですが、議員が今お話をされましたことと重なりますけれども、例えば全県の共通質問の中にこれから先どのように生きたいか、生き方について考えているかとそういうような項目がありますが、答えられる生徒もいるかもしれませんが、答えに窮する生徒もいるかな。また、答えを仮に持ち得ていたとしても回答したくないよと、胸の中に置きたいよとそういう生徒さんもいるのかなとも思います。

県教委の12月の定例教育委員会の議事録にもありますが、高校生や大学生の意見として将来の夢を持っているかと、例えばそういう問いを出されても、職業のことについてだと思うのでこういう職業に就きたいとかはなかなか言えない、もっといいと言いたくないとかそういうこともあるかなというふうに思っています。もっと突っ込むと、夢を持たない、持つということにそういう仮に設問があったとした場合に、夢を持たないことが何か悪いことみたいなそういう設問にならざるを得ないかなという、ちょっとそんなことも懸念しながら



でございます。

議員さんのお考えをまたお聞きしたいと思うんですけども、生徒理解、私たち教員は子供理解をうんと深めたいとそういうふうに思っているんですけども、その子の内面を全て理解できるものではないというふうに思っております。ただ、大事にしたいのはそのお子さんの内面を理解しようというふうに努めていく、それが教員の大事な点かなというふうに思っています。何も話さない、何も話せない生徒もいることを念頭に置きながら、この2あるいは3の対話していくということが展開される、そこが大事かなというふうに思っております。教師の評価はなじまないというふうに思っております。

あくまで先ほども申し上げましたが、自分をどう見るかというメタ認知を育てる自己評価に返していくというふうに思っております。生徒と教師との信頼関係がどうか関係性がベースにあるなどというふうには思っているところであります。

生徒一人一人を真ん中におきながらいろんな方が関わっている。仲間もいます、家族もいます、当然ながらですね。それから地域の方そして教職員、今お伝えした方々といろんな対話ができるといいなというふうにはうんと思うところです。そのためにも、その子の学びというのは学校の中で完結していくものではないということベースに置きたいなというふうに思っております。

村でも大切にしているキャリア教育、広い意味でのキャリア教育、生意気な言い方をすれば生き方を学んでいくというそういう受け止めをしているんですけども、キャリア教育等相対、全体を通して生徒の歩みを先ほども申し上げました教師を含めた関わる方が、本当に受け止め共感していくことが大事かなというふうに考えております。

現在の南箕輪中学校の営みと重ね、先ほど申し上げました村の取組のキャリア教育あるいは地域とのつながり、そういう点をさらに充実していくこと、それから主体的、対応的で深い学び、これは教科学習等々で営まれるわけですけども、そこへのアプローチの充実がうんと大事かなというふうに思っております。学びの指標を現時点ではあえて起こさなくても、願っているところへは先ほど申し上げたところの充実が、その姿に近づけることになるのかなというそんな考えを持っております。

いずれにしても来年度試行でありますので、新しい学びの指標に注視してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 教育長の答弁の中に、私と同じ思いがたくさんありました。生徒たちに関わる人たちの思いによって、この試行も生かされていくことを望んでいます。

新しい学びの指標の導入に当たっては、試行の段階で質問の内容や回答の活用方法などについてもいろんな意見に耳を傾け検討していくことが必要で、私も今後の動きを注視していきたいと思えます。

子供たちが生きがいを持って活動し成長できる環境を整えるためにも、子供たち一人一人と丁寧に向き合い、対話を重ねていくことを大切にしてほしいと思えます。

最後に唐木村長、4期16年間大変お疲れさまでした。引退されてもまだまだ御活躍の場は多いと思えますが、お体を大切に過ごされますよう最後のお願いをして、以上で質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、5番、笹沼美保議員の質問は終わります。

ただいまから2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号9番、三澤澄子議員。

9番（三澤 澄子） 議席番号9番、三澤澄子でございます。あらかじめ通告いたしました2つの項目について質問をしたいと思います。

何人かの議員さんがおっしゃいましたけども、あした3月11日で東日本大震災から十年がたちます。村長さんも先ほど言われましたけども、定例議会の最終日で私もそこら辺の席に座って待っていたときに、突然大きな揺れが起きました。とても長い揺れだったので、本当に机にちょっと手を当ててじっと耐えたという感じであります。その後、休憩の時間に下へ降りていきますと、津波にのみこまれる映像が繰り返し流されておりました。そして、同僚議員の原司宣議員が娘さんが福島の浜通りにおいでになるということで、連絡がつかないという電話が入り急遽お帰りになりました。その後起こったことは本当に恐ろしい出来事でしたので、私は初めて議員になってから30年になりますが、私の議員活動の中で一番大きな出来事であり今でも胸に突き刺さったものがあって、これでいいのかという思いと次の世代に私は何を残すのかと問い続けながら、3.11を忘れない、たくさんの人々と連帯しながら原発ゼロの運動に参加していこうというふうに思っています。

先日7日には、フクシマを忘れない3.7上伊那アクションに参加し、チェルノブイリ救援の河田昌東さんの事故後十年の福島原発と被災地の現状、放射能汚染と地域の再生について学習しました。

2020東京オリンピックは、完全にコントロールされブロックされていると国際社会にうそを言い誘致したものであります。復興五輪だそうです、オリンピックに期待したいとは私はとても言えません。今なお危険な状態は続いています。河田さんの話によると、先ほど山崎議員も言いましたが、福島第一原発は1号機、3号機、4号機は電源喪失により次々と水蒸気爆発が起り、大量の放射能物質が放出されました。2号機はたまたま爆発はなかったが、もしそれが起きていたら250キロ圏内、東北地方から関東まで人が住めない状態になったと言われていました。メルトダウンした核燃料の取り出しは六、七年先に取りかかることができるかどうか、それもその先をいれてもほんのこれくらいしか取り出せないそうです。ですので、全部処置するには数十年どころではなく100年以上の時間を要することになるのではないかとされておりまして。

また、汚染水はたまり続けている中で、2月13日に震度6強の地震が発生しました。首相は直ちに全てが正常だというふうに説明しましたが、その後冷却水の水位が低下し続けて、さらに大量の水を注入し困難が続いているというふうに報道されています。

長野県でもずっとその影響があります。昨年もそうでしたが、東北信地方のコシアブラや山菜は出荷できませんでした。一度起きた事故は、取り返しのつかない被害がいつまでも続きます。人災となった原発事故を教訓に、被災地と被害者の方々が元の生活と生業が取り戻せるよう、心を寄せていきたいと思っております。

この間、日本各地で大地震が続き、最近では気候変動による異常気象で風水害の被害も全

国で起きています。自然災害はいつどこで起きるか分かりません。ただ、その備えを常に意識し対策することで大きな被害を軽減することができます。村報3月号では、消防団特集で議会だより132号では副団長さんのインタビューでも、大事なのは人と人とのつながりが地域の防災力につながるとお話されたことです。

村で大きな災害が発生した場合、予想されるのは東南海地震でありますけれども、1として避難所となる村内公共施設耐震化の状況をお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、三澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

東日本大震災の話からであります。先ほども申し上げましたけれども、3月11日十年前であります。ちょうど3月議会開会中の地震発生で、この議場でも大きな揺れを感じて驚いたところでもあります。今でも三澤議員の大きな声が耳に残っております。本当に驚きました。その後、テレビの中継等を見るにつれ震災の脅威を感じましたが、その後この地震を契機としながら、防災減災対策は大きく前進したなということはそのとおりでろうというふうに思っておるところであります。

地震というのは、本当にいつ発生するか分からないというこういう状況があるわけでありまして。この地域ではやはり東南海地震が一番の脅威かなというふうに思っておるところであります。

そういった中で、避難所を含めた公共施設の耐震化の質問であります。避難所につきましては全て耐震化できております。公共施設として耐震化がまだできていない施設が2施設あります。郷土館と老人集会施設赤松荘であります。これを除いては全て完了しておるということでもあります。この郷土館と赤松荘につきましては、今後の状況ということになってまいります。特に郷土館につきましては、村の貴重な歴史的資料や土器の保全等々重要な施設であると思っております。

しかし、他の施設のことを優先して実施してきたために遅れているということ、このことも事実であります。学校給食センターの建設が終われば着手できるのではと考えておるところであります。これは、造っていく必要があるというふうに思っております。老人集会施設につきましては、在り方を検討していくことも必要かなというふうに思っておるところであります。

郷土館の建設につきましては、ちょっと余分な話でありますけれども、ここ何日か机の中やいろんな資料を整理いたしておりましたら昔の新聞が出てまいりして、平成の初めからその後であります郷土館建設、造ると言ったり中止となったり造ると言ったり中止となったりというこんな新聞記事が何枚か出てきたところでもあります。いまだにこういう状況であるということは、その後の状況はいろんなことがあるということでもありますので、その点は御理解をいただきたいなというふうに思いますけれども、給食センターができれば、あと残っている施設ということでもあります。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 今、公共施設の中で郷土館と赤松荘のお話がありました。残っているところはその2か所と。郷土館も私も研究検討委員会に入りまして、何回もあちこち見

に行ったりこんなのがいいねということではいろんなものをつくったりもしてきたんですけれども、今おっしゃられるような過程があります。村の大切な文化財、遺産でありますので、しっかりとまた造っていける方向が出せればなど今村長さんにお答えをいただいたところであります。

それではそこに期待しながら、2番目として新設される防災センターです。令和3年度に建設される防災センターについては、災害時の第二庁舎としての機能を持つが、通常は旧研修センターの使い方が基本となるとしています。先日の全員協議会では、大芝全体の施設を使ったテレワークへの交付金申請をしているというふうにされておりますが、常設で毎年全国で起こる災害は想像を超えるものとなっております。

災害時の対応だけでなく常に防災を意識する施設として、常設で防災マップです。これとこれになります。平成19年度に新しくされて、村を二つに分けて大きな地図になって分かりやすく配布されておりますけれども、こういうものを大きく展示するとか、例えばその村の防災の施設として住宅、例えば今は公共の建物の耐震の話はされましたけれども、個人の住宅への耐震診断を村で行っているとかブロック塀の撤去の補助も行っているとかというような、いろんな防災の情報もあるわけです。こういったものを展示するとかして、防災や減災への取組をすることが大事ではないかというふうに思います。情報発信を常にしていくことが大事ではないか、また体験型の研修施設としての拠点としての役割を持たせる必要があるのではないかと考えますが、構想についてお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 防災研修センターの役割の御質問でございます。

御承知のとおり、防災研修センターは令和2年度、令和3年度にかけまして建設をするということで、この議会の最終日に契約の締結案件をお願いをする予定となっております。主には、役場庁舎は災害対策本部として使用できない場合に代替施設として使用をする、このことが一番の目的であります。そういった資金を活用しておるということでありまして。通常時には消防団や赤十字奉仕団の研修だとか、あるいは自主防災組織、防災医師会の会議等でも活用を考えておりますし、防災関係以外にも大芝高原の中心的な施設の中にありますので、そういったことも活用もできるというふうに思っております。

それと同時に、さきの全協でもお知らせをいたしましたけれども、テレワークだとか地方でのサテライトオフィスの開設も視野に、幅広い活用も考えておるところであります。いろんな活用ができるというふうに思っております。大芝高原を訪れてきた人たちのそういった活用というのも視野に入れておるところであります。

今、防災マップの展示だとか防災関連の展示というような話がありました。これは防災研修センターでありますので、当然そういうことは必要かなというふうに思っております。完成が令和3年度の10月頃ということでありまして、そのときにそういったことがなされていくというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 今、全体としての使い方も考えながら、防災センターとしての役割をしていくということでお聞きいたしました。

その中で管理運営であります。大芝全体の中で活用ということもありますし、先日も伊那市の防災センターへ研修などに私は行きましたけれども、常にその中に担当の方がおいでになって管理しているということだというふうに思いますが、この防災センターの役割をきちんと生かしていくためにも、どこで管理し運営し、常に常設で開いている状態であるのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 管理運営につきましては、これから今検討をどうしていくのかというところであります。どこの課がどういう関わりを持っていくのか、防災研修センターでありますので、当然総務課かなという思いもありますし、今はいわゆる大芝の中の施設ということで産業課が主体となって進めておるところであります。その運営をどうしていくのかというのは、これからの問題であります。

常駐をするということは、これは不可能であります。開けておくということは可能であります。したがって、開発公社にどう開けるようにやっていただくのか、この辺を含めて検討していく必要があるというふうに思っておりますので、常に使える状況にしておかなければ造った意味がありませんので、そういうことは可能であるということは申し上げたいというふうに思っております。ただ、そこに専門の人を置くということはこれは不可能でありますので、それは無理であります。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） しっかりとその辺の防災の機能を果たす役割としての管理運営をお願いしたいというふうに思えます。

3 番目として、2月13日に東日本大震災の余震といわれる震度6強の地震が福島県を襲いました。避難所が直ちに開設されました。コロナ禍での避難所対応では新しい課題が指摘されています。南相馬市では地震の1時間後に避難所を開設、受入れ時の感染症対策としてコロナの検査キットが用意されており、消毒やマスク、個別テントで家族単位の接触を防ぐ対応も整えられていました。

村でも、災害時の避難所開設のための感染症対応の衛生用品備蓄等が必要ではないでしょうか。今年度から来年度にかけて、エアコンやWi-Fi等各地区公民館に整えられることになっております。緊急時にすぐ使えるためには、研修と日常に使用することでの対応が必要だというふうに思えます。定期的なメンテナンスも必要になります。そのための支援はどこでどのようにしていくかお聞かせください。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 各避難所の関係であります。避難所の感染対策でありますけれども、村では家族ごとで利用できるテントだとかあるいはまた消毒剤、マスクや非接触体温計、フェイスシールド、この辺は各地区自主防災会にも配布をしてあるところでもあります。また、広域避難所で使用するための感染症対策備品は同様に備蓄をしてあります。

感染症検査キットにつきましては、今のところはこれを活用するということを考えておりません。村では、避難所における体調不良者には専用のエリアを設定をしていくつもりであります。これは本年度の防災訓練でも実施をし、マニュアル化をしたところでもあります。そこで避難をしていただきながら早期に医療機関につなげていく、このことが大切かなという

ふうになっております。

また、地区公民館についてであります、空調設備は全て設置ができました。一部屋ということでもありますけれども、一番広い部屋であります。Wi-Fiの設置につきましては、今年度各区長さんの御意見等を聞きながら、一緒に協議をしながら進めてきまして整いましたので、令和3年度当初予算に計上して早期に使用できるようにしていきたいというふうになっております。

運用、活用につきましては、これからということでもありますので、新村政の中でそこら辺はしっかり検討してもらうように引き継いでまいりたいなと思っております。この中で一番問題は、各人材がいるのかどうか、これが一番問題であります。そういうものはできたけれどもそれをどう活用していくか、それを担っていく人材がいるのかどうか、その面では行政の支援というのは私は必要であるというふうになっております。合わせてそれは考えていただければというふうになっておるところであります。

管理につきましては、各区でありますけれども、その通信料だとかいろんなものは村で負担をするということになっておりますので、ただ機械の更新等につきましては設置するときには全額村でしますけれども、その後の更新は区でということでもありますけれども、このときもお話しましたけれども、そういったときが来たら新しい村長さんにできるだけお願いしてくださいという話は区長会でしておきましたので、そういうことでどうなっていくのかなというふうになっております。

人材の活用、人材の支援、これに尽きる、こういうふうになっております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 区は毎年役員さんが変わりますので、いつでも使用できるようにするってことはとても大事なことでと思います。例えば、区長会も何回かリモートでやるとかいろんな形で訓練していかないと、議会もそうでしたが毎月必ずちょっとやっついていかないと忘れちゃいますし、まだ当分この状態は続くというふうになっておりますので、ぜひきちんとした支援体制を整えていただきたいと思いますというふうになっております。

次に移ります。宮城県石巻市立大川小学校の津波避難訴訟確定判決を機に強化された学校防災の水準を達成している市町村は、45%にとどまっていると先日の1日の信濃毎日新聞の記事が載っておりました。ハザードマップの想定を超える災害への備えを求められているとして、人手不足や専門性に課題があるとしていますが、本村での危機管理マニュアルの見直しや研修等の状況はどのようになっているかお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号9番、三澤澄子議員、学校防災危機管理マニュアルの見直し、研修の状況についての御質問でございます。お願いします。

今、議員がお話されました学校防災危機管理マニュアルというのがありますが、これは平成24年1月に作成で、平成28年の12月の一部改正を経て現在に至っております。先ほどお話にありましたが、文科省では東日本大震災の津波被害に関わる大川小学校の訴訟の判決を受けて、自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について、全国の教育委員会に危機管理マニュアルの作成及び見直しについて通知を出している、そういうこ

とでございます。

見直しのポイントについて、大きく5点ほどの項目がありますが、ちょっと時間の関係がありましようので省かせていただきますがよろしいですか。

それらを踏まえながら現在の村内の状況、3校の学校の位置条件等々も加味しながらですが、教育委員会としては現時点では大きな見直しの必要はないかなというふうに認識しております。ただ、アンケートとも絡むんですけれども、課題としてポイントの中にもかかる項目があるんですけれども、教職員が迅速かつ確な判断で対応できるか云々と関わるんですけれども、管理職をはじめとして教職員が災害時における危険箇所をどこまで把握しているか、例えば教職員ですと異動してきたりしながら南箕輪村にはこういう状況のときにこうなる可能性があるとか、そういう危険の状況というか地域の状況を把握しているかそのこと、それからまたは有事のことと対応について熟知しているか、その辺りが大きな課題かなというふうに考えております。

今後、村の地域防災計画と重ねながら、それは先ほど話にありましたハザードマップ等々に関わってくるわけですが、災害時における危険個所の周知それから対応を丁寧に進めていきたいなというふうに考えております。

また、研修に関してなんですが、県教諭主催の管理職をはじめとした学校保健、学校安全の研修会で学んだことを学校のマニュアルに反映、マニュアルは毎年災害だけじゃなくていろんなこと不審者等々、いろんな対応マニュアルが入っていますのでそのマニュアルの反映や見直し、それから教職員の危機管理意識の向上、ここが一番課題かなという先ほども申し上げましたところなんですけど、それから効果的な危機管理体制の構築に努めていくことが肝要というふうに考えております。よろしくお祈いします。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 危機管理マニュアルに基づいて毎年見直していくということで、先生たち全員がいつでも対応できるような体制、これは本当に大事だなというふうに大川小学校のときの例を見ますと本当に胸が痛む思いになります。この中でちょっと触れましたけれど、関西、大阪の地震の際にブロック塀の下になって小学生が亡くなったこともあり、村でもそういうものにはすぐ対応はしておりますけれど、いつでもどんなところに危険があるのかっていうことは村民もきちんと周りを見ていくことも大事だというふうに思いますし、その辺、村の皆さんのそういう情報網もつかみながら、きちんとつかんでいくことが大事かなというふうに思いますので、またよろしくお祈いします。

それでは、次に移らせていただきます。

先ほど議員活動で一番大きな出来事は東日本大震災だと言いました。それと同じくらい大きな出来事は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症のパンデミックです。世界観が変わるような日々が一年以上続き、今も収束は見えていません。こういうときこそ一人一人が大事にされる政治が求められているのに、もどかしい思いが続いています。自助が一番出てくる政治は救われないなというふうに思っています。

そこで、地方自治法第1条の2を改めて確認したいと思います。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政をここが大事だと思いますけど、自主的かつ総合的に実施する。役割を広く担うものとする地方自治の本質として、福祉の増進が一番として議員活動に取り組んできました。そのことは役場の皆さんも共通の認識にしてほ

しいと、何回かその言葉も取り上げて一般質問もしてまいりました。

特に、昨年1年間は地域の様々なイベントや事業が中止や縮小され、議会の活動も制限される中で、福祉教育委員会としては福祉事業へ先ほども笹沼議員からも触れられましたけれどもアンケートを行い、懇談会への参加や訪問しての聞き取り、アンケートの要望、記入等で今何が必要かを調査してまいりました。

そこで出された、引き続き取り組むべき課題について質問をいたします。1として、資料としてアンケートに記入していただいたことはちょっとまとめて皆さんのところにもお渡ししております。あと聞き取りと訪問、懇談と訪問についての内容は私たち自身にしか分かっていけませんので、それも含めてちょっと質問したいと思います。長期にわたる感染対策をしながらの介護事業に、職員の皆さんの御苦労は計り知れないものがあります。

特に、当初は消毒液とか手袋、エプロン、マスク等衛生用品が品薄と高騰し、苦勞したということであります。事業継続のための引き続きの購入補助、支援金、行政での備蓄と適宜配布も必要ではないかと思っておりますので、これは引き続きぜひ行っていただきたいと思っておりますがいかがお考えでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 新型コロナウイルス関係の質問であります。地方自治の本旨、住民福祉の増進云々という話がありました。これは、まさにそのとおりであるというふうには思っておりますけれども、ただほかのこともかなりという幅広くやっつけていかなければならないということでもあります。職員はそのことは理解をしているというふうには思っております。

介護施設の衛生用品等々の話であります。この部分につきましては、1年前に比べれば手に入りやすくなっておるといこういうことになっておりますけれども、ただ値段が割高になってきておるといふようなことも感じております。特に使い捨て手袋については、入手困難な状況が続いているとお聞きをしておるところであります。村では、村内の介護施設など昨年の3月から必要にてマスクの配付は実施をしております。約1万7,000枚の余を配布をいたしました。福祉施設等々へそんなことでもあります。

また、県がこのたび若干そういったことも力を入れてきたということでもあります。このたびのいわゆる感染症防止対策として、感染が発生していない場合であっても発熱等の症状ということがあれば、利用者のサービス提供や感染が蔓延している地域における訪問介護の際などに、いろんな資材や着用が想定されておるといふことで、アイソレーションガウンとかフェイスシールド、不織布のキャップ、ニトリル手袋、県で一括購入して市町村に備蓄するように、今月末に配付をされる予定となっております。

したがって、村では村内施設等や村の備蓄状況について情報を提供し、必要において各施設に投入をしていきたいというふうには思っておりますので、この辺はかなり充実をされてくるのかなというふうには思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 県のほうで一括購入ということで、これはとてもいいことだと思います。各施設の皆さんもそういうことにすることによって安定した値段で手に入れることができるということで、村でぜひそういうのをやってもらいたい話もありません。引き続きそういうことで、きちんと手当てできれば安心だというふうには思いますが、い



ずれにしても介護という事業は本当に感染対策としては、一番密にならざるを得ない状況があります。そういう神経の使い方を家族の皆さんも含めて今でも続けているわけでありまして、本当に一人でも感染を出したらもう大変なことになるという思いはそのとおりでありますので、そういう思いは引き続きずっと続いているという中で経営状態もいろいろ大変でありますので、一時の支援金というものを村で一回出しましたが、例えば整骨院の皆さんとかそのほかの小さい事業所の皆さんにも同じような思いで営業していらっしゃる、そういうところも含めて再度の第三次の補正もあるところでありますので、支援金もぜひ続けて出していくべきではないかというふうに思っております。

2番目として、職員がやむを得ず、例えば東京に家族がいて介護に一旦帰るといような感染地域の往来があった場合、一定期間の休みを取ることになります。2週間自宅待機ということになったりしますので、通常でも人員が不足している中で人手が足りずサービスが低下する恐れもあるということで、村独自でPCR検査の補助や検査キットの配布などをしていただけないかという要望が出されました。職員不足を防ぐ支援をぜひお願いしたいというふうに思います。

県内でも高齢者施設、介護施設で集団感染が発生しました。既に自治体独自で社会的PCR検査をすることによってクラスターを防ぐ取組は始まっています。県でいえば沖縄県とか広島県、東京世田谷区や墨田区、千代田区、北九州市や神戸市など大きなところではありますけれども、いずれにしてもそういうことがあった場合には本当に大変なことになるということで、職員の皆さんへの人手不足への対応としてPCR検査をぜひ支援してもらいたいという要望が出されましたので、対応をお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護施設だとか医療施設等々は大変な思いをしているというこのことはそのとおりだというふうに思っておるところであります。

いっつき、長野県でも医療警報だとか医療非常事態宣言が発令をされた時期もあったわけです。行政検査といたしましては、県では濃厚接触者はこれは全員検査、それから接触者に対しても幅広く検査は実施をしておるということでもあります。そんなところはそういうことになっておりますし、感染警戒レベルが5が発出された地域では、必要に応じて接待を伴う飲食店だとか高齢者施設等の従業者を、従事者を対象とした集中的な検査も行政検査として実施をしておるところであります。県で行っているのはそういったところということでもあります。

今話がありましたけれども、大きなところはそれはそれなりにやっておりますけれども、村のような小さな自治体がどこまでできるかというのは、なかなか難しいのかなというふうに考えておるところであります。

また、やむを得ずいわゆる感染拡大地域に行ったときというような話がありました。これは介護職場だけではありませんので、本当にいろんな職場でやむを得ず感染拡大地域へ行く、仕事として行く場合あるいはいろんなことができていく場合がありますので、これはその職場に限ってというわけにはまいらないというふうに思っております。それぞれの事業所の中で考えていただければと思っておるところであります。自己責任という範囲で考えていただければというふうに私自身は思っておりますので、介護職場だけというこういうわけにはいかないだろうなというふうには思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 今、県内はとても落ち着いた状況ではありますが、依然としてまだ東京や首都圏のように緊急事態宣言がまだ解除できないところもあります。いずれにしても第4波というものが来るのではないかと、このところやっばり下がらないで若干上がりぎみというような状況も見受けられますので、またいつどうなるか分からないという状況の中では、やはり緊張感を持って行政でもしっかりとやっばり介護、医療の部分は一番大事だというふうに思います。それと保育所関係です。そこら辺については、そういう全体として抑え込むような施策を検討しておく必要はあるかというふうに思います。

3として要介護者、支援者が感染した場合は、医療、介護が継続できる施設における支援体制の構築をしてほしいということでもあります。事業間の協力を村が主体となってシミュレーションし、もし発生したら速やかに動けるようにしてほしいという声がありました。お考えをお聞きします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村が主体となってという考え方、それはそういう考え方もあるだろうなというふうに思っておるところであります。

県では、このいわゆる施設や事業所において感染症の発生に伴って職員が不足する場合に備えまして、応援職員を派遣する応援体制を整えております。県内の高齢者施設等から協力していただける施設を募って、協力施設及び応援職員として347施設558名が登録されておることでもあります。この場合には、長野県の高齢者福祉事業協会だとかあるいは県の在宅老所グループホーム連絡会など、そういった調整機関もありますので依頼をすることになるかというふうに思っております。

また、要介護者等が通所サービスを使えなくなったときについては、これは訪問サービスに切り替えていかなければならないというふうに思っております。そういったことを考えれば、状況に応じて村や事業所などが連携してサービスが途切れることのないような支援はしていく必要があるというふうに思っておりますので、そういう場合は村へ相談をしていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） それに関連してであります。今、県の連絡会で調整して派遣する制度があるということでお聞きしました。せんだっての懇談の中で、ある施設の方から自分たちの施設に要請があったと。松本地域への要請があったが、施設内での感染の発症時や施設間での支援要請があった場合には、もし支援に行けば介護者は家へ帰れなくなると、家庭に。そういうことで、ちょっとその施設ではお断りしたという状況がありました。というのは、家へ帰れなくなる状況の中でそれを受けられないということで、そういう場合に村の中で一時宿泊所の設置をしていただけないかという要請がありました。これは大事なことだと思います。例えばとして、大芝のコテージとか空いているところをそういう方の宿泊として検討してもらえないかという要望もありましたので、そういう意味では制度があっても使えなくて応援にも行けないという状況を回避するためには、お互いのやりくりの中ですけれども大事ななと思いますので、ぜひその点の検討をお願いしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） これは、4番の質問とかぶるというふうでよろしいですか。

一時宿泊所の設置をということであります。施設内で感染症が発生した場合ということでもあります。ただこの場合、病院もそうですけれども、医療機関に勤務する皆さんもそういったことを常に対応している職場もあるわけであります。御家庭で帰るのかあるいはほかに宿泊するのかということは、各事業所や個人のお考えもあるというふうには思っております。したがって、今のところ一時宿泊所の設置というのは考えておりませんが、どうしても困る状況があればそれを放っておくわけにはいかないというふうには思っております。相談には乗ってまいりたいというふうには思います。

どうしてもどうにもならないというときに行政が放っておくという、これはできませんので、そうなった場合には考えてまいります。大芝の施設が中心になるかと思っておりますけれども、こういった事業もあり得るというふうには思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 5として、介護事業所のコロナ禍での減収に対して利用者への割高請求が行われました。事業者間での対応が分かれ、利用制限や介護の低下も心配されました。村では実態をつかんで、素早い支援をしてもらいたいというふうには要望がありました。そもそもコロナのというこの感染症が、どんな性質のものでどう防いでいくのかということが分からず、いきなりこうどっと襲ってきた状況でありまして、そういうことの勉強会をぜひ開いてもらいたいという要望がありました。たまたま私どもがその懇談をする機会を設けたことで、こんなことをやってもらえて初めてだというふうには感謝されましたし、思いの丈を皆さん話していただけたところであります。そういうときに、素早くこの村でそういう介護や医療の体制をどういうふうにするのかということは、各事業所でお互い連絡を取り合いながらの研修等をすぐしてもらいたいという要望も起こりました。その点についてお願いします。

先ほどは、村長のほうが医療・介護・福祉の連携チームを発足したというふうにお聞きしました。それがどのようにこういうコロナの中での対応が素早くできるのかどうかということも含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） コロナ禍でということになれば、全ての職種に関係してくるわけです。そういったことを考えれば、とりわけ介護・福祉事業所だけというわけにはいかないというふうに私自身は思っております。

ただ、介護・福祉を担っている職場でありますので、そうはいつでもというこの思いはありますので、必要に応じてやっていきたいというふうには思っておりますけれども、ただ経営面におきますと色々な状況は違うというふうにお聞きしておりますし、大きな減収にはなっていないというところもあるようであります。これは事業所によってまちまちであります。事業所に20万円を応援金として交付させていただきました。まだしていないというのが、いわゆる柔道整復関係だとかマッサージの関係、これはしてありません。それと飲食の関係は全く出してありませんので、これは第3次の中で財源留保してありますので、新たな村政の中で考えていただければいいかなというふうには思っております。

報酬改定等々につきましても、基本報酬に新型コロナウイルス感染症に対応するための引上げ部分があります。そういったことも一步前進をしたのかなというふうに思っております。

連絡会、勉強会ということですが、情報につきましてもその都度提供しております。チェックリスト等も配布をしてあります。素早い意見交換、情報交換ということには必要に応じてやっていきたいと。今回立ち上がるのは初めてということですので、これからどうしていくのかというその部分でありますので、そんな点はそんな御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） いつ起こるか分からない感染症、これからはほとんど連続して起こるんじゃないかというふうにも言われております。まだ、世界では全くひどいことになっているということが報じられております。既に2年目に入っても、この国内でも終わりが見えない状況であります。公衆衛生の要である保健所の困難が報道されております。体制強化を県に求めるとともに、村の担当課の皆さんも大変だというふうに思います。人員強化についての要望を出しておきます。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まさに感染症はマンパワーとの戦いでありまして、マンパワーは本当に必要であります。

医療機関だとか介護・福祉職場これは大変だなということはそういう認識はしておりますし、保健所は本当に大変でありました。追うのに大変な状況であります。感染症の発生によりまして、保健所の必要性というのは再認識がされたのではないかなというふうに思っております。

村といたしましては、保健所の充実は常に町村会の国・県への要望としてかなり重要に位置づけておりまして、常にやっております。それから、村のマンパワーというのも当然必要でありますけれども、定数の関係もありましてなかなかそうならないということもありますけど、今度のワクチン接種につきましても一人増やす予定であります。会計年度任用職員も精力的に今募集をかけておるところであり、私自身はこういうことにすぐ対応するにはやはり、常日頃から保健所の体制というのは整えておく必要があるということ、それから医療を含むいろんな研究官の研究費というのは大事だというふうに思っております。これはあまり削ってしまうとなかなか大変かなという思いもしておるところであります。

日本のような先進的な技術を持ちながら、ワクチンが国内でできないなんていうことは私がおかしいなと思っております。本当にそういったところにお金をつぎ込むということをやらないと、感染症の部分というのは防いでいけないのではないかなというふうに思っております。

また、保健所や医療・介護のそういった部分は、陳情等も出てくると思いますので議会の対応もお願いをいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 村長さんも言われましたように、本当にマスク一つとってもほとんど海外、ありとあらゆるものが海外で生産されておまして、本当に必要な物がすぐ手に

入らない、こういう世界的なパンデミックになったときは、本当に日本は何て遅れた国だったのかということを実際に再認識させられたんですけども、やはりしっかり公衆衛生も含めて国民の健康に関わることをしっかりやってもらいたいなということで、また私もそういう方向でしっかりとまた議会活動のほうにつなげていきたいというふうに思います。

最後でありますけれども、村長さんは今期で村長職を退任されるということで、お疲れさまでした。今、地方自治の本旨とは何かということで私も提案し、要望をしてきたのが議会活動だったと思います。厳しいやりとりもありましたけれども、思いは一緒だというふうに思っております。

また、私たちの生活は平和であってこそだというふうに私は常々言っておりますが、住民自治が尊重され命の暮らしを守る政治がその定例にあることも、一般質問を通じて村民へのメッセージとして発信してきていただきました。ときに平和憲法を守るとか核兵器廃絶への道を求めるとか、そういう立場で村長さん自身が平和首長会議にも参加いただいたりしながら、しっかりとそういうことを発信していただきました。そうして、その中で先ほども言われたように、本当に困っている人にどう手を差し伸べるかというのが行政の役目だというふうにおっしゃっていただきました。この間の村長さんの御労苦に感謝しつつ、唐木村長への一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これで9番、三澤澄子議員の質問は終わります。

ただいまから3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時15分

議長（丸山 豊） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

議席番号1番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 議席番号1番、百瀬輝和です。

東日本大震災から十年、あの日突然にして多くの方が大切な家族や友人を亡くし、愛する故郷を失った。岩手、宮城の両県にあっては復興のまちづくりは総仕上げに入ったが、地域ごとに抱える問題は多様化している。福島県は東京電力福島第一原発の事故から、ようやく本格復興へのスタートラインに立ったばかり。もう十年、それともまだ十年か、一人一人が異なる時間軸を生きる中で前を向き歩み出している人がいる。いまだ震災と向き合えずにいる人もいる。私たちは寄り添い続ける、これからも。誰もが心の復興をかなえ、人間の復興を成し遂げるその日まで、そして、創造的未來へ経験と教訓を伝え続けたい、十年の節目を迎える今、その決意を新たにします。

最初に教員の働き方改革について、何点か教育長に伺います。小中学校学校給食費公会計化について伺います。従来は学校が集めて管理していた学校給食費を、自治体の会計に組み入れる公会計化が全国的に動き出しております。また、未納者への対応を教職員が行っているケースが多く負担軽減をするためと、未納者が多いと給食費の不足が生じ献立に影響が出るのを防ぐためです。この質問は平成29年の12月議会に原悟郎議員が質問しております。そのときの答弁は、総合的に検討するとの答弁でした。

千葉市の私立小学校の例ですが、給食費を払わない保護者の家に電話をし何度も足を運ぶ、何度行っても払ってくれない保護者もいる。かなり負担だったと打ち明ける教員もおるそうです。また、食材の購入も集めた給食費を基に学校が担っているため、未納の影響で集まっ

た金額が予定を下回ると献立内容の調整を迫られることもあり、2分の1カットの果物を3分の1カットに減らしたこともあったそうです。こうした現場の負担軽減を目指し、千葉市では2018年度から学校給食の公会計制度を始めたそうです。

文科省の平成19年の調査では、全国的に26%が導入しているとのこと。文科省も学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進についての通知を出しております。その内容を少し分かりやすくしたPDFを4ページ目、5ページ目にちょっと資料として概要をつけてあります。基本的には学校教師の本来的な業務ではなく学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきであるとされておるところです。これは検討していく必要があると考えますが、教育長、この点いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号1番、百瀬輝和議員、教職員の働き方改革の中で公会計の考え方についてお答えいたします。

議員お話のように、令和元年に文部科学省から公会計化の推進に関する通知が出ております。先ほどの概要の資料がございますので、ちょっとポイントだけ確認させてください。1として、教職員の業務負担の軽減、2、保護者の利便性の向上、3、徴収管理業務の効率化、4、透明性の向上と不正の防止、5、公平性の確保といたしましうか担保、それから給食の安定的な実施と充実という6項目が示されております。

現在、本村の給食費の会計でございますが、私会計により給食センターと南部小学校給食の2つの会計が動いています。また、学校給食センターには村費で事務職員を1名配置しており、会計事務に当たっております。徴収は、各児童生徒の御家庭から口座引き落としにより行っております。滞納についてですが、若干遅れぎみの御家庭がありますが、滞納を繰り返すことはないというふうに見込んでおります。督促については教員が行うこともありますが、村の支援費等の支給の際に支給費を給食費に充てる等、保護者の了解の中でそれを行っているわけですが、それにより教育委員会事務局と連携しながらそこは図っている、そんなことでございます。

私自身も以前学校にいたときに、御家庭まで行って夜遅くまで申し訳ないけどっていうそういう経験もありますけれども、教職員が督促をするというのは非常に働き方改革という言葉がなじむかどうかというか、嫌ですよ。そういう認識があります。非常に苦しい。ただ、学校のほうで数多くはないんですが、担任の先生方が保護者とそういう連絡を取っている実情がございます。そここのところを教育委員会も共有しながらということで今、この間会議があったんですが私のほうからも係のほうにお伝えしてきた状況がございます。

公会計化によって滞納がどうなるかというのは、ちょっと個人的な考えになるかもしれませんが、もしかして増加する可能性もあるかなっていうそんなことも思っておるところであります。

食材の調達ですが、栄養職員が栄養士あるいは管理栄養教諭ですが基本的に行い、支払いを事務職員が行ってきています。村では地産地消に力を入れており、予算でもお示ししました風の村米だより金芽米をはじめとした地産地消の食材に対して、一般食材との差別分を補助するなどの施策をしてきてはいます。他部局との連携もある程度はできているものと考えます。

国の示した公会計化の効果は、全国的な視点に立ったものかなという受け止めであります。その全てが本村に当てはまるかどうかという思いもございますけれども、今後検討をしていく必要はあるかなというふうに思っています。

教員の働き方改革の観点で言えば、公会計化は単に事務量の軽減ばかりでなく徴収金の盗難あるいは紛失のリスクを少なくするとともに、何よりも会計の透明性を高めるために有効というふうに考えております。

その上で課題なんですけれども、教材費、旅行積立て、PTA会費等の学校徴収金を今後公会計化した場合どのようにしていけばいいのかとか、あるいはそのシステムをどういうふうに導入するかということがあるかなというふうに考えます。村単独でのシステム導入という選択肢もあるわけなんですけれども、徴収管理を効率化させるためには、上伊那広域連合のシステム化というのも有効な方法ではないかなというふうに考えます。これには、上伊那全体での検討が必要となってきます。難しさはあると思いますが、他市町村の状況もうかがいながら検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 新しいことをやるということはいろいろな課題があると思います。その中で給食センターの建設もされていくということですので、タイミング的にはいいのかなというのと、資料の2枚目にはこの具体例として挙げてありますので、こんな取組を全国的にして公会計にしていると、滞納については児童手当からも一筆もらわなければいけないんですけれども、徴収が可能だというふうな形にもなりますので、そこはしっかりと検討して教員の働き方改革ができればありがたいかなと思います。

次に、文科省から令和2年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査というのが昨年されて、12月に文科省のホームページでも出ていて長野県のやつもここに出ております。南箕輪村もその中に入ってくるわけなんですけれども、その内容についてここも資料でつけてあります。

調査項目として4項目についてということで、1として教職員の勤務実態の把握、2として改正給特法の施行を踏まえた対応状況、3として具体的な実施状況、4として取組の好事例ということです。先ほど言った村では、1についてはパソコンを使用して把握されているということです。2は検討中、3については学習指導員、スクールサポートスタッフ、部活動指導員等は実施中とあります。

給特法の改正では、業務量の適正な管理等に関する指針の策定については令和2年の4月1日、1年単位の変形労働時間制の適応については令和3年4月の1日に施行です。村での取組内容や今後の取組の考え方とかどうされていくかというのを伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。教職員の働き方改革の中で、給特法の改正も踏まえながらという御質問でございます。

平成29年に方策、いわゆる働き方改革の方策が打ち出されてから、教育委員会及び各校において超過勤務時間の縮減に向けて取り組んできております。今までの教育委員会の取組としましては、定額を県のほうにも上げてあるんですけれども、学校閉庁日の設定、留守電対応それから勤務時間の把握、校務支援システムの導入、校長会で勤務時間の割り振りの確認、

これは各学校の実情がございます。それから今お話にもありましたけれども部活動指導員の導入、スクールサポートスタッフを県のほうから配置、それから学習補助員、学習補助員に関しましては今年度コロナの関係があって8月20日かな、すみません、いわゆる2学期から三校に配置しています。そういうような取組をしてきています。

また、各学校では勤務時間の把握、勤務時間の把握は先ほど申し上げました公務支援システム、いわゆるパソコンを使いながら出勤、退勤の把握をしています。それから実情から申し上げますと、いわゆる持ち帰り仕事、例えば休日等々そういうものは後で入力というそういう形を取っております、勤務時間の把握。それから会議等の精選、採点や通知表の作成時間の確保、これは年歴、月歴の中に位置づける等々の取組、これらも県から出されている働き方改革の、先ほど好事例という言葉が書類とか文書の中にあると思うんですが好事例の活用、それから全体を通して職員の意識の向上に努めてきているところであります。

これらは、教員の働き方改革の観点からの取組ですが、同時に子供たちの学校生活の充実それからいわゆる学力の向上、教育活動の充実につながってきているという認識であります。

先ほど申し上げましたが、3校の教職員の勤務時間の把握は今お伝えしましたけれども、具体的に少しお時間をください。勤務状況ですが、昨年12月のデータを基にお答えしますと、県の調査では長野県の昨年12月の一人当たりの1か月平均時間外勤務は、小学校が44時間45分、中学校では45時間58分となっております。本村ですが、小学校が44時間15分で約30分、中学校では41時間20分ですので4時間40分ほど県の平均より少ない状況にあります。少し遡って平成30年度に比べると、小学校で月平均約6時間、中学校では約8時間の減というふうになっております。

しかしながら、このうち休日勤務の平均が小学校1時間13分、中学校が5時間6分となっていること、中学校は部活の関係があります。勤務日の時間外在校時間の上限時間として1か月45時間、年360時間が示されていることを考えると、さらに時間外勤務の縮減を進める必要があるというふうに考えております。

改正給特法の関係で端的に申し上げたいと思います。お話がありましたが、令和2年12月に、文科省より給特法に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布が出されています。いわゆる給特法の改正ですが、この法律は学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、今までガイドラインだったものが今度指針に格上げになっております。休日のまとめ取りのため、第5条により1年間の変形労働時間制を各地方自治体の判断により、条例で選択できるように活用するもの。

この変形労働時間制についてなんですが、現段階で県の条例に反映されていない実情がございます。本村においても具体的な活用については研究中ということできています。今後、県の動向を注視しながら、近隣市町村とも共有しながら進めてまいりたいというふうに思っております。これが第5条に関わってであります、変形労働時間制。

それから先ほどもお話にありましたが、第7条に関わるいわゆる上限に関わる指針のことについてなんですが、村の中にどう反映するかについてですが、校長会等においても周知は図ってきておりますが、早急に教育委員会規則にも反映させていけないなとそんなことを思っています。今申し上げたのが実情で今後についてなんですが、給特法が改正されたからとかというのは、すみません変な言い方をしますが、と思うんですけれども、法がそういうふうに整えばいいのかというより、もっと中身を学校の中の業務等々を精選という



か軽減していく必要があるんだろうな、それには教員をもっと大勢配置してほしい、個人的な意見ですがそんなことを考えております。

以上であります。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） じゃあしっかりと文書化していくという答弁でよろしいわけですね、はい、ありがとうございます。

本当に教職員、教育長の思いはしっかりと今聞きましたので、本当に教員のこの働き方というのは、一步一步今進んできているかなという思いがあるんですが、まだまだ足りないところがあるのかなという。やはり、教員現場っていうのはこれからの未来の子供たちを育てていくということなので、非常に大切な職場になってくるのかなという思いがあります。南箕輪の子供たち、これからの将来を担っていく子供たちを育てていく学校現場ということになるわけですから、しっかりとお願いしたいと思います。

次に、この質問の働き方改革ではありませんが、去年はコロナ感染症対策で学校の行事等が変更せざるを得ませんでした。今後の計画について伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

先ほど議員から、子供の未来をつくる大事な学校という言葉頂きました。本当に大事にしていきたいというふうに思っております。

今後の学校行事の予定についてにお答えいたします。すぐ卒業式がございます。来週ですが卒業式、それから4月6日を予定している入学式は、御来賓の方または在校生の参加、保護者の人数等制限はせざるを得ない状況になっております。教育委員会で一律にお示しは学校に伝えてはなりません。というのは、学校の状況が異なりますので御理解をお願いします。

制限がありながらも、9月の定例議会で議員から御質問をいただきお答えいたしましたけれども、子供たちにしっかりと心を寄せ、お祝いの気持ちを込めた卒業式や入学式にしたい、そんなことを学校、教育委員会関係者みんなで願っているところです。学校の中では式は先ほど申し上げた形で在校生の参加にもかなり制限があるんですけれども、卒業式を迎えるまで、例えば6年生を送る会、卒業生を送る会とか、在校生とのつながりのところも例年になく丁寧に組立てというかそういう状況をつくっているというふうにお聞きしております。

令和3年度の学校行事予定なんですけど、今年度コロナ禍の中ということで中止・縮小、あるいは制限があり大変苦慮してきていますが、来年度は各校とも令和元年度にある程度近い計画を現時点では立案しております。とは申せ、現時点で感染症の状況については不透明です。例えば家庭訪問期間を短くするとか、あるいは授業参観を一週間の間、期間を取ったりというのが計画として今まで持ってきてるんですけど、そこをどうしたものかとか、あるいは修学旅行を10月に行っていたのをもう少し後ろに持ってこようかとか、あるいは経ヶ岳競歩をどうしようかとか、そこら辺を本当に学校の中、感染症対策と重ねて悩ましく検討を重ねているところであります。

いずれにしても各行事の願いに向けて、今年もそうでしたがどうすればいいか、あるいはどうすればできるか、どうすればいいのかを問いながら立案を進めているところであります。

令和3年度がスタートしてからも、この悩ましさは拭えないなというふうに思っております。

す。御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） まだまだ本当に学校運営は大変なところだと思いますが、しっかりとお願いしたいと思います。

大変申し訳ないんですが、村のホームページをリニューアルされましたが、教育委員会の会議資料なんかが最新のものがちょっと閲覧できないような形になっていますので、できれば最新の物を上げていただければありがたいと思います。

議長（丸山 豊） よろしいですか。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、可能ということをお次長から聞きましたので、また見て御意見をください。よろしく申し上げます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） よろしく申し上げます。

本日は、農業委員長にお越しいただいております。今回私が質問する、変える未来の農業について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

農業委員会の資料、ホームページもすみません、先ほどリニューアルしたんですが直接ちょっと入ることができなくて、検索してから調べなきゃいけないような状態になっていますので、この件は事務局のほうがしっかりと取り組んでもらいたいんですが、農業委員会の資料の中に令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画や、農地等の利用の最適化の推進に関する指針が公表されております。

これは、両方とも遊休農地の解消目標や新規参入者の促進目標、農地利用の集積目標が記されております。活動計画では、令和元年度の目標を令和2年の4月に達成度を確認しております。この最適化の推進に関する指針は、平成30年3月の状況とその3年後、5年後の目標が書かれております。

これは時代とともに難しくなる農業施策に、これは大変苦勞されて取り組んでおられると思いますが、今後のこの推移見込みなど公表用資料は農業委員会ですでに出されていますので、その点について農業会長にお伺いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

高木農業委員長。

農業委員長（高木 繁雄） 久しぶりにこの席に立たせていただきました。議員の皆さんも村の農業に関心を持っていただいていることをありがたく思い、また感謝を申し上げながら、議席番号1番、百瀬輝和議員の質問にお答えをいたします。

まず、公表資料につきましての説明ということでございます。平成28年に農業委員会法が改正になりまして、委員会の業務が見直されました。その中で従来からの農地法に基づく許可のほか、農地利用の最適化の推進というものが必須業務となっております。よりこのことに重点的に取り組んでいるところであります。

そんな中で、議員御指摘のように毎年の計画や目標を設定して活動を行っているところでございます。その中身としては農地の集積、これは実績の公表をしております。また、耕作放棄地に関するものについても公表しております。また、農業者の皆さんが若いうちにはいい

んですが老後の生活はどうするんだというようなことで、農業者年金という制度もありますので、そこいらも推進を促進をしながら、またその実績を公表させていただいているということのものであります。

現在公表されているものが、昨年7月の改選前の委員会で策定されたものでございますが、今年も4月に新委員会の体制の下で、そのときの現状とかあるいは課題等を見据えながら国の方針もありますのでそこらを踏まえて、また見直しを行いながら公表をしていこうと思っております。

その他身近なものとして、農業者の皆さんと農業委員会、また農政活動等のつなげる資料ということになって、私どもが農業委員会だよりを2月に発刊させていただきました。そこらも公表しているところでございます。

以上であります。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 本当に大変御苦勞をされているなというのが見受けられる数字かなと思います。農業委員会は言うまでもなく、地方自治法180条の5項で市町村に設置が義務づけられている行政機関ということで、村長の指揮監督を受けることはありませんということ、業務については農地の権利移動に対する許可判断とか農地の利用最適化推進、耕作放棄地解消など、これは必須業務として行う内容になっております。

これからちょっと質問をするんですが、農業に関する情報提供とか任意的な業務も担っていく必要があるんだなということで、次の質問に移らせていただきます。

村でも、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想というものも施策しておりますし、令和2年4月にこれは公表しております。また人・農地プラン、先ほど委員長が言われた農業委員の会報にも今回出ていましたが、参加していただいているということで大変ありがたく思っております。

そこで、村で公表する基本構想や総合計画の目標値、施策など、この農業行政を担う農業委員会にも審議を図りながら公表していくことが大切なのかなと思いますが、先ほど言った必須業務がかなり忙しいという思いはあるんですが、村の農業発展のためにこの任意業務としてそういうところも担っていくということ、大切な取組なのかなという思いで質問させていただきます。この件は、村長と農業委員長に伺いたいと思いますが。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1 番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

農業に関する村の計画、農業委員会に意見を聞いてはというような御質問であります。御指摘のとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想につきましては、農と食の審議会に諮問をし、県との協議を経て令和2年4月に公表をしたところであります。本構想の中では、今後十年間を見据えて農業経営の年間所得目標や農地の集積目標を定めています。

人・農地プランにつきましては、村内を4地区に分けて平成24年度から初めて作成し、人・農地プラン検討委員会の審議を経て毎年見直しを行っております。本プランでは、農地の集約化を図っていく担い手農業者を挙げて、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集約や集積を進めていくこととした農地集約化経営の方針を定めております。また、本プランは令和元年度、令和2年度の2年間で実質化の作業を行っております。アンケートにより

農業者の今後の農地利用の意向を把握した上で、より実効性のある農地集約化の方針を定めるため、見直しを行っているところであります。

以上のように、基本構想及び人・農地プランは村の農業施策を定めるものになりますので、農業委員会等での意見聴取を踏まえまして、審議会や有識者の検討会で御意見を頂き、村長部局で作成をしておるところであります。農業委員会の意見聴取ということも行っておりますので、そんな御理解はお願いをしたいというふうに思います。

また、総合計画の目標値につきましても、近年の伸び率等の客観的なデータを基に村で策定した原案から、村づくり委員会での検討を経て作成をしているところであります。この村づくり委員会の中におきましても、農業委員会の会長代理さんが村づくり委員になっていただいております。会長代理さんは農協の理事も兼務しており、農業分野に造詣が深い委員でありますので、村づくり委員会の中でも十分な意見を頂いているというふうに思っておりますし、活発な御意見も頂いておるといことをお聞きしておりますので、そういった点では農業委員会の意見を十分に聞いておるといことで、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） 続いて、高木農業委員長。

農業委員長（高木 繁雄） この人・農地プランに農業委員会がどう関わっているかという御質問かと思えます。

今、村長のほうから答弁がございましたとおり、この人・農地プランというのは、これからの村の農業政策を定めるものということのものでございます。したがって、農業委員会としましても日々の活動のよりどころでもあると私は捉えているところであります。そんなことがありますので、より一層の現場の農業者の声を反映することが大切と捉えておまして、現在進めておりますところの西部畑作地帯における人・農地プランの実質化にも、農業委員会の中でも検討会を行ったりして参加をさせていただいているところでございます。

今後も村政部局とも連絡を図りながら、プランでありますのでがちがちに固めるということのものではありません。本当に年次、順次見直しなどが必要になってまいります。そんなことで、村とも連携を図りながら、一層の取組をしてまいりたいとこのように考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 本当に、この人・農地プランがやはり一番基本になってくるのかなど、各地域地域でやはり少し違うこともありますので、総合的な計画指針よりかは人・農地プランをしっかりとやっていっていただいたほうが私はいいのかなって思います。

また、先ほど村長からもありましたが、意見聴取をしてという形の中で進めていただいているということですが、この出している資料が結構多いものですから、その整合性が少し数字関係なんですけど、そこをしっかりとやはりやっていただきたいなど、これは事務局サイドにもなるのかもしれないんですけど、そこら辺が少し見受けられたものですから今回こういう質問を取り上げたんですけど、しっかりとやはり計画とか指針というのは前に向かってそれに向かっていくということですから、そこら辺はきちんとしていただきたいなって思います。

次に、コロナ後の農業について伺います。以前は、大規模集約型の農業の質問をさせてい

ただきましたが、今回はコロナの影響で生活様式が変わり、家族規模の小さな農業が注目されております。県でも、農ある暮らし応援事業だとか、国では女性が変わる未来の農業推進事業だとか、経営継続補助金などがあります。この大規模集約型と小さな農業とを合わせて取り組む必要があるのかなってという思いがあるんですが、それについて村長と農業委員会長に伺いたいと思います。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農業形態の在り方でありまして。今はどちらかという大規模な農業というこのことを推進をしておるといこととであります。村でもまっくんファームを中心としながら、そういった集落営農組織へ集約をしていくということとやってきておるわけでありましてけれども、また今逆に、いわゆる小規模農家とか家族農業とかそういうことが見直されてきている時代となつてきております。そういったことで、昔に若干戻りつつあるのかなという、そんな気もしておるところであります。私も、まさにそのとおりでろうなというふうに思っております。

昔は兼業農家が多かつたわけでありまして。本当に農業をしながら、勤めをしながら農業も行っていくという、今でもそういう形態は残っておりますけれども、その中におきましてかなり自分で農業をしていたというこういう時代があつたわけでありまして。そういうことを考えますと、小規模な農家の役割、これも見直しながら小規模な農家も農業を続けていけるようにすることが必要であるというふうに考えておりますし、退職後に農業をする人、このこともしっかりと支援をしていかなければならぬというふうに思っております。さらには、女性など多様な主体を増やしていくことが必要だというふうに思っておるところであります。若干昔に戻りつつあるのかなということを感じておるところであります。

基本構想におきましては、本村では担い手の集積を進めるとともに担い手として小規模な農家の相互の営農を補完し合い、地域の農業が継続していく構造の構築を目指すとしているところでありまして。特に最近目につくのは、規模が小さくてもこだわりを持った農産物の生産や、農業に興味を持つ方が増えてきております。本村でもそういう方が増えてきておるといことと、これは好ましい状況かなというふうに思っております。そういったことを実践をしながら、仲間づくりだとかファンの獲得、ネットワーク化などを目指しておる人が増えてきておるといことは、本当にありがたいなというふうに思っておるところであります。

県のこの農ある暮らしの応援事業というのがあるわけでありましてけれども、大規模な担い手農業者としてではなくて、小規模農業での移住、新規就農を進める事業となっております。国の女性が変わる未来の農業推進事業というのもあります。農業で女性が活躍することを応援する事業となっております。担い手の確保を引き続き進めることと合わせまして、このように国や県の事業とも連携をし、家族規模の小さな農業や農業における多様な人材や主体の活躍も進めていく必要があると思っております。このことは、本当に農業の担い手という意味では大切なことだろうというふうに思っておりますので、力を入れていければというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） 続いて、高木農業委員会長。

農業委員会長（高木 繁雄） 変える未来の農業についてということとございますが、今あえてコロナ後ということでもございせんけれども、村の農業の現状というのをちょっと御

報告申し上げたいと思います。

近年、村内においても高齢化や離農による農業者人口の減少等によりまして、農地の売り渡し、貸付け規模が本当に増えております。一方、受け手のほうといたしますと、借りたいという希望者は借りたい、規模拡大したいというような方は一定程度おりますが、売りたいという、売り渡してもう農業をおしまいにするんだというような方に対しては、買いたいもしくは買っていいよという方がいないと農地はまた動かないわけでありまして、買いたいもしくは買っていいよという希望者はなかなかおりません。

そんな中で農業委員会としましては、定期的に農地相談会とかあるいは利用調整会議などを開催し、マッチングに努めているところではあります、苦戦をしている状態ということでもあります。

そうした中で、また担い手への農地集積これは必要なことです。規模拡大しなきゃ農業なんてもうけがたくさん出るもんじゃありません。大面積でやらなきゃということでございます。ではあります、小規模な農業やあるいは家庭菜園程度のものからでも取り組んでいただけるような農地取得の下限面積の検討だとか、あるいは小区画の補助の紹介も農業委員会としては扱っております。

先ほども話がありました、県の農ある暮らし応援事業も実践できたらと考えているところでございます。委員会には、昨年度改正になりまして女性の委員も登用させていただきました。この方々も女性の委員として活躍を期待しているところでございますが、今後JAとの関係機関とも連携しまして村の農業の実力的発展、あるいは住みよい豊かな農村環境、これを守っていききたいと考えているところでございます。

以上であります。

議長（丸山 豊） 百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 今、SNSを使ってとかいう形でも販路拡大というのが一番やはり課題かなと思いますので、そういう取組が大事になってくるかなという、そういう制度を使いながらしっかりと村の農業を発展させていきたいなと思います。

次に、コロナ対策について伺います。第3次の地方創生臨時交付金を一部は計画していた事業に充てるというお話でした。第3次の対策について、使うのは来年度というようなお話なんです、4月11日村長選があったり、その後議会も構成替えがあって臨時議会で議決承認されて出向するまで少し時間がかかるかなという思いがあります。

先日、私も村社協まいさぼ上伊那で話を伺ってきました。また、地域の方とも話し合いをする中で、行政ができる支援は待たないだなという感じを受けました。そこで、至急取り組んでいただきたい2点を今回提案したいと思います。

1点目は、県の社会福祉協議会が行っている緊急就労支援事業、資料をつけてありますけれども、これはコロナ禍の中で職を失った方に対して事業所が雇用をしやすくする制度で、雇用した場合に賃金の3分の2を助成する事業です。分かりやすくいえば、自給900円のうち600円が補助される制度です。残りの300円を村のほうで補助できたらいいなという提案なんです、箕輪町では外国人に限って行っているそうです。村で枠を設けるなら女性に限って独り親に限ってというような形かなと思います。

2点目は、困窮者への食事の支援です。コロナ禍の中で食べることに困っている方の支援ということですが、昨日の信毎の記事にも、コロナの影響により独り親世帯が月10万円未満

で生活している、その中で65%の方たちが食費を削っているということです。その支援の中で経営が困難な飲食店の皆様のお弁当を作っていただき、バイトがなくなっている学生に配達をしていただく、こちら辺は都会と違ってちょっと配達するUber Eatsなんかがありませんので、これは考え方なんです社協になっていただければどうかという、そういう中で配達がテイクアウトの支援にもつながっていけばいいなという考えなんです、村長いかがでしょうか。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） コロナ関係の中であります。いわゆる緊急就労支援の上乗せは、現在県内では箕輪町と東御市が行っておるということであります。ただ、箕輪町の場合は町内の外国人を対象にということであります。

その社協についても相談者は失業に関する相談が圧倒的に多いということで、外国人が多いようであります。そういったこともありますけれども、この緊急就労支援事業を受け入れてくれる企業の開拓という部分もあるわけでありまして、企業にとってはこの助成金を使って雇用できる反面に、この2か月間の雇用が満了することがこれが条件となっております。したがって、途中で辞められてしまうと助成金が受けられないというこういうこともありますので、なかなか難しいという話はお聞きをしておるところでございます。

県内で、今のところ箕輪は外国人だけということでありますので、一般の方は東御市だけということでありますので、この辺は他の市町村等々も連携をしながらというふうには思っておりますけれども、なかなか難しいのかなという面はありますけれども、本当に必要であればやっていく必要はあるというふうに思っております。

それから、困窮者の部分であります。村でも議会からの提案も受けまして、健康福祉課に生活支援相談窓口を設置をいたしました。設置後数件の相談が寄せられておるということで、設置してよかったなというふうに思っているところであります。そういった相談者につきましては、確実に関係機関につないでおります。そういったことで行っておるということであります。これは、お弁当の宅配を行っている会社から御飯が80食ばかり余っていて利用をできないかというそういう相談もあったようであります。したがって、フードロスをなくすという観点からこういったことを困窮者の皆さんに届けるようなシステムができないかなというそんな思いがしたところであります。そうした話があるようですので、何とか実現できる方策をこれは探っていきたいなというふうに思っております。

また、学生に配達をという話でありますけれども、ただこのなかなかいわゆるそういった学生との部分が確保できるかどうか、これは本当に難しいというふうに思っております。学生が望む形での配達依頼、需要があまり見込めないというこういう状況があるようでありますので、これはなかなか難しいなというふうに思っております。

したがって困窮者の支援ということになれば、先ほども申し上げましたように村内でも大手の宅配弁当事業者がありますので、そういったことを考えていくことは面白いなというか必要だなというふうに思っておりますので、ちょっと研究をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（丸山 豊） 百瀬議員、時間がきていますのでまとめてください。

1 番（百瀬 輝和） 資料でつけてありますが、まいさぼのほうの住居確保、これは上

伊那では103件相談があつて31件成立なんですが、南箕輪村は28件相談で10件、まいさぼの先ほどの就労支援は60人ほどが登録されているそうです。そういうことで、村の中でも本当に困窮している人たちが、見えない方たちがいるんだなという思いです。

最後に、孔子の言葉です。ちょっと村長に対する言葉なんですけど、こういう言葉です。「近きもの喜び、遠きもの来たる」です。村民が喜ぶ政策を行えば、そのうわさを聞いて遠くから人が移り住んでくるという言葉です。唐木村政はまさにそのとおりだったのかなという思いでおります。唐木村長、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

議長（丸山 豊） これで、1番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

これで、一般質問を終わります。

ここでお諮りいたします。

本日、一般質問が全て終了いたしました。よって、明日11日は休会としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって3月11日は休会とすることに決定いたしました。

明後日、12日の会議は議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（丸山 豊） お疲れさまでした。

散会 午後 4時05分



議 事 日 程 (第 3 号)

令和 3 年 3 月 1 2 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- |     |                                |       |
|-----|--------------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 25 号～第 26 号                | 提案～審議 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決(審査結果の委員長報告)           | 質疑～採決 |
| 第 3 | 議案第 1 号～第 17 号                 | 討論～採決 |
| 第 4 | 議案第 18 号～第 23 号 (予算特別委員会の審査報告) | 質疑～採決 |
| 第 5 | 議案第 24 号～第 26 号                | 討論～採決 |
| 第 6 | 継続調査事項                         |       |

○出席議員（8名）

1番	百瀬輝和	6番	都志今朝一
2番	山崎文直	7番	加藤泰久
3番	原源次	9番	三澤澄子
5番	笹沼美保	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	伊藤千登世
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	堀正弘	建設水道課長	藤澤隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原浩
財務課長	唐澤英樹		
住民環境課長	清水恵子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	松澤さゆり
議会事務局次長	高木謙治

## 会議のてんまつ

令和3年3月12日 午後3時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） 御苦労さまです。

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、追加議案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催いたしました。次のとおり決定したので、報告をいたします。

追加議案が2件提出されております。これを本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案2件を本日の会議日程とします。

日程第1、追加議案の上程を行います。議案第25号から26号です。

議案第25号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第25号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、議員辞職に伴い4月の村長選挙と同時に行うこととなった村議会議員補欠選挙について、今年度中に必要となる経費の補正、また繰越明許費の追加などが主なものであります。既定の歳入歳出予算の総額は変わりませんが、予備費において調整するものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第25号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の細部説明を申し上げます。

本補正は、議案第12号として既に上程をさせていただいております、補正予算第7号の編成

後に必要が生じた事項につきまして、補正をお願いするものでございます。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入に変更はなく歳出の組替えのみでございます。

事項別明細書によりまして、御説明を申し上げます。5ページを御覧をいただきたいと思っております。

2款総務費の1項12目0244移住定住対策事務の13節、使用料及び賃借料の増額でございますが、4月から移住定住対策及び空き家対策に取り組んでいただく地域おこし協力隊員が決定をし、その住居についての賃貸借契約を3月中に結ぶ必要がありますので、追加をするものでございます。

ページを進んでいただきまして9ページを御覧をいただきたいと思っておりますが、10款教育費の補正も同様に社会教育、スポーツ振興に取り組んでいただく地域おこし協力隊員が決定したことから、賃借料を追加するものでございます。

5ページにお戻りをいただきまして、4項7目0276村議会議員選挙事務につきましては、村議会議員に欠員が生じたことに伴います村議会議員補欠選挙が、村長選挙と同日程で執行されることとなりましたので、準備のための経費を計上するものでございます。

次に、3款民生費の1項2目0315国民年金事務でございますが、令和元年度に交付を受けました年金事務の取扱い交付金につきまして、このほど精算確定の通知があり返還の必要が生じたので、追加をするものでございます。

おめくりをいただきまして、4款衛生費の1項1目0400保健衛生総務事務の10節と、次のページ8款土木費の5項1目0830住宅管理事業の10節でございますが、ここにまいりまして、保健センター及び村営住宅におきまして修繕が必要な箇所がありますので、予算不足のため増額をお願いするものでございます。

おめくりをいただきまして、10ページの14款予備費で歳入歳出調整をさせていただき、163万6,000円の減額とするものでございます。

第1条については以上でございます。

次に、第2条繰越明許費の補正でございますが、3ページ第2表繰越明許費補正の表にございます6つの事業につきまして、工事で使用をする二次製品あるいは購入いたします備品が品薄で調達が困難であるなどの理由によりまして、年度末までに事業を完了することができない見通しとなりましたので、また追加をお願いするものでございます。これによりまして、明許繰越とする事業は全部で15事業となります。

以上で細部説明を終わります。

議長（丸山 豊） 議案第25号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第26号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第26号「工事請負契約の締結について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度南箕輪村防災研修センター建設工事、建築工事の請負契約が議会の議決をいただく額以上となりましたので、提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

出羽澤産業課長。

産業課長（出羽澤 平治） それでは、議案第26号の細部説明を申し上げます。

防災研修センター建築工事につきましては、防災をはじめとして各種の研修や人の交流、観光面などでのにぎわい創出の拠点、また都市部等の企業が大芝高原でのサテライトオフィスなどの体験を通しまして、村へ進出をするきっかけとなるなどの目的を持って行うものであります。

建設工事の入札状況について、御説明を申し上げます。議案書の2ページの説明資料を御覧ください。

工事の内容につきましては主要な用途は研修所とし、構造は木造平家建て、建築面積は489平方メートルでございます。工期につきましては、議会の議決の日から令和3年3月31日までです。工事の竣工につきましては今年の10月末を予定し、議案第12号、令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）の中で明許繰越をお願いしているものであります。

入札会は令和3年2月25日に実施し、2者の応札によりまして税込額で1億1,935万円で原建設株式会社が落札いたしました。

1ページへ戻っていただきまして、1、契約の目的は令和2年度南箕輪村防災研修センター建設工事、建築工事でございます。契約の方法は制限付一般競争入札です。契約金額は1億1,935万円で、契約の相手方は南箕輪村3898番地1、原建設株式会社、代表取締役原武光とするものでございます。

以上、議案第26号の細部説明とさせていただきます。

議 長（丸山 豊） 議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、山崎議員。

2 番（山崎 文直） 2番、山崎です。

2ページの説明資料の工期なんですけど、竣工が令和3年3月31日になっていますが、令和4年ということじゃないでしょうかということですが。

議 長（丸山 豊） 出羽澤課長。

産業課長（出羽澤 平治） 今年度事業におきましては令和3年の3月31日までですので、その日を竣工の日としております。また説明も行いましたが、実際の工事の竣工につきましては今年の10月末を予定しておりますので、明許繰越で行うというものでございます。

以上です。

議 長（丸山 豊） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議 長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

日程第2、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会に付託されました陳情2件の委員長報告をいたします。会議規則第91条に基づき報告いたします。

陳情第4号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」。

3月1日、第一委員会室で委員全員と事務局出席の下、審査しました。

意見として労使の関係がある、労働者が声を上げなくなっている。陳情書の中の記書きがあるんですが1については賛成できない、2については無理である、3についてはコロナ禍の中取り組むべきである。ただ、労使で考えは変わるという意見と、趣旨は分かるという意見が出ました。

採択の結果、採択すべきが1でした。不採択すべきが2、結果不採択すべきものとします。

陳情第5号「横断歩道等での交通事故防止に関する陳情」。

これも3月1日に第一委員会室で審議いたしました。

意見として、文言で交通事故が減るわけではない。資料が陳情者から提出されていたわけですが、その資料の事例等が出ていますが、原因が少しこの陳情書とは違うんじゃないかという意見が出ました。

採択の結果、趣旨採択2、結果、趣旨採択するものとします。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（丸山 豊） 委員長報告に対する、陳情第4号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

毎年この時期に出てくる春闘の前なのかなという思いがありますけれども、今、委員長のほうからは1と2と3とそれぞれ結果のほうは今教えていただきましたけれども、この中で書かれております実態調査をしているわけでありましてけれども、こういうことについて、陳情者を呼んで説明いただくというようなことはされなかったのかということと、今このコロナ禍の中で中小企業とやっぱり非正規雇用の皆さんがとても苦しんでいる状況があるということの中で、どのくらいの被害が出ているのかということ論議したのかどうかお聞きします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

百瀬委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 委員会の中では、この陳情者の話を聞くか聞かないかという中では、毎年出てきているのでその必要はないんじゃないかという判断で今回は呼んでおりません。それと、コロナ禍の中で記書きの3については、やはりこの中小企業は大変御苦労されて困窮しているという中では、支援を拡充する必要があるという意見は出ております。

この陳情書の中身なんですけど、最低賃金を上げるという中で先ほども言ったように、この1の1,500円以上という部分にはやはり少し無理があるんじゃないかという、今の中ではこ

のコロナ禍の困窮している経営者の中では少しこれは無理があるという意見です。

それと2について全国一律という部分については、やはり一律というのはこれも少し無理だというお話で、委員会の中では審議したということです。

すみません、以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

陳情第4号の討論を行います。

原案に賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 反対の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第4号を採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立少数です。

したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定しました。

委員長報告に対する陳情第5号「横断歩道等での交通事故防止に関する陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

陳情第5号の討論を行います。

原案に反対の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 賛成の討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

陳情第5号を採決します。

この陳情を、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって陳情第5号は、趣旨採択とすることに決定しました。

日程第3、議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村国民健康保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村村民体育館条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村火入れに関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村介護保険条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村研修センター設置条例を廃止する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



議案第6号「南箕輪村村民運動場条例の一部を改正する条例」の討論を行います。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村指定居宅介護支援事業者の指定に関し、必要な事項並びに指定居宅介護の支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「南箕輪村障がい者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「南箕輪村行政手続における押印等の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第7号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和2年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和2年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の討論

を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「令和2年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「令和2年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「令和2年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第18号から議案第23号までは予算特別委員会に付託されていますので、ここで委員長報告を求めます。

百瀬予算特別委員長。

予算特別委員長（百瀬 輝和） 予算特別委員会の報告をいたします。

予算特別委員会に付託されました議案第18号から議案第23号までの6議案について、会議規則第74条に規定により、ここで審査の結果を報告いたします。

議案第18号「令和3年度南箕輪村一般会計予算」は審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号「令和3年度南箕輪村水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計予算」は、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において出された意見、要望等は今後の予算執行に十分反映し、適切で効率的な行財政運営を図られるよう望みます。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） 質疑なしと認めます。

議案第18号「令和3年度南箕輪村一般会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和3年度南箕輪村介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和3年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和3年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。

議案第21号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和3年度南箕輪村水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

議案第22号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「令和3年度南箕輪村下水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

議案第23号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第5、引き続き議案に対する討論・採決を行います。

議案第24号「南箕輪村第5次総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「令和2年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第25号を採決します。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 全員起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第6、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のと

おり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村政の発展のため長い間御尽力をいただきました堀正弘総務課長、松澤厚子会計管理者、唐澤孝男子育て支援課長、出羽澤平治産業課長が今月をもって退職されます。

退職に当たり、一言御挨拶をお願いします。

初めに、堀正弘総務課長は昭和58年に役場に奉職され、38年間の勤務で総務課長を最後に退職されます。

それでは、堀課長をお願いします。

総務課長（堀 正弘） 本会議後の貴重な時間を頂きありがとうございます。一言お礼を申し上げたいと思います。

今、紹介がありましたとおり、私が役場に就職したのは昭和58年であります。昔の資料を見返しますと、当時の人口は約9,400人で予算規模は約19億円という時代でありました。あれから38年、こうして発展を続ける村の中で仕事をさせていただきました。長い年月の間には苦勞をしたこともありますし貴重な経験もさせていただきましたけれども、この間、理事者をはじめ同僚の職員の皆さん、そして議員各位のお力添えがあったからこそ今日までやってこれたのかなと感じております。さらには、いろんな事業を進める上で、住民の皆さんに御理解と御支援をいただきながら仕事ができってきたのかなと改めて感謝しているところでもあります。

定年を迎えるわけでありませけれども、こうして議場の席に座るのも今日が最後かなと思うと、やっとなりの荷が下ろせるのかなという思いもしておりますが、反面こうした議員の皆さんと一堂にお会いできるのも今日が最後かなと思うと、少し寂しい思いもしております。

定年を迎えますが、4月以降も再任用として役場に就いて村の仕事をさせていただきたいと考えておりますので、今後も引き続き御支援いただければありがたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、これまでお世話になった全ての皆さんに感謝を申し上げまして、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

議長（丸山 豊） 御苦勞さまでした。

次に、松澤厚子会計管理者は昭和56年に役場に奉職され、39年6か月間の勤務で会計管理者を最後に退職されます。

それでは、松澤会計管理者お願ひいたします。

会計管理者（松澤 厚子） 本日、このような貴重なお時間を頂き、誠にありがとうございます。

このたび、3月31日をもって南箕輪村職員を定年退職することとなりました。役場に奉職以来、理事者をはじめ多くの先輩や同僚の皆様を支えられ、人生の大きな節目であります退職の日を間もなく迎えられることは、皆様の励ましと御指導のおかげと感謝し、心からお礼を申し上げます。

また管理職になりましたからは、議員の皆様とともにいろいろな経験や勉強をすることが

できました。無事に本日を迎えられましたことは、議員の皆様の励ましと御指導のおかげと感謝し心からお礼を申し上げます。

今後は今までの経験を生かして、少しでも皆さんのお役に立つことができればと思っております。これからも常に感謝の気持ちを忘れず過ごしていきたいと考えております。

最後になりますが、南箕輪村の発展とここにおられる皆様の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げます、簡単ですがお礼の御挨拶とさせていただきます。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

議長（丸山 豊） 御苦労さまでした。

次に、唐澤孝男子育て支援課長は昭和54年に役場に奉職され、41年6か月間の勤務で子育て支援課長を最後に退職されます。

それでは、唐澤課長お願いいたします。

子育て支援課長（唐澤 孝男） 本日は貴重なお時間の中、このような機会を設けていただきましてありがとうございます。

私は昭和54年10月にこの役場に入庁し、41年半南箕輪村の職員として勤めさせていただきました。当時の人口は8,000人台で今よりかなり少ない反面、農家を中心とした古くからの住民の皆さんは今より多かったと記憶しております。その後、転入者の増加により人口の増加、農業中心から第2次、第3次産業の進展により村の様子は大きく変わってきましたが、社会情勢が変化している現在にあっても人口増加、低い高齢化率、子供の数が多いなど、若く発展する村として全国からも注目されるようになっていきます。

このような村に生まれ育ち、長年村のために働くことができたことは大変光栄に思います。私が管理職として議会に関わらせていただきました期間は8年弱となります。本音を言いますと、議会の厳粛な雰囲気が苦手で大きな緊張感も持って臨んでおりましたが、本日で終えることになり内心ほっとしている状態です。

立場は違ってもともに村をよくしていくという共通認識の中、御提案や議論を重ねていただきました議員の皆さんに改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後の令和2年度は、新型コロナウイルスの対策に追われた1年間でした。このことについては、まだまだ先の見通しが見えない状況であります。また、間もなく村は新たな体制を迎えることとなりますが、どのような状況であっても議員の皆さんをはじめ村政に関わる皆さんの役割は、村民を幸せにすることに尽きると思います。これからの皆さんのますますの御活躍と御健勝をお祈りし、退職に当たっての御挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長（丸山 豊） 御苦労さまでした。

最後に出羽澤平治産業課長は昭和54年に役場に奉職され、41年6か月間の勤務で産業課長を最後に退職されます。

それでは、出羽澤課長お願いします。

産業課長（出羽澤 平治） この場をお借りしまして御挨拶させていただきます。

これまで多くの皆様に助けられ、支えられ、励まされ努めてまいりました。感謝申し上げます。ありがとうございました。

私は昭和54年に奉職しまして、その当時を思えば世帯、組それから区、村という社会集団の中でいろいろな課題解決がなされ、またその当時はまだ結という助け合い活動が暮らしを



支えていたと記憶しております。

職場では、感光紙を使ったコピー機から今ではデジタル複合機へ、さらにパソコンが導入されワードや表計算ソフトが使えるようになり、また上伊那情報センターに汎用型コンピューターが整備され事務の効率化が図られ、今ではインターネットの利用が当たり前になり、情報化の中で事務のスピードや高度化が進み、環境が大きく変わってまいりました。しかしながら、勤めている中では、家の前の水路にごみが詰まり水があふれているから何とかしてほしいという電話を受けての、現場に行き簡単な作業でごみを取り除き対応したことを思い出します。

平成の合併論議の中で、自助・共助・公助が論じられ、自立の村を選択した中で住民参加の村づくりがスタートしました。時がたち他地域からの転入人口が増えてきて、その当時の人たちの思いが村全体として見ると薄まってきてしまっているのではないのでしょうかと改めて感じるところであります。できることから始めて、住民は関心を持って住民を挙げて村づくりを継続してしかなければいけないと感じております。退職後はその一員として努力していきたいと考えております。

最後に、本日はこのような場を与えていただきまして、誠にありがとうございました。  
議長（丸山 豊） 挨拶をいただきました4名の皆様につきましては、退職されましても引き続き村政に御理解、御協力をお願いいたします。

長い間、大変お疲れさまでございました。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいまは、退職する4名の職員にこのような機会を与えていただきまして、私からもお礼を申し上げます。今年には管理職4名の退職ということになります。3人の方は再任用、一人の方は完全にお辞めになるというこんな状況であります。4月1日には、また新たな体制でということを考えておるところであります。

さて、3月定例会12日間の会期お疲れさまでした。また、全議案原案どおりお認めを頂きましてありがとうございました。議案審議や予算特別委員会、一般質問でいただきました様々な御意見や御提言は、今後の行政執行に生かされていくことと思っております。

令和3年度の各会計の当初予算が成立いたしました。骨格予算であります。新型コロナウイルス対応等当面する課題につきましては予算化をしてありますので、肉付予算が成立するまでの間、村政の継続性は十分維持されていくものと思っております。

また、これからの村づくりの指針となります第5次総合計画の後期基本計画も決定をしていただきました。合わせまして基本構想、人口部分につきましても御決定をいただきました。本当に人口を上方修正するなんていうことは、ありがたいことだなというふうに思っております。今、人口減少時代の中で、なかなか人口上方修正ということはないわけでありませけれども、本村はその点本当に恵まれておるなというふうに思っておるところであります。今後は、計画の着実な具現化に努めていただければと思っておるところであります。

予算編成もコロナ禍で財源確保に苦勞をし、厳しさはありましたけれども税収大幅減となりました。その部分を地方交付税の増額でカバーすることができ、また予備費も4億5,000万円ほど留保することができました。この辺は、村の体力を感じた一面でもあります。

今後、大型事業としての学校給食センターの建設、道路を含めた公共施設の長寿命化、さらには子育て、教育、介護、高齢者福祉の充実と様々な財政需要がありますけれども、当面は健全財政を維持しながら、持続可能な村政運営ができていくものと思っておるところでございます。

コロナ関係でありますけれども、コールセンターの設置とワクチン接種の準備を加速しております。しかし、高齢者の接種につきましては遅れるのではという、こんなふうにおおるところであります。ワクチンがいつ、どのくらい供給されるのか、いまだに不透明な部分もあるわけでありまして、最初のごく僅かというようなこんな情報であります。そういった中で、シミュレーションするのも難しく頭を悩ませておりますけれども、国の動向を注視しながら時期村政へしっかりと引き継いでまいります。

同時に、一日も早く新型コロナウイルス感染症が収まり通常の生活に戻れること、また社会経済活動が活発になることを切に願っております。

南箕輪村は、まだまだ発展する可能性の高い村であります。執行側と議会の健全な議論をしながら車の両輪としてその役割を果たし、村のため、村民のためになるような村づくりを期待をしておるところであります。

ここで、退任の挨拶をすべきところでもありますけれども、一般質問や開会の挨拶それから12月にも行いましたので、簡単にさせていただきたいと思っております。

いろんな施策を進めてまいりましたけれども、これからもそうありますけれども、何よりも今住んでいる村民の皆さんが、この村に住んでよかったと思えるような村になれば、おのずと村は発展していくのではないかというふうにおおるところであります。人口減少時代、移住定住というこういう施策も本当に大切になってきますけれども、まずは今住んでいる住民の皆さん、このことが一番だというふうにおおるところでございます。持続可能な村づくりのためには、住民サービスと財政の健全化の均衡を保つことが重要であります。これも常々申し上げてきたことであります。その上に立ちまして、住民生活の安心や地域の安全を守り、産業のバランスのよい発展を期待をしておるところであります。

今議会におきましても、約2年間議員の皆さんと様々な議論をさせていただきました。要望等をお聞きし実現した施策、あるいは実現することができなかった施策等それぞれありましたが、そんな点につきましてはできるものはやってきたつもりでありますので、御理解もお願いをしたいというふうであります。

今議会でも申し上げましたけれども、私自身子育てを含めた福祉施策につきましては、一律ということではなくて、やはり本当に困った皆さんをどう行政が支援をしていくことができるのか、このことが行政の大きな役割だというふうにおおるところでございます。そんな皆さんの支援、今後の村政でも支えていただければというふうにおおるところであります。

私にとりましては、最後の定例会が終わります。また一つの肩のおもしが取れて安堵をしておおるところであります。一抹のこの寂しさというものもあることは事実でございます。これまでの議員各位の御協力により感謝を申し上げ、そして何よりも全ての住民の皆さんにお礼を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（丸山 豊） これをもちまして、令和3年第1回南箕輪村議会定例会を閉会し

ます。お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕  
議 長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時 5 4 分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員